

を以て人天の善果を感ずる、これ有漏所縛の故に有漏と名けらるゝ。外境の六塵及無記心も亦た所縛の故に有漏と名けらるゝ。『瑜伽論』にては善心無記心及び外境は所縁故と言へる因由に攝めてある。次に漏所隨故とは、餘地の法即ち欲界身にして天の眼耳根を緣するが如きは、煩惱増益せずと雖も、尙ほ當地の惑に隨へり故に惑に隨へてまた有漏と名くる。次に漏隨順故とは、順決擇分の善根は無漏に順じ生死の有に背くものなりと雖も、無漏智現前するまでは、尙これ有漏煩惱と隨順するが故に、之を有漏と名くる。次に漏種類故とは、無學身の有餘依の五蘊の如き、之と俱起する煩惱あること無しと雖も、これ先の有漏に起されたる餘類である故にまた種類に従へて有漏と名くる。以上六種の義相を以て有漏の名義を釋してある、要するに眞如に觀達せる無分別智の初めて現行するときを無漏の初刹那とし、其の以前に屬する諸法は本識内の無漏種子を除く外全部之を有漏法と名くる。而して又この有漏法は見道以後漸次之を斷除せられて、最後無學身の有餘依の五蘊に至るまで有漏殘存し、終に佛果の全分の無漏と爲るに至りて有漏法全く斷盡するのである。無漏法は之に反して、無始已來種子として第八識中に相續

するもの、見道位に至りて始めて現行し、乃至佛果に達すれば、四智心品の種現全く無漏法なり。六種有漏の義に翻對して無漏の名義を知るべし。

されば有漏法は、その有漏の本體たる煩惱に對する關係には種々ありと雖も、之を概するに煩惱に纏はれたる雜染の因果である。假令善法なりとも聖道無漏の智より照らすときは、同じくこれ所捨の法なり、煩惱に纏はれたる善は、三界の善果を引くことに止まりて、無漏證果の因と爲る者ではない。然るに斯く有情の善法までも有漏たらしむる煩惱法は、何れの識と相應現行しつゝありやと云ふに、これ第七識相應の一聚である、有漏の正因即ち有漏の根源は染汗の末那即ち是である。第六識相應の煩惱も、他の色等の諸法に望めて有漏を成せしむるの義ありと雖も、此識は間斷あるが故に、若し此識に有漏の根本を置くときは、有漏は數次斷絶して無漏と成ることゝなる。且つ又、六識相應の善の心所若しくは無漏無記の心所俱起せるときは、勿論この時に當りて、煩惱法の六識と相應俱起するもの有ると無きを以て、此の善心及び無記心は無漏として純潔なるものとならざるべからず。或は六識の善及び無記心が、前念の煩惱より引起せらるゝとも有るべしと雖も、若し

煩惱より引起されたりとも、其の同時に於て煩惱の存在する無ければ有漏の義は甚だ乏しい。前念の煩惱は有漏たるの傍因とは言ふべし。正因とは名けられぬ。此の如くなるが故に前六識相應の煩惱は、有漏の正因として數ふべきものでない。有漏の正因たるものは、無始已來相續せる染汚の末那である。この識の煩惱常に相續して止む時無きが故に、假ひ前六識に善無記心の現行あるも、煩惱と俱有である。其の他八識無覆無記の現行及び内外の色法等すべて、この煩惱と俱有たるを免れず。煩惱と俱有たるを免れざれば、固より清淨なるを得べからず、且つ又互に相増益の義あるを以て有漏を成する。互に相増益すとは『論』の五に曰く、諸有漏由與自身現行煩惱俱生俱滅互相増益方成有漏。由此熏成有漏法種後時、有漏義成と。自身現行煩惱とは第七識相應の煩惱なり、この煩惱と俱に生滅して互に相増益する、増益とは雜染を増益するす、かくて有漏の現行は有漏の種子を熏するが故に、後念に此の法生起するときは有漏の義既に成じて居る。此の如くなるが故に有漏の根元は一に末那に在り、末那の染汚若し斷除し去らば有漏の義は則ち除く、これ第七識を諸識の染淨依と名くる所以である。諸有漏法と末那識との關涉知るべし。

有漏無漏を以て百法を分別すれば。心の八種は有漏無漏に通ず、無漏位に在りては智増上なるが故に四智心品と名く、大圓鏡智は第八識なり、平等性智は第七識なり、妙觀察智は第六識なり、成所作智は前五識なり。六七二識は初地以上漸次無漏に轉じ、第八と前五とは佛果に至りて一時に轉ずるなり。心所法に在りては遍行の五、別境の五、善の十一、この二十一法無漏に通じ、其の他は皆有漏に限る。色法は無漏の根境あり。不相應行は分位の假立なるが故に、應に隨て有無を解すべし。無爲法は有漏に通せず、但し識變の無爲は有漏に通ず。有漏無漏の通局大途此の如し。

第二節 因果論

因果論を叙せんとするに當り、先づ偶然論・宿作論・一因論の論旨に對して一顧を費やし置く必要あり。

偶然論また名けて自然論といふ。吾人の遭遇する事實は偶然の出來事に過ぎ

す、其の原因結果の關係は認むべからずといふ考である。社會の總ての事業が、悉く偶然の出來事なりと言はんには、恐くは誰人も之に賛同するものあらざるべきも、其の幾多の事實は偶然なりといふことは、動もすれば容易に首肯せらるゝ。古人が偶然の事實と考へたりし、風雨寒暑の來往の如き、今人はその原因を測定して之を前知しつゝある。理化學的の物質上の變化、天象の運行、地文の異動、或は國家の治亂興廢等、皆その原因結果の嚴密なる關聯によりて支配されつゝあることを知ると雖も、個人の禍福、貧富貴賤、賢愚等の事實に會しては、其の眞に偶然なるを信する人々も決して少くない。所謂無因論、自然論者の思想は、今日も尙傳布されてある。

此論者の一考を求むべきことは、或る事實が、現に嚴重なる因果關聯に律せらるゝを見つゝ、他の事實が因果律を脱出したる偶然のものなりと認め得る理由如何。如何に極端なる偶然論者も、物體の燒失といふ事實が、熱體に接近したる結果に非ずとは認めざるべく、多數の事實が原因によりて生じたるものなることは、異論なかるべし。さすれば、或る事實は因果の關聯にして、或る事實は偶然なりと認むる

もので、蓋し矛盾の甚しきものである。其の事實が因果關聯に成り立つといふことが、動かすべからざる事實ならば、他の事實も亦因果關聯に成り立つたもので、偶然らしく見ゆるは、其の原因が知れ難いだけのことである。途上人に會す、之を偶然といふは、速斷である、必ず會せざるべからざる原因の事情がある、甲は某の時間に其の地點に來るべき原因を有し、乙も亦同じく同一時間に同一地點に來るべき原因を有して、而して其の結果として相會したのである。而して此簡單なる事實の原因を、漸次に推究するとき、其の關聯し來る所、限際なきに至るものである。凡て偶然と考へらるゝことも決して偶然では無い、若し吾人の智識がその原因を知り得ないならば、これ知り得ないのであつて、原因が無いのでは無い。禍福、貧富貴賤、賢愚等、人事の差別も亦た必ずその原因を有するもので、その原因を知り得ない爲めに偶然の事實と考ふるは、憶斷の甚しきものである。無より有を生ぜざるは、千古の原則でなくてはならぬ、凡ての學問も知識も、如何なる事實にも必ず原因ありといふ、原則にして肯定されずんば、何等の推論も成り立たない。若し一小事實在ても偶然の現象ありとせば、其時を以て總ての學問も知識も全く權威を失墜す

る。何となれば學問も知識も因果關聯の考察に由らずして成り立つものは、一として無いからである。要するに偶然論者は眞面目な思索を勞しないのである。偶然論者の宗教倫理上に於ける弊害は、所謂撥無因果の爲めに、如何なる行爲も勝手氣儘に振舞つて、更に戒慎する所が無いことになる。何事も偶然であるといふ考の下には、斯く爲すことは斯く爲らんが爲であるといふ、因果關係は到底肯定されない。さすればその行爲を制束する何事の羈束をも見出さない、放逸に流るゝは自然の成行である。

次に、宿作論若くは宿命説と稱するものは、印度當代に一派の學説として存在せしが如く、現今にては佛教因縁説の誤解者などに斯かる考を持つて居る人がある。曰く、現在世の苦樂貧富等一切の事柄は、皆これ宿命の業によりて定められたるもの、現在世に於ては全く改轉すべからざる運命である。この考は偶然論無因論では無い、寧ろ因果の約束を強く見過ぎた方で、何事も宿世に於て定まつた結果で、現在世は如何にあらうとも、宿命の然らしむる所なりとして安心する、物事をあきらむるには至極よい考である。併し、因果關聯は左様な限定されたものである

べき筈はない、因が果を引くといふが正理ならば、現在刹那の事實は、現在刹那迄の、衆多の因縁の連結したる結果なるざるべからず。果報を異にしたる過去生の業因のみが、現在生のすべての事實を引起し、現在生の事縁が之に何等關係を持たないといふことは、勿論道理では無い。業務に怠慢で貧乏をする、何も過去生の約束ではない、不養生で病氣になつた、別に過去生から定まつたことでは無い。因果の關聯を前に前に推戻したならば、勿論多生曠劫以來の連鎖は有るに相違ないが、現在生に於て現在刹那までの事柄が盡く之に關聯を有することは勿論である。宿作論の宗教倫理上の弊害は、偶然論の弊害と殆んど相似たるもので、吾人の遭遇する事柄は盡く宿命の絶対命令にして、現在生に於ては如何ともすべきでない信じ、何事も全く放任に流るゝ、斯かる思想の持ち來たす結果として種々の弊害を見ることは明かである。

次に一因論とは、因果關係を至極簡單に見て、一因能く果を引生するを得この考である。簡單に考ふれば、粃種子が稲苗を生ずる、粃の一因能く稲苗といふ結果を生じたるよう思はるれども、實は多數の原因が湊合したる結果である。空氣水光

線土壤溫熱肥料及び農夫の播種動作等の多數は直接に稻苗の結果を引生する有力な原因である。而して更に夫れ等の原因を生じたる第二原因を求め、空氣・水・光線・土壤等は如何なる原因によりて成立したるやを考ふれば、非常に多數なる原因の關聯を見る、斯く第三の原因、第四の原因を尋ねて止まざらんには、全宇宙の萬象は盡く、此の單純にして細微なる一莖の稻苗の爲の必須の原因たるを知るべし。此の如く何れの事實でも衆多原因の集合によりて方めて成立したるものならざるは無く、決して一因生の事實は無い。印度當代の一因論者中には大自在天なる一因が能く衆生を生すと考へたものもあつたことが『俱舍論』などに見えてある。詳かに知り難きも、宇宙に大自在天なる絶對唯一の存在ありて、これより衆生を生じたといふ考らしい。唯一の存在から衆多の現象が派生するといふことは、頗る困難な矛盾を含んで居る、唯一の存在ならば、永遠に他の勢力の來り加はることは無い、他に來り加はるべき勢力を認むれば、唯一の存在ではない、他の勢力が來り加はらないならば、永遠に唯一の存在は唯一の存在で繼續し、多數の現象を派生する理由も無くその場合も無い。唯一の存在が多數の現象になるといふは、即ち變化

である、變化といふことは必ず他の勢力を要する、唯一の存在が唯一の存在ならば、何を以て變化する。要するに衆生の元始を求めて、之を大自在天の絶對に歸するなどの考は、一因生の不可能に氣附かなかつたものである。

凡ての學問に於て因果關聯の討究を必要とする如く、法界の眞理を闡明し、斷惑證理の方則を見出だし、以て實修實行の規範を定めようとする、哲理的基礎に立てる宗教に於ては、殊に因果論に力を盡す必要が適切である。大小乗佛教が必ず縁起論の討究を忘れないのは、この關係が明ならずしては、修行の規矩が定まらないからである。法界萬有は如何なる因果關聯に成り立つたもので、如何なる眞相のものであるといふことが分らないでは、如何なるが迷で、如何なるが悟であるかも分らない、また如何なる原因を修して佛果を求むべきやも分らない。斯る意義に於て、因果論の教義は法門上の諸般の基礎を成すものである。先づ説明を種子現行論より起すべし。

第一項 種子現行

一 種子の名義

種子
現行

凡て因果の關係は複雑なる連鎖を成せるものにして數多原因の集合によりて、始めて或る一の結果を生ずるものである。然るに此の數多集合の原因の中、必ず缺くべからずして而して決して其の法以外の他法の主要原因とはならない、其の法にのみ最も主要なる親因縁なるものがある。譬へば稻の生ずるには、必ず粃種子を要する、而して日光雨露等は他の草木の發生にも原因となれども粃種子は、決して他の草木の種子とはならぬ。此の稻に對する粃の如く、一切有爲諸法には必ず必要にして且つ局定されたる原因を有する、是を親因縁と名くる。この親因縁たる或る勢力と結果たる或る現象との關係に於て因を種子と名け、果を現行と名くる。

凡て色法にもあれ心法にもあれ、一切の萬有は、必ず之を生起すべき或る一定の親因縁たる勢力より生起せられたるものでなくてはならぬ。若し一定の勢力たる或る原因を有せずして、何れの原因をも共通として生起するものなりとせば、凡

ての因果關係は全部混亂を生ずる、稻は豆種子よりも生じ、豆は粃種子よりも生ずることになる、これを若し認むるときは忽ち無因生、他因生等の暴論に陥る。凡て各々の現象即ち結果は、各々の種子即ち原因を要し、また同一の種子即ち原因より、異なりたる現象即ち結果を生起することは無い。故に現行の萬差なると同じく、種子も亦た萬差でなくてはならぬ。上の粃種子、豆種子の譬喩は、譬喩にして例證ではないことを注意せよ、而してこの萬差の諸法を生起すべき、主要原因たる萬差の種子は、常に存続するもので、若し所要の他の衆多の原因來り加はるときは、乃ち現行を生起するものである。これを種子生現行の相狀とする。

二 種子の實體と本有新熏

然るに現行たる色心萬差の現象は、吾人之を現前に認むることを得るも、その原因たる種子は何の處に存在し保存せらるゝや、甚だ知り難い。今、この法相教義に在りては、識變論の歸納によりて、凡ての種子即ち一切諸法生起の勢力は、擧げて各々有情の第八本識中に具有せらるゝものと爲す。吾人の見聞覺知し思想し依止

しつゝある宇宙萬有は、凡て吾人各々有情の識變に外ならざるものである。故に種子も亦た各々有情の持續に係るものである(第一章第三節識變論の説明参照)。「論」の二に曰はく何法名爲種子、謂本識中親生自果功能差別と。『論文』の意は、第八本識中に具有するところの差別の諸法を生起する各々差別の機能を種子と名くとの謂である。親生自果とは各々の種子より各々の現行を生ずるを言ひ。功能差別とは差別せる能力と云ふことにて、差別せる能力即ち各々の種子が、第八本識中に具有せられて、各々の自の現行を生起するを功能差別と言ふのである。されば種子と名くる諸法生起の勢力は、第八本識を離れて別體あるものではない、第八本識を體とせる作用に外ならぬものである。約言すれば本識生果の能力にして、阿頼耶識の力用を指すものである。抑も各々有情の阿頼耶識は如何にして斯かる力用を具有せるや、即ち種子は如何にして生ずるものなりや。この疑問に對して論師に三種の異説がある。一に唯本有説、二に唯新熏説、三に本有始起並有説これなり。

唯本有説

一、唯本有説

此説は護月論師等の唱ふるところである。謂く種子は法爾自

然の存在にして、無始時來阿頼耶識の具有する所にして、現行の熏習等によりて新に生起するものではない。有情五性種別の如き、これ本有無漏種子の具不によりて生じたる區別にして、而して本有種子以外には、新に種子を生ぜざるが故に、この種性區別は永遠に改變することなしと。これ種子の存在を法爾自然の事實なりとし、別に生起の理由を討究せざる説である。此説の所據としては無盡意經及び阿毘達磨經等を引用する。『無盡意經』に曰く一切有情、無始時來有種種界、如惡又聚、法爾而有と。界と言ふは種子差別の名にして、無始時來法爾の存在を説くものなりと見る。又『阿毘達磨經』に曰く、無始時來界一切法等依と、これ阿頼耶識を釋する文にして、界とはこれ因の義で、無始時來一切法の因となり所依となると説くものである。諸經論に熏習と説けるものはこれ熏習増長するの謂にして、熏生の謂に非ずといふのである。

唯新熏説

二、唯新熏説

此説は難陀論師等の唱ふる所である。謂く種子は諸經論に又習氣と名けてある。すべて現行の熏習によりて生ずる名前である。能熏の現行無始時來存在するが故に、所熏の種子も亦た無始時來成就せるも、熏習によりて生

せざる本有の種子あること無しと。此説の所據としては多界經等を引用する。『多界經』に曰く諸有情心染淨諸法所熏習故無量種子之所積集と、これ有情の心は染淨の現行より熏習せらるゝが故に無量種子積集すと説くもので、この外諸經論に熏習と説くもの皆この意なりとする。五性種別の如きは畢竟して煩惱所知の二障の種子を有するが爲めに種性の別を成するもので、本有無漏種子の具不に由るものに非ずといふ。

新舊並存説

三、本有始起並存説

此説は護法論師の唱ふる所である。謂く無始時來阿頼耶識の中に法爾自然に諸法を生ずる差別の功能がある、之を本有種子と名くる。また無始時來數々現行に熏習せられて種子を生起し、同じく阿頼耶識の中に藏せらるゝものがある、これを始起または新熏の種子と名くる。前兩説所據の經論の文は各其の一を説くものであると。此説にては、五性種別は第一説の如く本有無漏種子の具不に由ると爲す、本有無漏の種子無きものは終に無漏の現行を生ずる能はず、現行を生せざれば終に新熏の種子有るべき理なし、斯くて本有無漏種子の具不は永く種性の別を存すると。第一説を難じて曰く、若し現行熏種子の義無し

とせば轉識と阿頼耶と互に因果と爲ると言ふべからざるべし、然るに經論には互に因果と爲ると説けりと。これ轉識を因として阿頼耶を果とするには、轉識の現行が能重と爲りて阿頼耶の種子を熏生すると認むるの外に、之を談すべき因果關係がないからである。此の他諸經論に熏生の説少からず、唯本有説は理教に違すと。第二説を難じて曰く、若し本有種子無しとせば有爲無漏の生起は因縁無くして生せざるべからず。有漏の種子は無漏の現行を生ずべからざるが故に、有爲無漏の初刹那と何者を因として起るべきや。有漏種子無漏の現行を生ずべしとせば無漏種子も亦た有漏の現行を生ずべし、善の種子も亦た惡の現行を生ずべし、此の如くならば因縁生の理何を以てか立たんや。此の他聖教處々に本有種子ありと説けり、唯新熏説は理教に違すると。此の如く唯本有説新熏説共に不可なるを以て、第三説はこの兩者を并有すと立て、理教に相應するものとするのである。

然るに玄奘三藏所傳の法相教義は、凡て護法論師の解釋を稟承するが故に前記三説の中第三説を正義とする、以下此の説によりて種子論を細説するものである。

三 種子現行の因果

衆縁生の説明

阿頼耶識に具有せる諸法の種子は、無始時來恒に相續して間斷有ること無く、如何なる場合にも現存せざることはない。然れども種子存在すといふ一の因由のみを以て現行を生起するものではない、種子が現行を生ずるには、尙ほ他に衆多の縁を待つものである。譬へば穀種の發芽するには、穀種の存在は主要にして缺くべからざる因縁なりと雖も、穀種の存在のみにては決して發芽するものに非ずして必ず他の雨露日光等の外縁の來り加はるを待ちて始めて發芽するが如きものである。佛教の教義は衆縁生を認めて斷じて一因生を許さない。一因の在る所直ちに結果を引生すべくんば、迷悟染淨一切の現行は、雜然として同時に生起せざるべからざることになる。何となれば是等諸法の種子は同時に存續してあるからである。同時に存續する原因が、或る順序に由りて結果を引生することは現在の事實である、これ衆縁和合の遲促に由るものなることを證明する。譬へば穀種の同時に存在するもの、雨露日光等の外縁を得たるものより、先づ發芽して、同時存

種子生種子

在の穀種必ずしも同時に發芽せざるが如し。此の如く諸法の親因縁たる種子は、恒時に本識中に存續すと雖も、之が生起に適當なる衆縁の來り加はるまでは、現行を生せず種子として相續する。この前刹那後刹那同一の種子を生起して相續するものを種子生種子と名くる。

種子生現行

斯く種子生種子の連續を以て存在する諸法の種子は、之に相當したる衆縁來り加はるとき忽ち現行を生起す、之を種子生現行と名くる。例へば眼識の種子根境等の他の八縁第一章第一節諸識生縁の説明参照すべし、合するときは、則ち其の刹那に眼識の現行を生ずる。而してその衆多の生縁相續する間は、各刹那に相續して眼識の現行を生起し、生縁の一を缺くに至れば即ち眼識の現行を休止する。現行を休止すれば種子は復た單なる種子生種子の状態に復歸するのである。而して生起の現行は種子に引かれたる結果なるが故に、更に次刹那の現行を引生する親因縁とはならぬ、各刹那の現行は各刹那の種子より引生せられ、種子生現行の因果は各刹那に獨立に行はるゝものである。されば種子は、次刹那の種子に對しては種子生種子の因果關係を有し、同刹那の現行に對しては種子生現行の因果關係

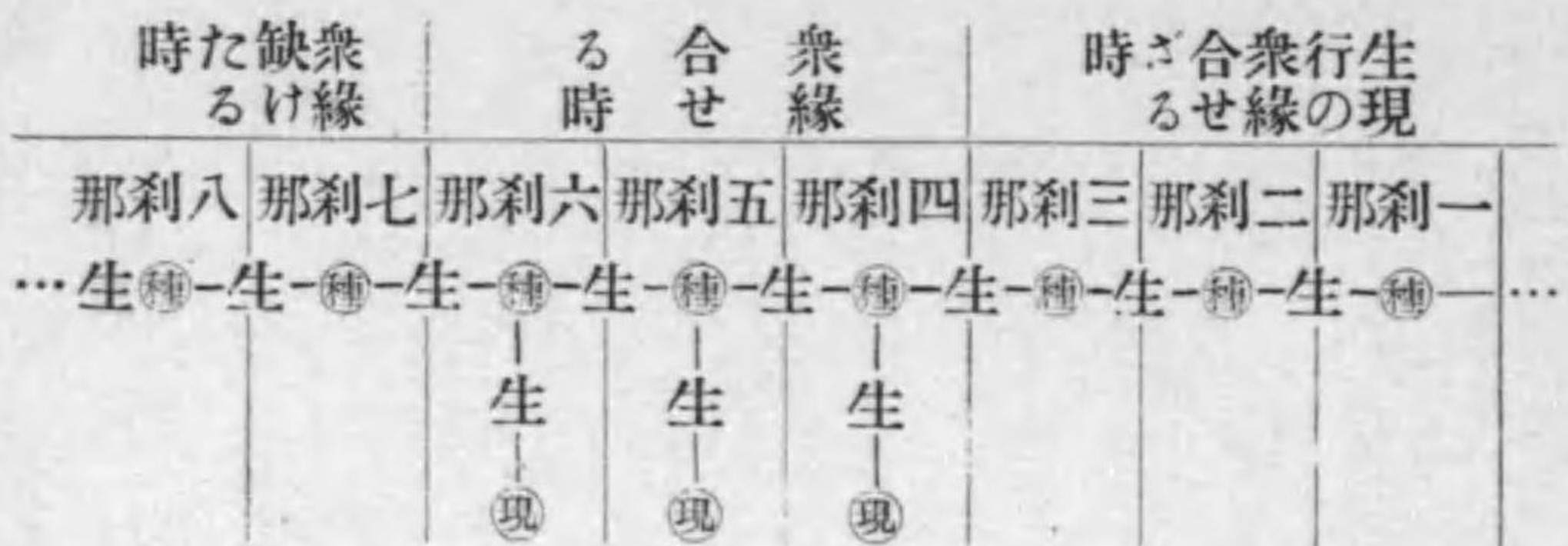
を有する。

然るに現行諸法の中、強盛なる勢力を有するものは、生起の刹那に種子を第八本識に熏習する(次項能熏現行の説明参照)、これを現行熏種子と名くるのである。すべて種子の現行を生ずるも、現行の種子を熏するも、其の現在刹那に於て作用せざるべからず、過去に落謝したる法には生熏の力用有るとなし、而して種子にせよ、現行にせよ、皆刹那に生滅するものなるが故に、種子生現行、現行熏種子の作用は共に同一の現在刹那に行はるゝ。『論』の二に曰く能熏、識等從種生時即能爲因復熏成種三法展轉因果同時如炷生焰焰生焦炷亦如東蘆更互相依因果俱時理不傾動と。三法展轉因果同時とは、現行を生ずる種子と、生せられたる現行と、其の現行より熏せられたる種子と、この三法に於て種子生現行の因果と、現行熏種子の因果と展轉同時なるを曰ふのである。炷焰の譬は炷の焰を生ずると、焰の炷を燃やすと因果同時なるを例し、東蘆の譬は、甲乙二本の蘆を束ねて相依りて立たしむる時、甲の立てるは乙を因とし、乙の立てるは甲を因とし、相互の因果同時に行はれつゝあるを例するのである。斯くの如く種現の關係は同時因果にして、前刹那の種子が變化

現行熏種子

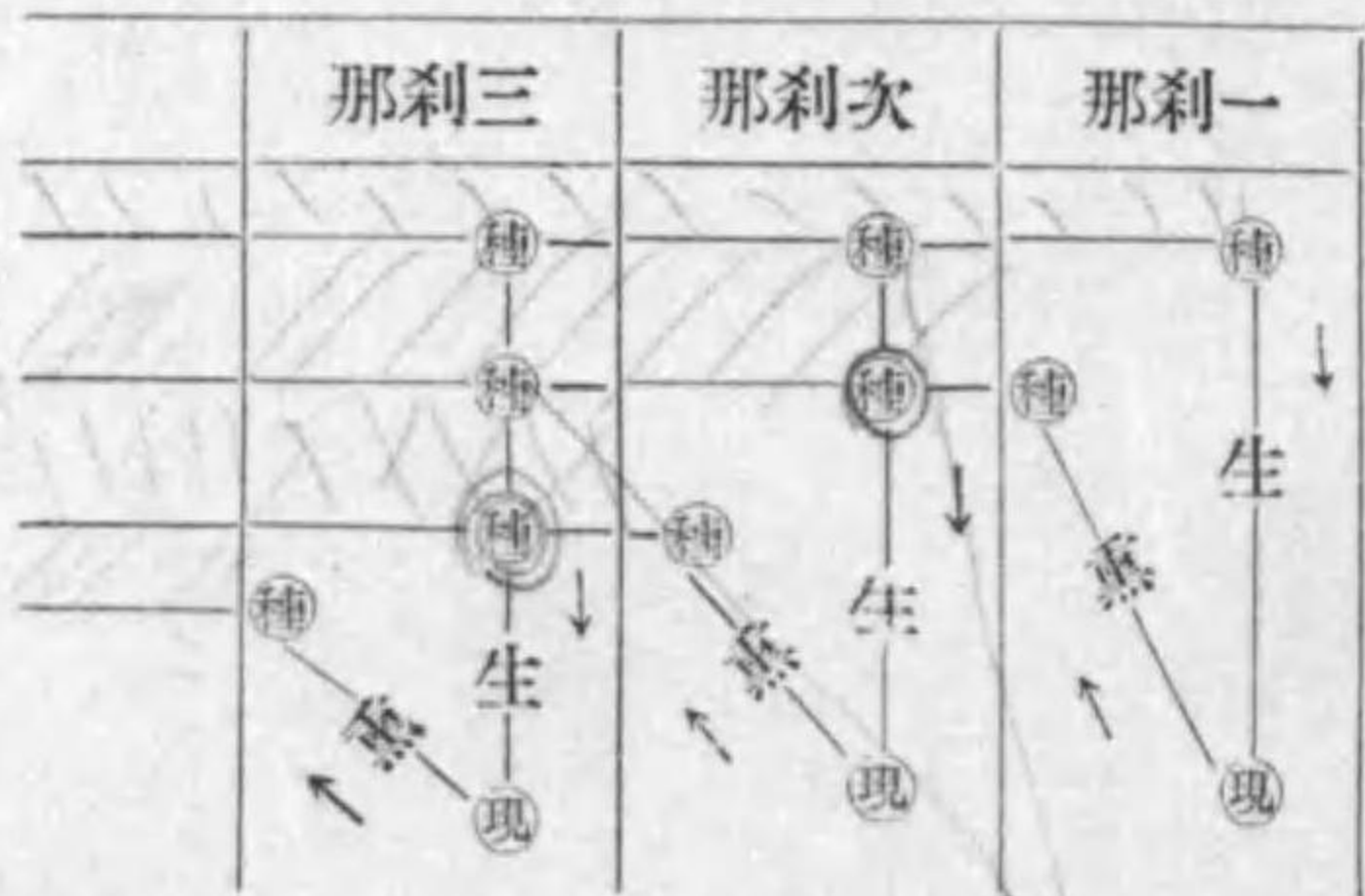
因果同時

して後刹那の現行と成るものではない。



第一章 諸法體性論 因果論

所生の 現行能 熏の勢 用ある 時



四 能熏の現行

能熏現行の四
義
有生滅

一切の諸法皆な能く種子を熏成する力用あるものではない、之を簡ぶに『論』に四義あり、一に有生滅、二に有勝用、三に有増減、四に和合轉これなり。一に有生滅とは、凡て無生滅は無變化を意味す、即ち無作用である、作用あれば變化あり、變化あれば生滅あり、故に能熏の作用あるものは必ず有生滅の法に局る、これ無爲の眞如を簡ぶのである。舊譯の諸師は眞如無爲に熏習を談ずるもの多し、眞諦等の諸師皆これである。玄奘の一家は成唯識論等の説を稟けて、無爲眞如には受熏能熏の義共に之を談すべからずと定むる。眞如は無爲なり、常住凝然として諸法の體性となるものである、若し受熏能熏の義あらば、これ無爲に非ずして有爲となる、さすれば常住に非ずと。然るに舊譯の起信論には詳かに眞如の受熏能熏を説けるを以て、法相家に在りては、頗る起信論本の成立を怪しみ、以て馬鳴菩薩の眞作に非るを議す。蓋し新舊兩譯家は眞如及び無爲なる概念に根本的の解釋を異にするが故に、舊譯家之を譯すれば、世親の攝大乘釋論の如きも亦た如來藏緣起説と爲る、必ず

有勝用

有増減

和合轉

しも起信論に局りて眞如熏習を説くのではない、教義史討究の論場に在りて學者の深細なる研鑽を要する問題である。ともあれ法相家に於て談ずる如き眞如無爲には、受熏能熏の作用はこれあるべからざるものである。二に有勝用とは、能縁の勢用あり且つ強盛の勢用あるを言ふ。強盛の勢用とは、異熟無記の心心所は任運起にして、その起るや勢用甚だ羸劣なるを以て之を除き、他の善惡及び有覆無記及び加行によれる威儀工巧變化の三無記の心心所の勢力強盛なるを取るのである。三に有増減とは、佛果の善法の如き既に圓滿せるものを除くのである。種子を熏習すればその法を増長する、故に種子熏習は凡て究極に達せざる間に於てのみ行はるべきものである、究極に達すれば種子熏習の餘地が無い。若し佛果の諸識にして能熏の作用を爲さば、佛果の善は竟に圓滿究極の時なきに至る、佛果は圓滿にして増減なし、故に能熏に非ず。四に和合轉とは、所熏と和合して轉ずるをいふ、他身及び自身他利那の現行を簡ぶ、所熏の第八識と同一有情たるは勿論同一刹那の七轉識の現行にして始めて能熏たるべきものである。以上四義を以て簡ぶときは、能熏の現行とは、異熟無記を除きたる、因位の同身同利那の心心所法を指す

こゝなる。この心心所の現行は必ず現行の刹那に於て、本識中に種子を熏付する。即ち現行の度毎に第八本識中に、再び自己の現行を生起すべき勢力を増加し行くものである。現行の度毎に勢力を増加することは、善を修すること久しければ、善を起すこと益々容易にして、悪を行ふこと久しければ、悪を作すこと益々容易なる事實に徴しても之を知ることが出来る。勿論斯る場合に、他の外縁の來り合ふることが益々容易なる事情もありと雖も、之を數次するに従つて、親因縁の勢力の増加し行くべきは必然の理數である。經には有漏の種子を呼んで、無始虛偽の惡習と曰へり、習は習慣を意味す、習慣は現行の度毎に増加すべきものである、習慣の増加は即ち種子の増加である。任運起の異熟無記を除きたる、強盛の心々所に於て熏種子の義を談ずる旨知るべし。

五 能熏の相狀

現行熏種子の作用は、勿論自己の種子を熏して別類の種子を熏せず。善の心々所は善の心々所の種子を熏じ、不善の心々所は不善の心々所の種子を熏じ、有覆無

能熏の相狀

見分熏
相分熏

記等の心々所は有覆無記等の心々所の種子を熏し、有漏の心々所は有漏の心々所の種子を熏じ、無漏の心々所は無漏の心々所の種子を熏じ、諸識諸心所各別に自己の種子を熏ずる。而して心々所の作用に能縁所縁あり、四分の説明參照、故に種子を熏ずるにも能縁の用は能縁の種子を熏じ、所縁の用は所縁の種子を熏ず、前者を見分熏と名け、後者を相分熏と名くる。能縁の種子は後三分の種子なり、後三分は能縁の區別である、見分同種子とする。所縁の種子は相分と本質との種子なり、相分を親所縁とし、本質を疎所縁とするが故に、相分の種を熏成すると共に、本質の種子をも熏成する。三類境に約すれば、性境及帶質境の相分は、相分と本質との種子を熏ずる。獨影境の相分は體性あること無く、能縁見分の分別に過ぎざるが故に、別に相分自己に種子を熏せず。此の如くにして諸法の種子は恒に七轉識の現行に熏成せられざるもの無し。

今一例を擧げて種子熏習の相を詳にすれば、此に不善の眼識現行するとき、必ず同縁の不善の意識ありて現行し、この兩識に相應する遍行の五中隨の二、大隨の八、根本の無明、及び不善の隨一等の多數の心所が之と俱起する。此時に當りて此

熏種子の例

の如きの多數の心々所は一々に皆見分熏相分熏の作用を呈する。見分熏にありては各自の後三分の種子を熏成し、相分熏にありては各自の相分たる色境の種子と、この相分の本質たる第八所變の色塵の種子とを熏成する。此の如くしてその各刹那の現行各熏成の作用を呈するが故に、多數の刹那を経過すると共に、無數の種子第八阿頼耶識の中に落在して、他日無漏智の對治に會するまでは、必ず相續して盡くる時無し。一刹那の眼識現行するとき如上の種子熏習を見る如く、他識の現行に在りても亦た同様の熏習あり、その相狀例して知るべし。されば異熟無記の心々所の現行、即ち第八識の全分と前六識の一分とを除くの外は、恒に熏種子の作用を爲さざるべき無し。左に略圖を擧げて熏種の別を示すべし。

異熟無記の前五識及び相應心所……能熏の用無し

前五識及び相應の心所
見分熏……各自の後三分の種子
相分熏……相分の種子……前五識所緣五境の種子
本質の種子……第八識相分五塵の種子

異熟無記の第六識及び相應心所……能熏の用無し

第六識及び相應の心所
見分熏……各自の後三分の種子
相分熏……相分の種子……第六識所緣十八界の種子
本質の種子……第六識所緣の本質たる有爲諸法の種子

第七識及び相應の心所
見分熏……各自の後三分の種子
相分熏……相分の種子
本質の種子……第八識後三分の種子

第八識及び相應心所……能熏の用無し

此の如くなるが故に、羸劣なる異熟無記の心々所の種子は、他の強盛なる心々所の所緣の本質と爲る場合に於て熏成せらるゝことになる。故に轉識よく阿頼耶の親因縁の種子を熏成するを以て、轉識を因とし阿頼耶を果とする因果關係の成立を見る。轉識、賴耶、互爲因縁と言ふものは此に由るのである。

六 所熏の本識

轉識の所熏を第八識に局定する所以に四義がある、一に堅住性、二に無記性、三に

堅住性

無記性

可熏性

本編

二二二

可熏性、四に和合性これなり。一に堅住性とは終始一類相續不斷なるを曰ふ、轉識等の如く常に轉易あるものは、能く種子を持つこと能はず、第八識は無始の始より佛果に至るまで恒に相續して一類なり、故によく種子の所熏所依たるを得る。二に無記性とは、凡て善惡無記染淨の熏習を容受せんには、其の性平等にして偏倚せず、違逆する所無きを要す、且つ又善不善の法は、恰かも勝れたる香臭を有する物體の他の香臭の熏を受けざるが如く、他の現行の熏習を受くることが出来ない、第八識は無覆無記にして何れにも違逆無きが故に所熏たるを得る。故に佛果の善淨の第八識は舊種を帶持するも所熏と成るとは無い。三に可熏性とは之に二意あり、法の自在なると堅密に非るをいふ。法の自在なるとは、心所の如き他に依りて起り他に屬するものを簡ぶ。これ第八識相應の遍行の五心所を簡ぶ。堅密に非るとは、無爲法を簡ぶ、無爲法は其の性常住にして充實せり、熏習を受くる餘裕無し、第八識は無覆無記にして其の體虛疎であるから所熏となる。この二を總じて可熏性と曰ふ。前に記する如く、餘師は眞如受熏を談ず、起信論等を稟承する學系がこれである、法相家は斷じて之を許さず、眞如若し熏を受くれば常住に非ず、無爲

和合性

に非ざるべしとの論據を以て受熏説を排するのである。四に和合性とは能熏と共に和合するを言ふ、他身及び他刹那の法を簡ぶ、能熏と和合せざる他身他刹那の法が所熏たるべき理は無い。以上四義を具するとき乃ち所熏たるを得べく、この四義を具するものは能熏の轉識と自身同刹那なる第八本識を除きて他にあることなし。故に所熏所依の體は各有情の第八本識に局るのである。經部等の諸師色心互熏等の説を立て、第八識の存在を認めざるまゝに、種子の持續を談せんとするも其の説總て道理を失つて居る、論の一に廣く破斥を加ふるが如し。

七 種子の體性

上來能熏所熏の義を述べたり、今應さに其の種子なるものは如何なる性質を有するかを考察せざるべからず、蓋し眞如緣起説の如き眞如の理性緣に隨つて有爲の諸法と爲ると談ずるものもあり。或は小乘諸師の如き業力等を以て諸法の因縁を談ずるものもあり。或は異時因果を執するもあり。此の如きの異説に對して有爲諸法の親因縁は第八本識中の種子に外ならざるを明かさんが爲には、如何

種子の六義
刹那滅

なるか果して眞に種子たるべきかを論證する必要がある。種子に六義あり、一に刹那滅、二に果俱有、三に恒隨轉、四に性決定、五に待衆緣、六に引自果これなり。一に刹那滅とは種子は無常生滅の法にして刹那に生じ滅する法たるを要するを曰ふ、これ大乘の一師が眞如を以て諸法の因とするを排し、また外道學派の自性神我等の常法を以て諸法の因とするを斥くるのである、而して刹那滅と言ふは正量部の長時の生滅を立つるを遮する。眞如及び外道所計の自性神我等は常住の法と認めらるゝ、常住の法には轉變無かるべきが故に取與果の作用はあり得ない、若し此作用ありとせば既にこれ轉變である、常住ではない。又無爲と言はゞこれ無作用を顯はす、常法にして而かも他法の種子と成ると言はゞ、これ甚しき矛盾を含む、故に諸法の種子は必ず有爲法ならざるべからざる譯である。若しまた有爲を立てつゝ、長時の生滅を談せんは頗る不合理である、何となれば生滅に長時間を経、滅の時に勝用ありて果を引き、生の初位にこれ無しと言はゞ、初位と後位との間に轉易なかるべからず、轉易ありとせば即ち生滅あるなり、若し生滅無しとせば初後に區別なかるべし、これ矛盾である、生滅は刹那に行はれざるべからざるものである。

果俱有

二に果俱有とは種子と現行とは同刹那にして和合すべきを言ふ、これ經部等の因果異時を執すると、外道學派の他身の大自在天より一切有情を生ずると計する等を簡ぶのである。種子が自類相生し前後刹那に相續する義邊にては、因果異時なれども、種子の相續と種子の生果とは同一に論ずべからず、種子が現行を生ずる因果關係は必ず同時因果ならざるべからず。前刹那の種子が後刹那に於て生果の功能を呈すとせば、已に滅したる法に能生の作用ありとせざるべからず、これ過去法未來法は無體なりとする宗義に違する。經部等の説の如く因果必ず前後刹那に互ると言ふは種現因果の實理に暗い。また大自在天といへる如き有情身外の法が因となりて、有情を生じ、因と果とは相離れて存在すと云ふが如きは、これまた甚だしき非理の立論である。故に種子は必ず現行と俱有にして一有情身内に相和合せるものならざるべからず、これを果俱有といふ。三に恒隨轉とは、種子は必ず一類相續して前後轉易せざるものなるを要するを言ふ、七轉識及び色法等の諸法の種子たるべからざるを簡ぶのである。諸法の親因緣たる、因果たるべき勢力が、時に斷續することあらば、因果の法則は忽ち紊亂を來たすべきが故に、一定の種

恒隨轉

性決定

子は恒に隨轉して之が對治道に會するまでは相續せざるべからず、これを恒隨轉といふ。四に性決定とは善惡等の現行を生ずる種子は、その性決定して善惡等ならざるべからず。薩婆多宗等にありて同類因を説くに、廣く自地自部の法を相望するが故に、三性互に同類因と爲るが如き所談を簡ぶのである。若し種子の性にして決定せずば、動もすれば雜亂の結果を見るべし、種子現行は必ず同性にして、種子の機能は決定ならざるべからざるは勿論である。五に待衆縁とは、種子の一因獨立にて結果を引くべきものではない、必ず他の衆縁の來り合するに方りて現行を生ずる。外道學派の衆縁を待たずして、自然なる一因より結果を生ずといへる、所謂一因生の計執等を簡ぶのである。一因に結果ありといふの非理たること上記の如し。六に引自果とは、色心等の現行を生ずるには、種子も亦各別に色心等の種別ありて、決定して自果を引生ずるに非るべからず、同一の因種より異なりたる結果を生ずといふことは有るべき筈がない。凡そ百法の中六無爲は生滅の法に非れば、種子に關係なく、九十四法の中、假立の法は實體無きが故に別種の種子より生せずと雖も、所餘の實法は、各自種より生じたる現行なり、同一の因種より生じた

待衆縁

引自果

種子の有無

る者に非ず。外道學派の自在天等の一因より一切の果を生ずと説ける、小乗餘部の色心互に同類因と爲ると説けるが如きは、何れも親因縁の義を得ざるものである。

以上六義を以て親因縁の義意を限定す。この限定によりて立論するときには、有爲法生起の因種は必ず各有情の身内に具有する不斷の勢力、即ち法相家にて種子と名くるものならざるべからず。蓋し護法の種子説は印度教義史上、解學發達の最後に論究せられたるものなるが故に、因果論として頗る緻密を極めたりと言ふべし。

八 種子の三種

種子の名稱に名言習氣我執習氣有支習氣の三がある、習氣といふ名稱は、直ちに種子の異名に用ゆると、種子の更に微細なる氣分に名くるとの二様に使用されてあるが、此の習氣は即ち種子の名である。此の三名は三者各別の種子には非ず、其の義邊によりて立名されたものである。

名言習氣

一 名言習氣。即ち名言種子とは總て一切法の種子を攝する名稱である。有爲一切法は凡て親因縁の種子を要し、凡ての種子は必ず或る現行の親因縁となる。此の種子の親因縁の義邊に就て名言種子の名を立つる。名言種子の名稱の意義は、能熏の現行に隨へて二種となる。一には表義名言種子、二には顯境名言種子といふ。一に表義名言種子とは、第六識、諸法の名言を緣して、五蘊三性等の差別の種子を熏成するに名く、名言は諸法の義を表はす能詮である。故に表義名言といふ。此の名言に隨て熏成する種子なるが故に表義名言種子といふ。二に顯境名言種子とは、名言に因らずして熏成する種子をいふ、即ち凡ての七識の能熏が、直ちに境を緣して熏成するものを指す。名言を緣することは第六識の分別に限るものにして、前五識及び第七識には不可能である。此の前五識及び七識の能縁と、並に第六識の名言を緣せざる能縁との熏成する種子をいふのである。是を顯境名言と名くることは、能く所了の境を緣し顯はすこと、言説によれる名言の、能く所詮の法を顯はすが如くなるが故に、喩に約して名言の二字を加へ、顯境名言といふのである。凡ての種子は此の二種の能熏に因りて出來たもので、この外には無い、故に一切法の種子

表義名言

顯境名言

を名言種子の名に該攝する。

我執習氣

二 我執習氣とは第六七二識に虚妄に我々所に執する種子である。我執に二あり、一には俱生の我執無始以來の虚妄熏習によりて生れながらにして具足せる我々所執をいふので、これは微細なる執なる故に菩薩の行位にては修道に至りて漸次に斷除せらるゝ。二には分別の我執邪教及び邪思惟によりて起る我執にして、その行相兇猛なれば菩薩の行位にては見道に頓斷する。この二の我執より熏成せらるゝ種、有情に自他の差別あらしむる故に、我執習氣の名を別立するのである。

有支習氣即ち業種子

三 有支習氣とは有とは三有支とは因の義、即ち有支とは三有の因といふ意味である。有支習氣また業種子といふ、普通に名言種子業種子と稱せらるゝ。三有即ち三界の果報は、それノの名言種子の親因縁より生ずる、然れども之を資くる善若くは惡の種子の勢力を必要とする。善といふも無漏の善は此に關係は無い、有漏の善は即ち人天可愛の果報を引き、また諸の不善は三惡趣の非愛の果報を引く力がある。異熟果の説明参照すべし。この善惡業種子の力は異熟果に對して増上緣

となる。五趣の名言種子の親因縁は無始時來常に持續せるも、これのみにては何れの果報をも引生するものに非ず、善惡業の増上縁の來り加はるに方り、その勢力の如何によりて、可愛非愛苦樂の果報を引生する。故に異熟果を差別あらしむる必要なる増上縁である。この業種子は名言種子の外に存するものではない、善惡の種子を善惡の現行に對すれば親因縁の名言種子に外ならぬ、善惡の種子を異熟無記の名言種子に對して、その現行の増上縁となる義邊で業種子の名を立つるのである。

以上三名我執習氣、有支習氣、皆な流轉門の法相に就ての立名である。種子を分別することは諸種の義邊より、幾多の區別を立て得る、有漏無漏、色心三性、新熏本有等應に隨て分別すべく、要するに現行の差別ある程の差別は種子にも存在するのである。

第二項 四縁五果

因果の關聯は種子現行の交渉のみに非ず、現行の諸法亦た相望めて因果の關係

がかかる、若し夫れ微細に因果の徑路を尋ぬる時は、三世十方の諸法皆盡く相交渉せざるものは無い。因果の義相を分別するに『成唯識論』には因に四縁、十因十五依處及び五果等の名目を設けてある。

一 四縁

四縁とは一に因縁、二に等無間縁、三に所縁縁、四に増上縁これなり。普通に内因を因とし外縁を縁と名くる如き意義に非ずして、四縁の縁は縁即因の意味である。

因縁

種子因縁なるの二義

一、因縁 因縁とは親く自果を辨生する原因を言ふ。因縁の作用を呈するもの二あり一には種子、二には能熏の現行である。一に種子の因縁と爲るにまた二の作用がある、一には能く後刹那の自類の種子を引生し、二には同刹那に自類の現行を生起する。色心三性有漏無漏界地等の差別されたる、本識中の種子が、前後刹那相續するとき、種子生種子の關係を生ずる、この前念の種子を後念の種子に望めて因縁と爲す。またこの種子衆縁の來り合するとき、各自の現行を生起する、この種子生現行の關係に於て、種子を現行に望めて因縁と名くる。二に能熏の現行は、

現行の刹那に於て自類の種子を本識に熏付す、この現行熏種子の關係に於て、現行を種子に望めて因縁と爲す、能熏現行、種現因果の説明参照。凡そ諸法の親因縁たるものは如上の關係以外には決して無い、俱舍論等に俱有因、同類因等の五因を以て因縁と名くるが如きは彼の宗義當分の説にして、本論の分別にありては増上縁中の攝である、混同して考ふべからず。

等無間縁

二、無等間縁

等無間縁とは諸八識聚の心心所の一聚を後刹那の同一識聚に望むるに、開導して生ぜしむるの作用がある、この關係に就て前の一聚を等無間縁と名くる、この縁は心心所の現起に就てのみ存して色法の現起には關せざるものである。薩婆多宗にありては、前刹那の心心所の一聚と後刹那の心心所の一聚と異識聚なるときも、前刹那の一聚を以て等無間縁と爲す。法相家に在りては八識は別體なりとし諸識の並起を認むるが故に、異識聚の爲めに開導の作用あるを認めず、同一識聚の前後にのみ此の關係を立つるのである。假令同一識聚の生起に多刹那の間隔あるも、尙ほ前識聚の開導に由るが故に、これを等無間縁と爲す、無間とは前後識聚の間に他の識聚無きを言ふ、刹那の無間には非ず。されば無餘涅槃

所縁縁

に入らんとする最後心の極めて微劣にして開導の用なく、永く心心所の續起するもの無き場合を除き、其の他の心心所の現行は、必ず後刹那の心心所を開導するを以て皆な等無間縁と爲る。この縁は現行と現行との相望にして、種現の關係ではない。

三、所縁縁

所縁縁とは所慮(所縁)と爲りて、能く心心所の能縁の作用の所托縁と爲るものを言ふ、遍計所執の如き無體法は能縁の識を發生する用無きが故に之を除き、依他法及び無爲法に限る。すべて能縁の作用は所縁に對して起る、所縁の境は能縁の心の所慮所托である、所縁は能縁の作用に對して缺くべからざる須要の生縁である、故に所縁縁と名くる。これに亦た二種あり親所縁縁、疎所縁縁とす。親所縁縁とは能縁と相離れずして所慮所托と爲るもの、即ち見分に對する相分、自證分に對する見分及び證自證分、證自證分に對する自證分が之である、また無爲法は相分とならずと雖も直ちに見分の親所縁縁と爲る(四分の説明参照)。疎所縁縁とは能縁と體相離れたりと雖も、能く本質となりて所慮所托の用を爲すものあり、或は自身中の他識の所變が本質と爲ることあり、或は他人の所變が本質と爲ることあり。

疏所縁縁

親所縁縁

とあり。例せば、通常眼識が色境を縁する時は、第八所變の色塵を本質とし、第八識が身土を變ずる時は、他所變を本質として互に受用する識變論及び三類境説明參照。親所縁々は、總ての能縁に之を具すること必要の條件なれども、疎所縁々は之を具すると具せざるとあり、能縁の識と其の場合とに應じて之を考ふべし。

増上縁

四増上縁

増上縁とは前三縁の關係以外の、凡ての因果關係を總稱するものにして、其範圍頗る廣し。六根の諸識の生起を助くる如き、善惡の業種子の苦樂趣の種子を助くる如き、無漏の正見の他の無漏種を助くる如き、有漏無漏三性の法が、同類の勝法を引發するが如き、日常の動作に於ける斫伐等の用きによりて種々の所作あるが如き、其他總て法の生ずると住すると、凡ての有爲法を成就すると、有爲無爲の法を得るとの四事に於て、順違不障の用きあるもの皆増上縁と名くる。順とは四事を成ずるに就て、何等かの力を與ふるを言ひ。不障とは四事の成ずるに對して障礙せざるを言ふ、障礙せずと言ふのみを以て、生縁に數ふるは怪しむべきが如しと雖も、順縁の力にして十分なりとも、若し之を障礙する違縁の來り會するあるときは、結果を見るべからざるが故に、積極的の與力の必要なると共に、消極的

の不障も亦た必要の生縁である。違とは違縁即ち障礙なり、障礙は現法の相續生起を遮し、後法の生因となるものである。現在法の刹那に滅し去るは、有爲法の自性にして、別に何等の縁を待たず、違縁といふも現法に對しては障礙の加ふべき無し。譬へば秋霜は青葉を變じて黄葉たらしむ、これ青葉に對する違縁なりといふ、而かも尅實して言へば青色の刹那相續現起を障礙して黄色の生起を導きしものなるのみ。故に違縁といふは、後法に對する順縁なり、假りに顯著に従へて違縁と名くるのみである。凡そ増上縁の義は此の如く廣きが故に、一切の有法は悉く増上縁たらざるものなし。與力の義邊に就て言ふも、遠近親疎若干の關係なきものは、殆んど想像すべからず、華嚴宗にては法界大縁起を談ずるもの、一切諸法相互に必ず多少の關涉あるに由る、無爲法には與力の義なしと雖も、一切有爲法の相互には互に増上縁の因果たる關係がある。況んや不障の義邊に就て言はば、無爲法も亦た増上縁である、一切有爲法の増上縁たるは勿論なり。事實に就て考察せば直ちに因果關係の複雑無窮なるを知り得る。

以上四縁の分別は極めて簡單なる教相にして、これを細分せば窮極なかるべし、

論には十因十五依處の説あり、次に略記するが如し。四縁分別に約すれば、色法は因縁、増上縁によりて成じ、心法は總て四縁を具して成ず。何れの法も必ず衆縁の和合によりて始めて生起するものにして、一因によりて生ずるものなきことは、之を思うて知るべきである。

二 十因十五依處

『成唯識論』に更に十因十五依處の説あり、『論』に曰く如是四縁依十五依處義差別故立爲十因と、前節の四縁を十五依處に望めて、十因を立つるので、四縁以外のことではない。要するに四縁を細説したるものである。少しく煩雜に傾けども亦以て法義を詮顯する所少からず、略して之を記述すべし。

- 一 語依處によりて隨説因を立つる。語依處とは一切の法と名とを先きとして想あり、想ありて此に語あり、此の語を語依處といふ。この語によりて、見聞等に隨て諸の義理を説くものなれば、語は隨説の因である。故に隨説因の名を立つ。
- 二 領受依處によりて觀待因を立つる。觀待する所の能所受を以て領受依

處と名く。此に觀待して、諸の事を生じ、住し、成し、得せしむる故に觀待因を立つるのである。

三 習氣依處によりて牽引因を立つる。習氣依處とは有漏無漏内外の種子の、未だ成熟せられざる位に名くる、即ち無漏種が未だ善友知識等の力に潤されず、有漏種が未だ貪愛等に潤されず、外種が未だ水土等に潤されざる位にして、直ちに自果を起す力成熟せずと雖も遠く自果を牽引するが故に、牽引因の名を立つるのである。

四 有潤種子依處によりて生起因を立つる。これは、前の習氣が既に潤せられて、近く現行を生ずべく成熟せられたる位に名けたるものにして、近く自果を生起する力あるが故に、生起因の名を立つるのである。この第三と第四とは種子の已潤と未潤とに就て、兩依處を分ちたるもので、共に種子を性とす。

- 五 無間滅依處。無間滅依處とは心心所の等無間縁に名くる。
- 六 境界依處。境界依處とは心心所の所縁縁に名くる。
- 七 根依處。心心所の所依の六根に名くる。

八 作用依處。 親因縁の種現相望、即ち種子生種子、種子生現行、現行熏種子の關係以外の他の助縁に於て、作具の作用を作用依處と名くる。作具とは物を斫伐するに用ゐらるゝ斧等の如く、すべて所作の業に於ける器具をいふ。

九 士用依處。 前と同じく親因縁の關係以外の他の助縁に於て、作者の作用を士用依處と名くる。作者とは物を斫伐するに斧等を振ふ士夫をいふ、すべて所作の業に於ける作者をいふなり。

十 眞實具依處。 一切無漏の正見に名くる。無漏の正見が自の種子を引生する力用は因縁に屬する故に之を除き、其の外の無漏有爲の俱生法を助け、また無漏無爲の法を證する力用にこの依處を立つるのである。

以上の五より十に至る六依處に、總じて攝受因の名を立つる。有漏法は前の五依處に攝受成辨せられ、無漏法は具さに六依處に攝受成辨せらる。故に攝受因といふ。

十一 隨順依處によりて引發因を立つる。 隨順依處とは、現行及種子を、同類の勝品の法に望めて、この依處を立つる。即ち善染汚無記の三性の有漏法、及び無

漏法の現行種子は、同類の勝品の法に隨順し、能く之を引起し、無漏法はまた無爲法を引得する故に引發因の名を立つるのである。

十二 差別功能依處によりて定異因を立つる。 有爲法は各自果に於て引生する力あり、自界の法は自界法の因と爲り、自界中また自性は自性の爲めに因となり、自性の中色は色の爲めに因となり、色の中、また内色は内色の爲めに因となり、外色は外色の爲めに因となる等、凡て各自の果を引く差別功能がある。また善業が人天の第八識を引き、惡業が惡趣の第八識を引くが如きも、相ひ稱ふ法を引けども、相稱はざる法を引かず、また無漏有爲が無爲眞如を引證するも相稱である故に斯る作用も此依處に攝する。此の差別勢力によりて定異因の名を立つる。

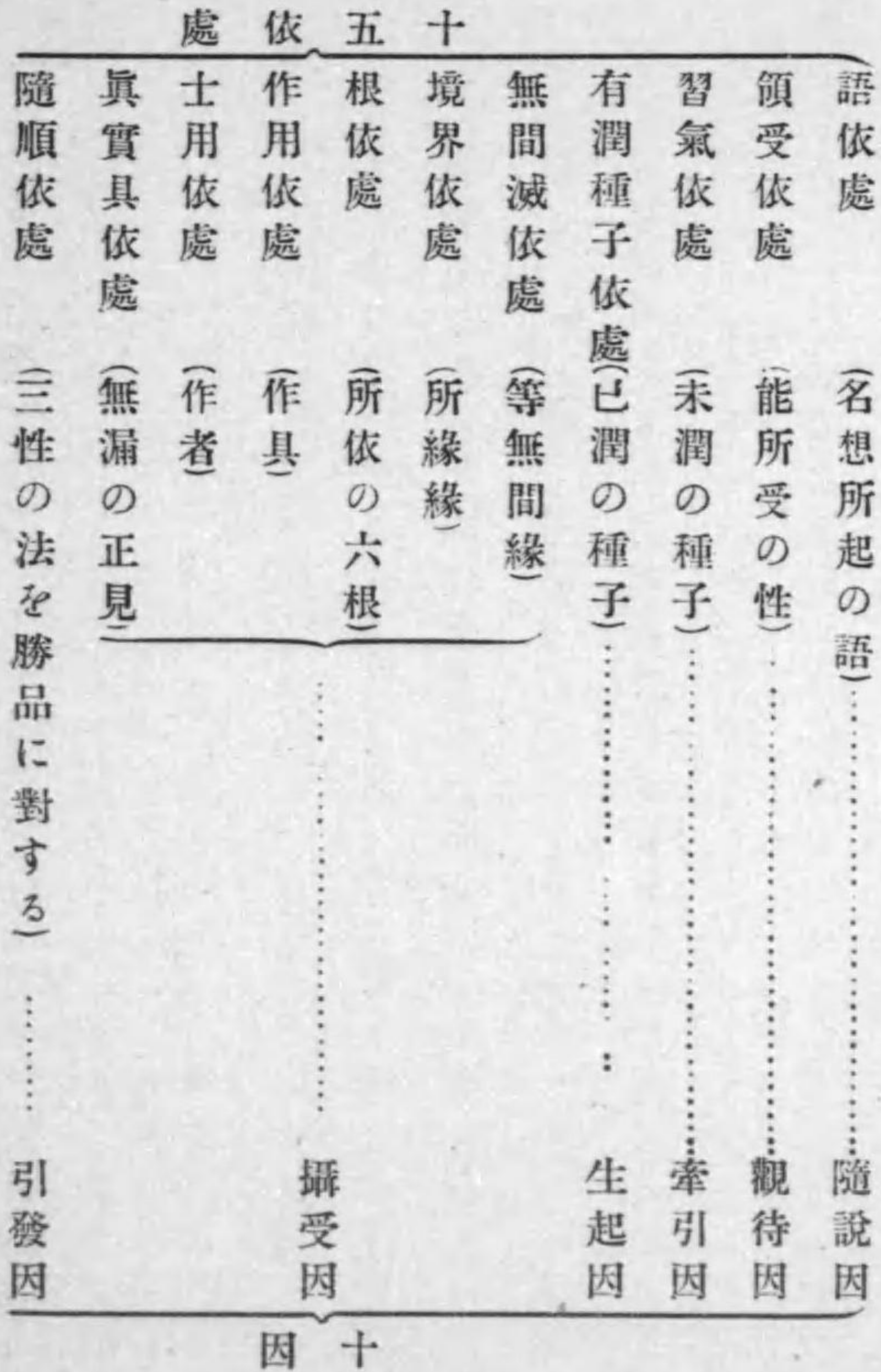
十三 和合依處によりて同事因を立つる。 これは領受依處より差別功能依處に至る依處に於て、生じ住し成じ得せらるゝ果の中に、和合の力あり、故に和合依處を立つる。同事因といふは、觀待因より定異因に至る諸因、皆同じく、生住成得に於て一の事業あるが故に同事因の名を立つる。

十四 障礙依處によりて相違因を立つる。 障礙依處とは、生住成得に就て能

く障礙する法をいふ。即ち此に相違因の名を立つる。障礙の意味は、前の増上縁の説明に於ける違縁の意義と同一なり、對照すべし。

十五 不障礙依處によりて不相違因を立つる。生住成得に就て障礙せざる法に名くる。増上縁に不得増上縁を立つると同意義なり、前依處に反して知るべし。

(圖の處依五十因十)



四縁と十四
五依處

- 差別功能依處(各自の果を引く功能)……………定異因
- 和合依處(前の十一依處)……………同事因
- 障礙依處(違縁の法)……………相違因
- 不障礙依處(不障礙の法)……………不相違因

然るに此の十因十五依處と、前節の四縁との關係に就ては『瑜伽論』に曰く因縁依種子立、無間滅立等無間依境界立、所縁依、所餘立、増上とあり。この論文の解釋に就て、また兩説を唯識論に列ねたり。第一師の説にては種子と指すは、第三第四、第十一、第十二、第十三、第十五の六依處中の因縁種を取つたのである。此の六依處中、前の二を除きて、後の四依處中には現行の因縁に攝すべきありと雖も、間斷あるを以て、之を略して唯種子と説いたのである。又種子の名の中に現行も攝したのであると見るも可なり。次に無間滅と境界と指すものは、第五第六依處は勿論、第二第十三、第十五をも攝する。何となれば第二依處の觀待因には境を待つて心等の生ずるを得る義あるが故に境界の義がある。第十三、第十五は諸依處を合したるものなれば、隨つて關聯すると。第二師の説では、種子と指したのは、第四依處、無間

滅と指したのは第五依處境界と指したのは第六依處で、其他の諸依處は増上縁である。何れも意義に大した差別は無い、要するに論文の當て方に具略があるのである。

尙ほ『瑜伽論』に能生因方便因の説がある。文に曰く牽引種子、生起種子、名能生因、所餘諸因方便因攝と、能生因とは親因縁の種子を指し、其他の諸因は皆疎きが故に方便因と名くるのである。此論文の解釋にも亦異説あり、『唯識論』に引けるが如し。委くは論を披くべし。繁を恐れて此に略す。

二因
能生因
方便因

三五果

五果とは、一には異熟果、二には等流果、三には離繫果、四には士用果、五には増上果これなり。

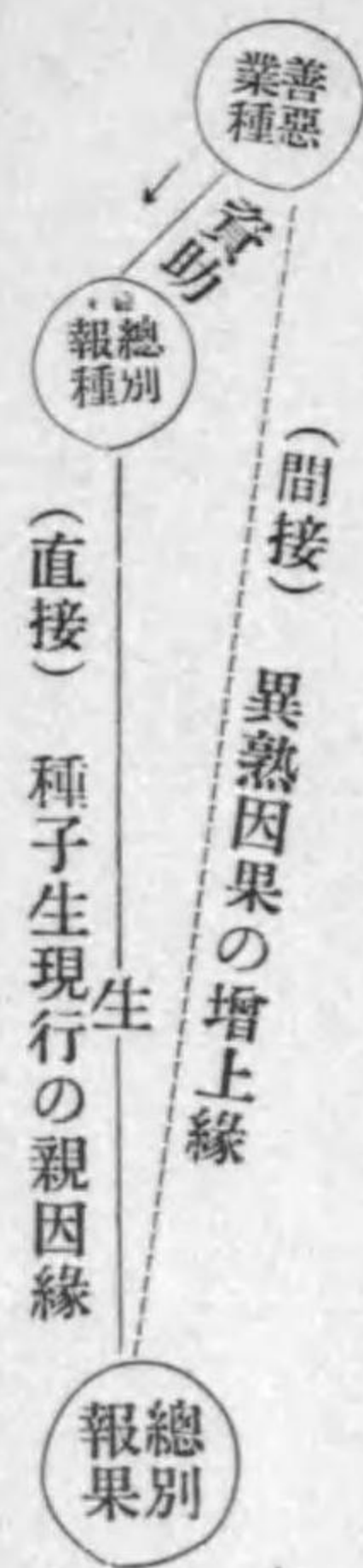
五果

異熟果

總報別報

一、異熟果 異熟果とは有漏善惡業の資助によりて感じたる總別報の果體である。總報とは第八阿頼耶識の果體を指す、第八識は三界に遍し、相續間斷無く有情の主體なり、故に總報と名くる。別報とは前六識の果體をいふ、前六識は三性に

通ずる、異熟果と稱するは、其の前業に引かれたる一部分を指すのである。而して前六識は間斷あり、三界に遍ならず、有情の主體たるべきに非ず、故に別報と名くる。是等の總別報の果體は、その自體の種子、即ち等流習氣を親因縁として現行するものなりと雖も、此の種子の現行は必ず異熟習氣即ち善惡業の増上縁を待つものである。凡て三界五趣の果報を引くべき親因縁の種子は、無始時來之を阿頼耶識中に藏す、然れども親因縁のみを以て現行する能はざるは一般の通則にして、三界五趣の種子あるのみにて、直ちに三界五趣の果報を引生するものには非ず、來り資くる善惡業の勢力を待ちて順次生の果報を引くのである。而して總報を引く業を總報業又は引業と名け、別報を引く業を別報業又は滿業と名くる。されば總別報の果體を異熟果と名くるものは、善惡業の増上縁に對する名稱にして、若しこれを親因縁の種子に對するときは、次の等流果の名稱を用ゆべし。



異熟の名義

右の圖に於ける如く、善惡業は親因縁の種子に資助を與ふるものなれば總別報に對しては間接の關係である。この間接の關係に於て善惡業を異熟因と稱し、總別報を異熟果と名く、四縁の分別にては増上縁の因果である。

異熟異熟生

異熟の名稱を釋すれば、此の關係に在りては因は必ず善惡にして果は必ず無記なるが故に、等流因果の如く因果必ず同性ならず、異性の因に熟せられたる果、又は因性に異りて熟したる果と言へる意義を以て、異熟果と名く、異熟は果の名である。異熟果の因なれば、因をまた異熟果と名くる。而して果を異熟と名くる中、總報と別報とを區別せんが爲めに、用語として總報を異熟及び異熟生と呼び、別報を異熟生とのみ名けたり。但し異熟果と呼ぶ時は總別報に通ずる名稱とする。

等流果

二、等流果

等流果とは同類に引生せられたる果を言ふ。善不善無記等の種子及び現行の自類の種子より引生せられたるものと、これ等の種子の自類の現行より熏成せられたるもの、即ち種生種現熏種の關係に於て等流果の名稱を立つるものである。また同類の上品を中下品に望めても等流果と名く。また先業に隨て之に似たる果を等流果と名くることもある、殺生によりて短命の報果を

離繫果

引けるが如きを云ふ、但しこれ等は實は増上果にして、同類同性の義あることなしと雖も、單に類似の義を以て假に等流果と名けたるものである。

三、離繫果

離繫果とは無漏智により煩惱所知の二障を斷じて證得せる善無爲法を言ふ。離繫とは二障の繫縛を離れたるを言ふ。この果は無爲法にして生滅に亘らざるが故に、果と名くと雖も生起の義意には非ず、離繫によりて證得せられたるを以て果と名くる。有爲法の因果關係に同しからざることを注意すべし。

士用果

四、士用果

士用果とは諸の作者諸の作具を假りて辨成せし事業に名く、農作・商買・工藝・書畫・算數・政治・文學等其の他諸般の動作によりて、諸の稼穡・財利・貧富・貴賤等の結果あるを言ふのである。

増上果

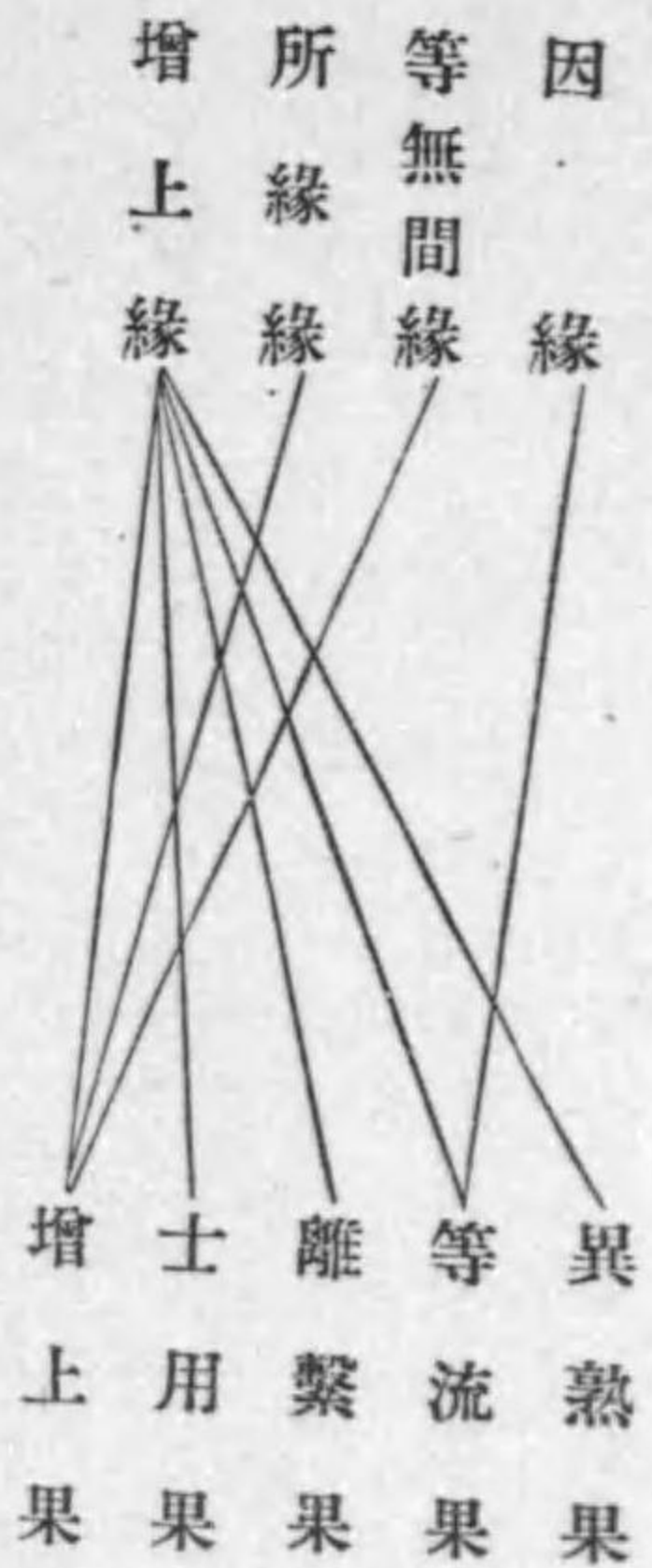
五、増上果

増上果とは前の四果の意義を除くの外、總ての所得の果を指す。増上果の範圍は甚だ廣い。増上縁に與力及び不障を該攝して因と認むるが故に、増上果も亦與力及び不障の結果たる廣汎なる部分を該攝する、即ち有漏無漏一切の有爲皆な増上果と稱するを得る。

四 四縁五果の交渉

四縁五果の交渉

四縁は因なり五果は果なり、之を對望するに左圖の如し。



四縁に對して果名を立てなば正に四果たるべく、五果に對して因名を立てなば正に五因たるべし。四縁五果は相對の名稱に非ず、故に交渉相雜る、しかも互に意義を顯はすものがある。普通に對稱の名目を用ゆるよりも寧ろ義理の詮顯に於て便利ありと言ふべし。因縁の果が等流果と名くべきは説明を要せず。等無間縁、所縁縁の果は前四果の意義に合せざるが故に増上果と名くべし。増上縁の果は廣く五果に亘る、三界五趣の果報を引く業種の力用に約すればその果は即ち異

熟果なり、相似の果報及び同類の上品を等流果と稱する時は等流果の説明参照等流果も亦増上縁の果を含む、離繫果、士用果、増上果は何れも前三縁に對すべき無きを以て、皆なこれ増上縁の果である。

『論』に、種子及び現行を相望して、互に幾何の縁と爲るかを分別してある、此に略記して參考とする、これに反顯して互に果と爲るの分別を知り、廣く諸法因果の交渉を考ふべし。

種子現行相望の因果

種子生現行の關係に在りては、二の差別がある。種子を所縁とする心心所に對すれば、因縁、所縁縁、増上縁となり、其他に對しては因縁、増上縁と爲る。因縁と爲り、所縁縁と爲るは説明を待たずして知るべし、増上縁と爲るは、種子能く他の現行法の生起に力を與ふることあり、根の種子、識の種子を助け、作意の種子、識の種子を助けて現行せしむるが如し、名けて増上縁とする、また能助の力無きものと雖も不障礙の義あり、以て増上縁と爲すべし。

現行を現行に望むるときは種々の區別がある、若し自他の有情相望むれば所縁縁、増上縁と爲り。自身の八識聚相望むれば總て増上縁となり、所縁となるものは

現行相望の因果

所縁縁となる。即ち第八識を前七識に望むるとき、第七識を第六識に望むるとき、前五識を第六識に望むるとき、皆な所縁となるが故に所縁縁の義がある。自識の前刹那を後刹那に望むれば、第六識にありては等無間縁、所縁縁、増上縁の義あり、其他は等無間縁と増上縁の義ありて所縁縁なし、六識以外の諸識はすべて現在を縁として過去を縁せざるが故なり。一識聚の心心所相望むれば、互に増上縁と爲る、相應法は相縁せざるが故に所縁縁と爲らず。心心所の各自の相分を見分に望むれば、所縁縁、増上縁と爲り、見分を自證分に望め、自證分と證自證分と相望むるも亦同じく所縁縁、増上縁と爲り、見分を相分に望め、自證分を見分に望むれば、唯増上縁と爲る。無漏八識聚に在りては相望むるに皆所縁縁、増上縁あり、無漏の識は遍縁の故に、但し見分は相分の所縁と爲らず。以上現行相望の關係詳かに之を思ふべし（四分説明、八識心王の説明参照して知るべし）

現行熏種子の因果
同類種子の因果

現行熏種子の關係に於ては、現行は因縁、増上縁となり、現行を以て他の種子に望むれば、唯増上縁となり、種子の同類相續に於ては、因縁、増上縁となり、他の種子に望むれば、唯増上縁となる。

此の如く互に縁となりて、因果を成し、以て一切法を生起す、凡て法界の萬象因果に非る無し、その關涉網目の相牽くが如く、經緯の由りて以て文を爲すが如きである、一塵を擧ぐれば法界之に攝し、刹那を提ぐれば三世乃ち動く、因縁の繋がる所眞に不可測である。

第三節 識變論

法相教義に於ける唯心論は、絶對の眞如を認めざるに非れども、これは縁起の所依性たるもので、直接縁起の原因結果には關涉しない、眞如は無爲である、無爲は無作用で變化生滅には與らないものと定むる。故に縁起の初歩を絶對普遍の眞如の轉化とは認めない。されば、縁起は阿頼耶識の勢力即ち種子より起ると説きて、宇宙萬有は個人が各々に之を縁起したるものなりとする、個人的唯心論である。これは上に述べたる如く、如來藏縁起説もまた同様である、個々の有情は之を前定して、それより縁起を論ずるもので、個々有情が絶對の一理より分出すると説くものではない。個々有情の勢力により、個々の宇宙を縁起して以て過去際より未來

縁起と眞如

阿頼耶縁起は個人的唯心論なり

際に至る、そこで宇宙萬有は、個々有情別々の縁起相交渉して存在する。何處までも別個の縁起である。

唯心縁起説の説明として、因果論と識變説とを要する。因果論は上に記する如く、その終極する所は、因果相成すと言ふも、阿頼耶識の勢力に結歸する、識變論に於ても、一切諸法を直接に第八阿頼耶識の所變とは認めざるも、要するに第八を根本とすることになる。識變論と因果論とは相待ちて成立するもので、單獨には説明する能はざるものである。因果律は識變の上に成立し、識變は因果律に由りて成立つ。この相互の關係は容易に了解し得らるゝ。識變論を叙するに先づ所謂唯識といへる意義より明にせん爲め、五種唯識説より起算すべし。

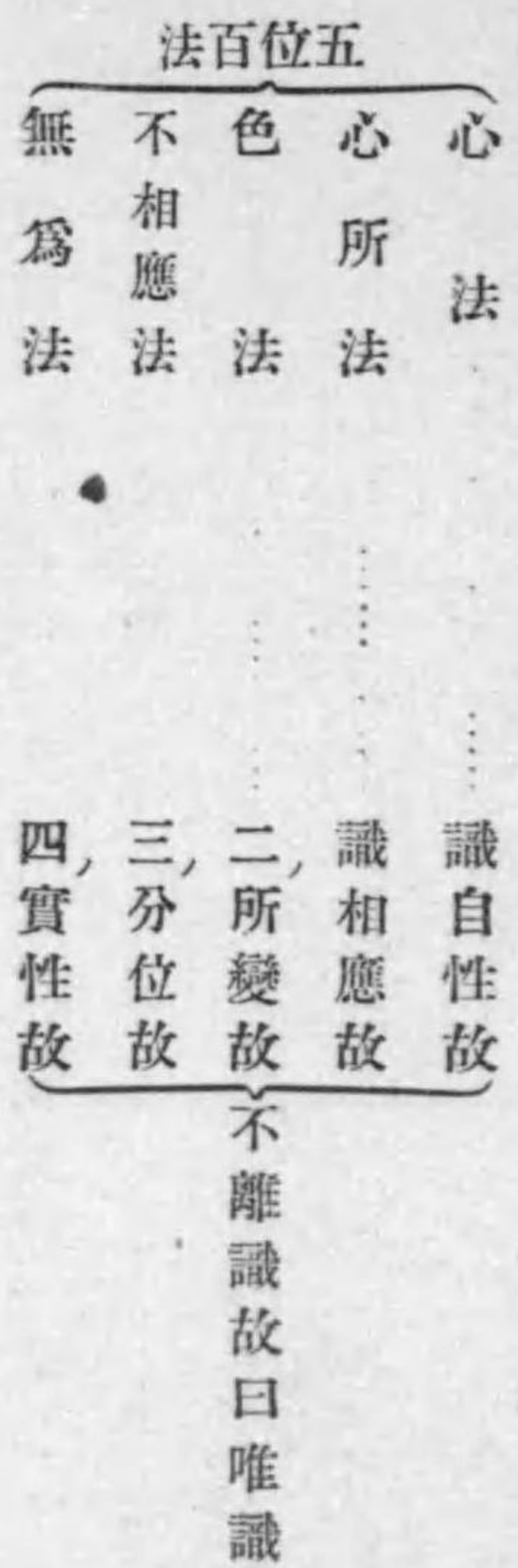
第一項 諸法唯識

一 五種唯識

森羅の諸法體性萬差なり、有爲無爲色心の區別宛然として存するも、唯心論に立てる法相教義より見るときは一唯識と認むる。如何か唯識なる、五位に約して之

五重唯識

を論ずれば、一に心法は識の自性なるが故に、二に心所法は識の相應なるが故に、三に色法は識の所變なるが故に、四に不相應法は色心の分位なるが故に、五に無爲法は識の實性なるが故に、識を擧ぐれば皆之に攝する、故に唯識と説くので、萬法皆な唯識の所變なりと言ふには非ず、皆識を離れざるが故に唯識といふのである。此の如く説くを名けて五種唯識の説と曰ふ。



(論七)

一 心法は識の自性なるが故に唯識なりとは、今唯識を談ずるは萬法を識に攝歸するに在り、諸八識は即ち唯識その者である、勿論唯識と言へばその自體である。唯識と言ふは、直ちに阿頼耶識に結歸せんとするものでない、阿頼耶識は諸識の根

心法は識自性なるが故に唯識なり

本依たるを以て、本識と名くべきも、直ちに萬法を以て唯第八本識の所變なりとは言ひ得ない。舊譯家に在りては能變を第八識に局する説を爲すものあれども、護法の教義に在りては諸八識皆能變となる論には三能變を分ちて之を明かせり。故に種子説の上よりして萬法は賴耶の緣起なりと言ふを得るも、能所變の關係を以てするときは諸八識皆能變の體なれば萬法唯心と言ふも諸八識を總稱して唯心と稱するものである。

二 心所法は識の相應なるが故に唯識なりとは、心所法も亦た四分を具へて、心王と並び働くものなれば、これ識の所變にはあらず。然れどもこれ相應法なるが故に識を離れず、亦た唯識の範圍を出でざるを云ふ。

三 色法は心心所の所變なるが故に唯識なりとは、四分論の示すが如く、色法の中前五境は前五識及び現量縁の意識の相分にして即ち識の所變である、第一節色境等五境の説明参照。固より種子所生の法なれば實體實用を具して、獨影境の無體無用の境には同じからず、恰かも心外の實境なるが如く思惟せらるると雖も、これ皆前五識の變現に外ならざるものである。吾人の認むる五境は、識の感覺を除き

心所法は識の相應なるが故に唯識なり

色法は識所變なるが故に唯識なり

て何者にも非ざるとは、現代の科學が詳細に説明する所である。先づ色は眼識か或る本質に依りて生起したる、眼識上の影像である、眼識の生起せざる時間に在りては、或る本質その者は存在すと雖も、吾人が認めつゝある色境は何處にも存在するものに非ず、この刹那には色境ありて縁じないのでなく、これ色境が無いのである。聲境の耳識に於ける亦然かり、聾者には全く聲は無い、聲ありて聞かないのではない、聲境は無いのである。香境の鼻識に於ける、味境の舌識に於ける、觸境の身識に於ける亦皆な然り。されば、五境なるものは五識の所縁の作用である、故に用を攝して體に歸すれば唯識である。然らば其の五境の本質なる者は心外の實在なりやと言ふに、これ吾人が人趣に受生せしにより、換言すれば業因縁の力によりて人趣の果報を展開せしによりて、第八阿賴耶識の上に變現せられたる相分である、故に本質も亦唯識なり。次に五根は、またこれ第八識の因縁變の相分である、即ち業因縁に助けられて、阿賴耶識の現行と共に展開せられたる果報なれば、人趣の果報の繼續する間繼續し、他趣の阿賴耶識現行するときには、他趣の五根現行する。故に五境と同じく亦これ唯識なり。次に法處所攝色は多分假色にして其の實色

は前の五境に同じ、色法は此の如く心心所縁の相分に外ならざるを以て、所變の故に唯識なりと云ふのである。

然るに識變説に就て、色聲香味觸の五境が、眼耳鼻舌身の五識に生起されたる、心内所現の影像なることは、之を考ふるに別に困難なしと雖も。五識をして五境の相分を生せしむる或る本質自體は、心外の實在に非るか。即ち吾人の現前に展開されたる全宇宙の實體なるものは、よしんば、五識によりて覺知されつゝある五境とは同一ならざるにもせよ、能縁の心の對象として心外に別に存在するものならざるか。この本質たる對象自體を、衆多有情各各の阿頼耶識が、各自に變現したる相分にして、亦これ心内の法なりと言ふに至りては、尙詳細の説明を要する。

抑も有情の五道に流轉し若くは究竟清淨の佛境界に至るは、或は人趣或は天趣地獄趣乃至佛境界なるもの先づ存在して、恰かも旅人が種々良否の逆旅を經廻するが如くなるものではない。我論及び心外有法論を執する學説に在りては、我若しくは神魂とも名くべき有情の本體が、既に存在する五道苦樂の境界を經廻して、夫々の身を受くるものと考ふる。また佛教の流轉説が此の如きものなりと思考

總生の果體は
阿頼耶識の開
展なり

せる俗論家も無きに非すと雖も、此の如きは誤謬の甚しきものである。總て苦樂十界の相は皆これ自己心識の開展せる現象にして、地獄界の依正二報乃至佛界の依正二報一として自己の心識開展以外に前以て存在するものではない。有情が某の生を受け某の境界に生るゝと言ふとは、某の生、某の境界を開展するの意義である。人界に生れたりと言ふは、人界の依正二報を開展したるを以て、人界より地獄界に轉生すと言ふは、人界依正二報の開展を休止して、更に地獄界の依正二報を開展するの意義である。されば地獄界の有情の爲めには全宇宙皆これ苦具を以て滿されたる地獄界にして、何れの處にも人間の境界あること無く、人界の有情には全宇宙何れに到るも地獄界の現象を發見し得べきものではない。勿論、全く異なる宇宙の開展に就て、同處異處を論せんことは、甲者夢中の山河と乙者夢中の山河との同處異處を議するが如く、全然無意義なるものなれども、假りに同處に在りとするも、何等相障礙するものでもなく、相關知するものでもない。佛自受用土の莊嚴は無邊無際である、然れどもその寶樹寶池の間、何處にも劔山刀樹の泥梨の境あること無く、殘害殺戮の修羅の巷あるを見ず、十方を盡して唯淨妙の果報ある

のみである、これ佛心より開展せられたる全宇宙なる所以である。

此の如く有情は種々の境界を開展して趣生の差別が出来る、而して此の開展の能力を第八阿頼耶識の種子と名くる。これ本來阿頼耶識に成就せる勢力にして、此の勢力に迷悟苦樂十界の依正二報を開展する夫々の差別ありて存する。之を人の種子、天の種子、地獄の種子、乃至佛果の種子等と爲すのである。これ夫々の果報を生ずる親因縁である。

而して趣生の親因縁の種子に共相、不共相の別がある。共相の種子とは同一趣生の多有情、恰かも共通して受用するが如く見ゆる相似の果報を引く種子に名け、不共相とは一人のみ受用して他に通せざる果報を引く種子を言ふ。固より他有情の引生せる果報を受用すべき理なければ。共相と言ふと雖も、其實は各々の有情、自己の種子より生じたる現行を受用するものにして、共通の如く見るは相似に止まるのである。之を人趣に例せば、山河國土等、凡ての人類が共に之を受用するに似たるものを共相と言ひ、自己の身體の如き、一人の受用に止まるものを不共相と名くる。即ち器世間と名くる吾人の依報を共相とし、有情世間と名くる吾人の

正報を不共相となす。

この共相不共相の種子は、之に相當する業因縁の勢力に助けられ、前の趣生の相續の勢力終るとき、之に代つてこゝに新なる趣生を開展する。例へば天界の趣生を受けつゝあるもの、その天界の趣生相續中、人界の共相不共相の種子業力の助を受けたりとせば、その天界の死と共に此に人界の趣生を開展す、之を人界の生と名くるのである。この新なる趣生は、刹那刹那に種子生現行を相續して、業因縁力の強弱に由りて定まれる、若干の年月を経由する。吾人が五十年六十年の生命を持續するものは、この種子生現行の相續の絶わざるに由るのである。而してこの相續とは即ち第八阿頼耶識が人趣の果報を開展する作用を實現しつゝある相續に外ならぬのである。

此の如き關係に於て、吾人の外界の萬象は、阿頼耶識より開展せらるゝ。若し阿頼耶識の相續にして轉改すれば、外界の萬象も亦た轉改する、人の阿頼耶識の相續期間は、人界の外界萬象あるも、天の阿頼耶識の相續を見る時は、外界萬象も一變して天界の依報となるのである。故に外界の萬象は阿頼耶を離れて存在するもの

ではない。而して識の轉變に在りては、緣慮の用を見分とし、所緣慮の用を相分と名くるが故に、外界の萬象は所緣慮として相分と爲る。第八識に於ける能緣所緣の認識作用は微細にして知り難しと雖も、心識の作用なるものは能緣所緣を變現する外に亘るべきに非ず、能緣所緣の對立によりて心識は則ち存在するものである。苟くも所變にして、緣慮の用無きものは則ち所緣である。前五識相分の本質たる外界萬象の實體は、阿頼耶識が業因緣に助けられ任運に變じたる所緣の相分である。

斯く論じ來るときは、各々の有情各自に自己の宇宙を變現する者なるが故に、他有情所變の事物は全く之を覺知すること能はざるべき筈なるに、事實に於て、同一の山河が凡ての有情の同じく所緣と爲るものは、各自の所變を各自に緣するものに非ずして、凡ての有情の心外の實在なるか、若しくは有情の共同の所變なるかの兩者に在るが如し、若しこの兩者の一ならんには識變説は根脚を失ふものならずやと言ふに。若し心外の法を所緣とするか、若しくは共同の所變を緣するかの事實ありとすれば、勿論唯識の教義を破壊するものなれども、この引例の事實は左様

なものではない。これ阿頼耶識中の共相の種子、互に増上緣となりて、相似の相分を變現せるものにして、各自の所緣は各自所變の範圍を出でないのである。多有情所變の相分互に相障へずして同一處に變現し、各自に之を緣するが故に、同一對象に對して多有情同じく之を緣するが如く見ゆるのである。『論』に譬喩を設けて曰く譬へば衆多の燈明共に一室に在るに、各々の光明各全室に遍して一々別なれども、其の相、相似て處所異なる無きが如く、其相の果は同一處に在りて相障礙せず。斯く多有情の相分同一處に在るを以て、假令一人此界趣に死して一個の相分消滅するも、他の多有情の相分殘留するが故に山河國土等は依然として尙存する。前の燈明の譬喩にまた曰く、燈明既に多ければ人影亦多し、一燈去ると雖も餘光尙遍きが如しと、一の相分假令消滅するも他の相分殘存するを喩ふるのである。此の如く現前の山河は古往今來共相の果として相續するも、同一人の相分が永遠に殘留するものには非るなり。

阿頼耶識所變の境界が幾何の範圍に及ぶかに就ては、『論』の二に問答往復して、自他方の自地の土を變爲することを明してある。前記の説明は、例を了解し易き

に取りたるものにして、必ずしも變爲の範圍を限りたる意ではない、此點は讀者の諒察を乞ふ。凡そ頼耶所變の範圍及び其の遠近果の區別等に至りては、法相の古師數次其の義に迷ひ、解決を未了に附せるものがある、後代唯識學者の努力を要する點また少からざらん。

上來、外界の萬有が識の所變として展開されたる、その本末を略叙し來つた。唯識義は法相教義人法二空觀の必須なる要素である、故に『成唯識論』の七には委曲に問答を設けて唯識義の成立に努めてある、前記に重複するの嫌なきにあらねど、略して其の要領を記し置くべし、頗る興味ある討究である。

第一に唯識義に就て、六教と四比量を設け先づその旗幟を鮮明にしてある。六教とは一に華嚴經の三界唯心の説、二に解深密經の所緣唯識、所現の文、三に楞伽經の諸法皆不離心の文、四に維摩經の有情隨心垢淨の文、五に阿毘達磨經の四智成就の説、六に厚嚴經の心意識所緣皆非離自性故我説一切唯有識無餘の文にして、佛教外の擧者に對するときは、教證には何等の價値なきも、唯識論の如き小乘に對する意義に於ては、蓋し有力のものである。四比量とは、一に極成、眼等識、五隨一故、如餘

唯識の六教四比量

不親緣離自色等と、二に餘識識故、如眼識等、亦不親緣離自諸法と、この二の立量は、能緣は決して自體を離れたる境を親所緣とすること能はずといふ、因明の論式である。三に此六識親所緣定非離此二隨一故、如彼能緣と、四に所緣法故、如相應法、決定不離心及心所と、この二の立量は、親所緣は必ず識を離れたるものでないといふ、因明の論式である。この六教四比量を以て唯識義の教證理證とし、心外の實の我法は有に非ず、二空の理と能緣の識とは無に非ず、有を離れ無を離れたる中道なることを立論するもので、以下之が難問を通釋する。

第二に難を設けて曰く、若し唯内識のみにして外境に似て起るもので、心外の實境なしと言はば、何故に外境は場所と時間との一定あり、また多人同一の境を緣し、且つその外境に實用ありやと。問意は山河等の外界は必ず一定の場所を有して、何處にでも現するもので無い、また或る一定の時間に於て成立する、花の春開き、實の秋實のり、雪降り雨晴る、各その然るべき時間に於てするものである、若し能緣の識より變現するものならば、處を定めず時を論せず、隨處隨時に出來得べきに非ずや。且つ又同一の境を多人が同一に認識するは、所緣の境體實有なる所以に非

るか、また識所變の境ならば夢中の飲食、眩翳者の所見の空華等の如く、何等實用なきものなるべきに非ずやとの疑である。この疑問に答へて論には但に夢境等の如しと曰へり。この意は、『二十唯識論』によるに夢中の所縁は心外の實有に非ることは誰にも異論は無い、然るに夢中の境にも夢中に在りては一定の場所と時間とを有して居る、場所と時間とが一定してあるといふことは心外實有の證にはならぬ。また同業の異熟は多有情をして同一境を認めしむるもので、餓鬼の多數が共に一の膿河を見る如きである、されば多有情が同一に認識するといふことは、これまた心外實有の證にはならぬ。また境に種々の實用ありといふことも、夢境にもまた遺精發汗等の實用がある、以て心外實有を證すべきではないとの答である。

第三に更に問ふ、若し心外に實境なくんば、世尊は何に緣りて十二處を説けるやと、答の意はそれは識の所變に依りて説けるものにして、心外實有の意味ではないと。

第四に更に問ふ、法執を除かんが爲めに唯識と説かば、唯識それ自身もまた空無なるものとなりて、何者をも立てないことになる。答の意は識變の上で妄に實

有の我法と執する、その所執の我法を空とするので、依他の法體まで空する謂に非ず、法空といふは俗諦の事相と眞諦の理性を撥無する惡取空とは全く別である。第五に又問ふ、諸色も亦識を以て體と爲すと言はば、色法は何を以て形あり礙ある色相を失はず堅住し相續して轉起するやと。答の意は色法は名言熏習の勢力を以て起るが故に、無始の熏習によりて色相相續するのである、色相が一類に相續するからとて心外の實有ではないと。

第六に問ふ、色等の外境は、疑なく現量に實有を認むる、若し實有に非ずば現量に外境無しと覺知すべきに非ずやと。答の意は現量に所縁に對したるときは、外境とか實有とかいへる分別のあるものに非ず、後に意識の分別によりて心外實境の想を爲すのである、夢中の所縁の如きは、現に色あり聲ありと認むれども、實有に非ざれば、吾人が色なり聲なり等と認むるといふとは、心外實有の證にはならぬと。

第七に又問ふ、前來數次、夢を以て例すれども、夢境は覺醒時に於てその妄境なりしことを知る、現在の色法は之に同じからず、覺醒時に於て消失するものに非ず、之を例すること如何と。答の意は、夢境も亦た未だ覺めざる時に方りては、非有の妄

境なりとは知らぬ、覺めて始めて之を知るのである。有情の夢は永い、吾人は迷妄の長夜に夢みつゝある、昏々なる久遠の夢は、無漏智現前に到りて少し宛覺醒する覺醒し來れば眞箇に法空が明了になる、要するに夢境と同一なりと。

第八に又問ふ、心外の境は所縁の境に非ずといふも、所謂他心智の如きは、他人の心法を所縁とする、他人の心法が、自己心内の法ならざるは勿論である、さすれば心外の境は所縁たらずとは言ひ得べからずと。答の意は、他心が所縁にならぬと言ふのではない、親所縁とならぬと言ふのである、他人の心法でも、また自己身内の他識でも、疎所縁として、之に對して相分の親所縁を起すのである、疎所縁とは所縁相分の本質對象となるを言ふので、直ちに能縁の對境となるのでは無い、他心智も亦決して心外の境を縁するに非ずと。

第九に又問ふ、假令親所縁でないにしても、心外に或るものありとせば唯識の義理は破壊されたと言ふべし、如何にと。答の意は、唯識といふ意味は十方世異唯一人の識のみと言ふに非ずして、一切有情各心心所を有して識變をなしつゝある謂である。即ち自他無量の唯識轉變が行はれつゝある、他人の識變は自分より言へ

ば心外である、自分の識變は他人より言へば心外である、これが互に増上縁となり疎所縁となることは有りと雖も、親所縁となることは無い、故に所縁は必ず能縁を離れず、能縁は必ず自を離れたる法を取る能はずと言ひ得るのである、決して唯識の道理に障礙を來たすものではない。

以上『論』の問答である、『二十唯識論』及び『述記』を披いて意義を委くするを可とする。

四 不相应法は色心の分位なるが故に唯識なりとは、不相应法は凡て假立にして、心心所色の分位に名を立て、別體の存するもの無し。故に心心所色にして唯識たれば不相应も亦唯識なることは勿論であるといふのである。

五 無爲法は識の實性なるが故に唯識なりとは、眞如は識の體性にして別體なきを以て識を離れず唯識と稱すべきものである。

此の如く五位の諸法を識に望むるに、その關係一樣ならずと雖も、皆これ不離識にして唯識の言に攝すべきものである、故に萬法唯識と談するを得る。これを五種唯識の法相とす。

不相应は分住の法なるが故に唯識なり

無爲法は識の實性なるが故に唯識なり

二 五重唯識

五重唯識

萬法唯識の理を觀するに五重の階級あり、是を五重唯識觀と爲す。五重とは遣
虛存實唯識、捨濫留純唯識、攝末歸本唯識、隱劣顯勝唯識、遣相證性唯識これなり。

一に遣○虛○存○實○の○唯○識○とは、虛とは遍計所執の増益損減の相を言ふ、これ當情現の
相にして實ならざるが故に虚と名くる、これ情有理無である。依他と圓成とは諸
法の體相と實性とにして、實にして虚に非ず、これ理有情無である、斯く觀じて所執
相を除遣し依他圓成の實を存するを第一重とする。これを唯識と名くる所以は
依圓二性即ち五位の諸法は五種唯識の法なるが故に總て識を離れず、所執相は愚
夫諸識を離れて心外實有を認むる、その心外實有を除遣して、五種唯識の法を存す
るを以てある。二に捨○濫○留○純○の○唯○識○とは、依他圓成の事と理とは、皆な識を離れ
ずと雖も、この初重唯識の中には境も有り心も有る、心は唯だ内に存すること明な
りと雖も、境は心外の存在に濫する、實は境も心も心内の所現なりと雖も、唯境と言
はんは、心外に濫せんことを恐るゝが故に、但に唯識と言ふ、濫を捨て、純を留むる

捨濫留純識

攝末歸本識

のである、これを第二重とする。三に攝○末○歸○本○の○唯○識○とは、相見二分は所變の末で
ある自體分は能變の本である、心の自體分の勢力によりて二分を變ずる、色心の諸
法は自體分より生起せる能緣所緣の用に外ならざるを以て、心の自體分の本を離
れては能緣所緣の末法は存在しない、斯く末を本に攝歸するの觀を第三重となす。
四に隱○劣○顯○勝○の○唯○識○とは、前の如く自體分に攝歸するも、是に心と心所との二があ
る、今心所は識の從屬にして劣である、識はまた心王とも名くる、能變の主である、之
を勝とする、乃はち劣の心所を隱して一心の體に歸す、之を第四重とす。五に遣○相○
證○性○の○唯○識○とは、此の如く一心に結歸し來れば一切の事相、夢の如くしてまた相の
取るべきものが無い、相の取るべき無ければ、相、相に止まらず、事相を除遣すれば此
に廢詮一實の理性を證する相を遣りて性を證する、これを第五重とす。
五重唯識の觀法は、愈より細に入り、差別の事相より無差別の理性に達する順序
である。この觀法の順序によりて法相教義に於ける唯心論の義路由りて以て知
り得べし。

隱劣顯勝識

遣相證性識

第二項 能變所變

一 四分分別

四分分別

能變所變の義を明にし、識變の意味を説明せんには、必ず心心所法の作用より考察せざるべからず、心心所法の作用明了するときは色心諸法の成立關係も隨て明了することである。心。心。所。法。の。作。用。を。分。つ。て。四。と。す。一。には相分、二には見分、三には自證分、四には證自證分なり。

一 相分

相分

相分とは相は相狀の意義にして、所縁を義とする、心心所法の自體生する時能縁の用を起すと共に所縁の用を起す、能縁を見分と名け、所縁を相分と名くる、相分とは能縁の前に現はれたる所縁の境である。『論』の二に曰く有漏識自體生時皆似所縁能縁彼相應法應知亦爾、似所縁相說名相分、似能縁相說名見分と。能縁の作用も所縁の境相も皆識の自體の作用なりとするものである。小乗部の説に在りては、能縁の心と所縁の境とは別體なりと認め、心心所の作用は單に能縁に止まるものとする、これ色心諸法は各別に存在すと言へる見解に基くものであ

る、所縁の境は能縁の心心所がこれに對すると對せざるとに論無く、常に心外に實在すと考ふる時は、心心所の作用は單に能縁の了別に止まりて、所縁の境の成立には關係無いことになる。例へば、色境は常に存在するものにして、眼識時に起りて之を縁するものなりとせば、所縁の色境は能縁の眼識より生じたるものではなくして、別個の存在である、能縁の眼識は唯之に對する了別の作用を施すのみである、能縁は眼識の用に於て所縁は眼識の用に非すと論斷せらるゝ。小乗部の説は固より人無我を立證せんとするに止まるを以て法體の討究は、寧ろこれを世情に投じたりしものゝ如く思はるゝ、容易に發見せらるべき矛盾衝突をも看過して、法體恒有説を以て人無我論を組織してある。假令この法體有無の論に於て短所を有するとも、人無我論を闡明し得れば、小乗教義の目的は既に遂行せられたるものである、故は通常常識の認むる所に隨つて物心の並存を許し、所縁の境體を心外實有と説くものである。然るに人法二無我を主張する大乘教義に至りては、更に法體の討究に一步を進め、以て法空論組織の根據を樹立せざるを得ない。凡そ差別の法體は萬種なりと雖も、心心所の所縁以外には何者も存在しない、法體の萬差は、總

て所縁の相狀に現はれたる區別に於て認められたるものである。而して所縁の相狀は一定不變のものではない、或は根の如何により、或は其他の外縁の如何によりて常に變態するものなれば、要するに吾人心心所認識上の影像たるに過ぎざるを認むるに困難はない。されば吾人の所縁として存在する萬差の法體は、心外の實有に非ずして、能縁の作用と同じく、心體より發したる所縁の作用が、夫々の相狀を作して能縁の作用に對現したるものなりと定めざるを得ないのである。

普通に考へらるゝ如く心心所の能縁の作用は、之に對する心外の所縁を要する、了別を作用とする心法が、了別の對境をも併せて變現するものではなくして、所縁の對境先づ存して、而して後能縁の心法生起するものに非ずやとの疑問に對して、論に夢境を擧げて説明を加へてある。吾人が夢中に種々雜多の事柄を見るは、決してこれ實存の法ではない、現實に於ては想像だも及ばざる珍奇の事柄が、容易に夢境に現出して止まざるは、これ夢中の意識自身が變現せる影像たるに過ぎざること勿論である。斯の如き場合に於て、心心所は能く自から影像相分を浮べてこれを縁す、所縁の境が心外に無かるべからずといふ斷定は破棄せざるべからずと

いふのである。すべて夢中の所縁のみならず、何等の實體なき幻覺に屬する所縁にありては、所縁の影像が心の作用に過ぎざること容易に知り得べく、また意識が過去法未來法等の不現見の事物を縁するとき、意識上に現はれ來る所縁の影像が心の作用なることも明かである。斯かる多數の場合に於て、心心所は自己の作用を以て、所縁の相分を現すとせば、凡ての場合に於て皆此の如くなることを推斷して然るべきである、同じくこれ能縁の用なれば、能所縁の關係は同一でなくてはならぬ。但だ無本質の相分に在りては容易に、この理を首肯し得べきも、有本質の相分に在りて、如何にも心外の境あるが如く考へらるゝのみである。

有本質の相分、即ち前五識の所縁の色聲香味觸の五境の如きは、如何にも心外の實境の如く考へらるゝも、是等の境が皆五識上の影像に過ぎざること、近時心理學者の感覺の説明によりても誰人にも理解し得らるゝ。前に五境の説明に於て記せしが如く、色は眼識の感覺、聲は耳識の感覺、香は鼻識の感覺、味は舌識の感覺、觸は身識の感覺にして、凡て本質たる對象その者を、その儘に了別したるに非ることは争ふべからず。されば有本質の場合も無本質の場合と同じく、所縁の相分は、心

の作用の一部分たること、また論を待たざる次第である。但しこの場合に於て本質となるものは能縁の心の作用には非ず、他識の相分が若くは他人の所變かである。四分分別の相分とは能縁の見分直接の所縁、即ち親所縁を指すものにして、間接の所縁たる本質即ち疎所縁を指すものではないのである。

見分

二、見分 見分とは相分に對する能縁の作用である。見とは見照なり、心性明了にして能く前境を照らすをいふ、眼の色を了別し、耳の聲を了別し、鼻の香を了別する等の作用を見照と曰ふ、單に見ると云ふ意義ではない。心心所にこの作用あることは別に説明を加ふるまでもなからう。

自證分

三、自證分 自證分とは見分の了別に對し、之を所縁として重て能縁の働きを爲す作用である。見分は自體の用なり、自用を證知するが故に自證分と名くる。四分同じく心の作用なりと雖も、餘の三分に對して、亦た自體分とも名くるなり。然るに見相二分は自體分の作用なり、自體分既に見相二分の作用を派生して能縁所縁の事を辨すとせば、何ぞ更に自證分として見分を縁するの作用を爲すを要すべきやといふに。凡そ能縁所縁の作用を完了するには、所量能量量果の三者を具

所量能量量果

備せざるべからず、所量は相分にして、能量は見分なり、自證分はその量果として、更に見分を縁するの作用を爲すものである。

所量能量量果とは、譬へば丈尺を以て布を量るに、布と丈尺と、その丈尺の數を解する智との三者の如き關係である、布が幾尺ありやを知るには布を丈尺にて量り、その量りたる數を解して幾尺なりと知る智あるを要する。能所縁の事亦此の如く、相分は布の如し、見分は丈尺の如し、自證分は數を解する智の如し、この二重の能所縁ありて此に始めて相分を了別するの事を終了する、見相二分の一重の能所縁のみにては、布と丈尺とを對するが如く、所縁を量知するの作用は終了しない。心の作用は微細である、理を以て徴するに應さにこの三者の關係あるを要するが故に、更に自證分の能縁の作用を立つるのである。

證自證分

四、證自證分 證自證分とは更に自證分を縁する作用である。而してまた自證分の所縁ともなる。前に論せしが如く、所縁の相を知る爲めには、所量能量量果の三を要する、此定理に準する時は、見分を所縁とし、自證分を能縁とする第二重の能所縁に於て、更に他に量果を求めざるを得ないことになる、然らざれば未だ見分

を證知する作用を完了しない。若しまた見分と自證分との能所縁に於て、別に自證分を縁して量果となる一分を要せずんば、相分見分の關係に於ても、第三者たる自證分の作用を待つを要しない。見相二分の關係に於て量果たる第三の自證分を要すと認むる以上は、見分自證分の關係に於て、更に他に量果を要するや勿論である、これ第四分を立る所以なり。

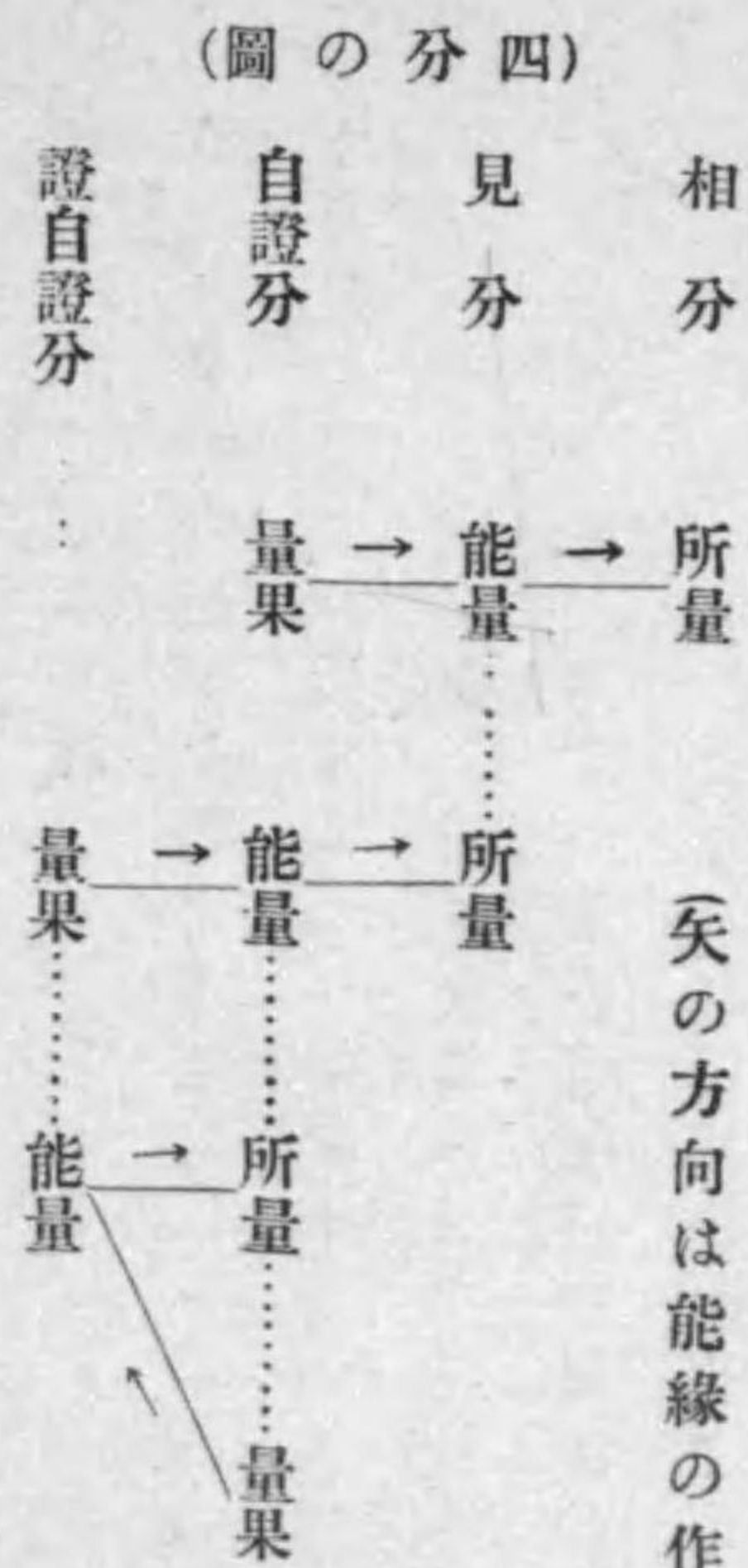
然るに此の如く次第するとき、自證分、證自證分の能所縁の關係に於ても、亦應に更に證自證分を縁する量果たる作用を要する。即ち第五分を立て、第四分が三分を縁する量果とすべきこととなる。而して第五分が第四分を縁する關係に量果として應さに第六分を要すべく、第五分第六分の關係に於て更に第七分を要すべく、かくて無窮に至るも更に次の一分を要すべきこととなり、能所縁の用は終に完了する時無きに至らん。何となれば相分の如何を知るには見分の能縁を検するを要し、見分能縁の如何を知るには、自證分の第二の能縁を検するを要し、自證分の第二の能縁の如何を知るには、證自證分の第三の能縁を検するを要し、かくて最後の量果に達せざれば、最初の所縁を了別する事を完了する能はざるこ

第五分を立て
ざる所以

どになる。推理正さに此の如くなるが故に、若し第五分ありとすれば、終に無窮に至るを以て、この第四分の量果は却て第三分にありと爲すを要する。即ち第三自證分は一度は證自證分の所縁となり、一度は證自證分の能縁と爲るを認めざるべからず、かくて第四分第三分相互に所量となり量果となると許せば、此に能所縁の事完了する。これ第四分の後に第五分を立てざる理由である。

此に於て再び疑問の生じ來るものがある。若し第三分第四分に、互に能所縁の用あるを認めて、第五分を要せずと言は、寧ろ第二分と第三分との能所縁を認めて第四分を要せずとするも可ならずやといふに、見分の能縁の用は、現量比量非量の三者に通じ、自證分の能縁の用は、必ず現量である。見分の三量に通ずるは事實上に之を知るべし、能縁三量の説明参照、自證分の現量に局るは、これ内縁の用に於て直ちに自體の見分を縁し、別に相分を生せざるが爲めである。元來見分は自體分外縁の作用なれば、却て内に向つて第三分を縁すべきにも非ず、また三量の不同あれば量果と爲るべからざる理である。而して後二分は共に内縁の作用にして、同じく現量なれば、相照して量果と爲るに更に支障はない。故に第二分第三分

の相縁を認めずして、第四分を立てこゝに終結を認むるものである。
 以上四分の關係を略圖すれば左の如し。第一分は所縁に局り、後三分は能所縁に通じ、前二分は外に向て轉じ、後二分は内に向つて轉ずる。



斯く、心々所の作用に就て四分を立つるは、護法論師の創唱にして、護法以前には此の如き詳細の説明無し。唯識の十大論師中にも其の説明種々に分れ、一分家、二分家、三分家の異説がある。

二 能縁の三量及び三分別

心々所の諸法を了別するに三種の區別がある、名けて三量を立つ、三量とは現量、比量、非量である。

一、現量 現量とは無分別の智、直ちに所縁の境體に逼附し、名言、種類等の分別を加へずして、瞬間的に境相を了別する感覺を曰ふ。前五識の五境を縁するが如きものが現量縁である。眼識の色境を縁するは、單純に色境を境相の儘に見照する。之に對して、是は赤色なり、黄色なり、この赤色は朱なり、丹なり、この黄色は橙黄なり等との名稱及び種別等の識別を行ふは、眼識の作用を超越して、同時相應若くは後念の意識の作用に屬する。耳識の聲境に於ける、鼻識の香境に於ける等皆此の如く、境相その儘を見照して、何等の分別思想を加へざるものである。斯る能縁の行相を現量と名くる、これ能縁行相の中、最も單純なるものにして、また最も正確なるものである。然るに此に現量無分別縁に似て然らざるものがある。即ち幻覺によりて何等の實境無きところに、物體あるが如く見照する、色無きに色を見、聲無きに聲を聞き、香無きに香を嗅くが如きことがある。是等は現量縁に似て、其實は第六意識上の妄想に現したる心像である、所謂獨影境を縁するものである。

三量
現量

比量

此の如きは第三の非量に攝する。現量分別は第七識を除きて他の諸識に通ずる。
二、比量 比量とは比度して量知する分別に名くる。烟有りといへる事實を基礎として、其處に火有るべしと了別するが如き、現量縁より來る了別を因とするものもある。また、此の物品は製作によりて成れりといへる事實を基礎として、必ず無常にして破壊することあるべしと了別するが如き比度にして、因も亦た比量分別にして、これによりて、更に第二の比量分別を生ずることもある。すべて比量縁の行はるゝは、某の事實を因とし、この因を縁する念を更に第二の因として、次に比量智を生ずるのである。火ありといふ比量智の果に望むれば、その推知の基礎となれる事實、即烟ありといふことを遠因とし、之を縁するの念、即ち烟あるが故に、といへる分別を近因と爲す。日常如何に迅速に行はれつゝあるにもせよ、對境の相狀を完全に識別して、此の聲は何者の聲なり、この香は如何なる香なり等と知るは、皆これ比量縁にして必ず前記の遠因近因によりて生じたる了別である。總ての比量分別は、その最初の基礎を現量縁の事實に取るものなりと雖も、第二、第三の比量智を基礎とするものも甚だ多し、正しき推理は總て比量分別と名くる。吾人

非量

の知能は、現量縁の聯合なく推理なき、瞬間的感覚のみによりて成立することは出來ない、必ずこれを聯合し推理する比量分別を経て始めて完全するものである。而して比量分別は全く第六意識の特有の作用に屬し他識には全く存在せざる分別である。

三、非量 非量とは凡て事實に契はざる了別を曰ふのである。即ち前の現量に似て現量に非るもの、比量に似て比量に非ざるものを概稱する。色なきに色を見聲無きに聲を聞くが如きは似現量と名くる、霧を認めて烟となし、由りて火有るべしとの推斷を下すが如きは似比量と名くる、これ等の種々の誤謬の分別はこれを非量に攝する。非量分別は第六第七二識に在り、前五識及び第八識は常に現量縁である、非量分別はない。

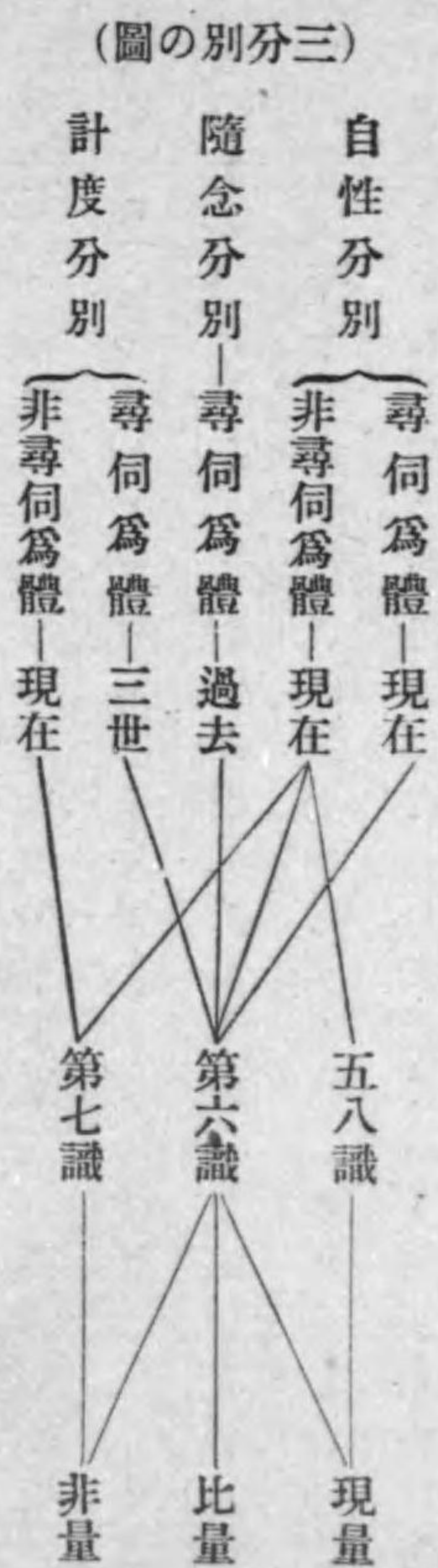
三量の分別と共に、少しく形式を異にしたる三分別の名稱がある、三分別とは自性分別、隨念分別、計度分別である。自性分別とは、現在に受取るどころの、諸法の自相に對して行する分別である、心心所の自性、本來縁慮の用あり、任運に分別を起すを以て自性分別と名くる、諸八識皆この作用がある。隨念分別とは、第六識、過去に

三分別

自性分別

隨念分別

曾て受けし諸行に對し、追念して行する分別である。七八及前五識は皆現在の境に對する外に緣慮の用無きを以て、隨念分別に關せず。計度分別とは、過去現在未來に通じ、凡て現在に見ざる事に對し、思構して行する分別である。思と惠とを體とし、簡擇して行する分別なるを以て六七二識に局りて、他識には通せず。三分別を分つこと左圖の如し。



三 所緣の三境

三類境

凡そ心心所所緣の境には、實體あるものあり、實體なきものあり、本質有るものあり、本質無きものあり、或は本質あるも相分の之に契はざるあり、幻覺あり錯覺あり、

性境

種々の區別縱横に錯雜してある、これを分別するに三類境の教義を設くる。三類境の説は本論に記述を見ず、所謂三藏の伽陀なるものより起る、曰く性境不隨心。獨影唯從見。帶質通情本。性種等隨應と、三境の名これによりて立つ、三境とは性境、帶質境、獨影境である。

一、性境

性境とは第八識所變の五根五塵、及び前五識所緣五境、五俱の意識現量緣の五境等の如きを曰ふ。是等所緣の相分は、自己各別の實種子より生起して實の體用がある、而して能緣の心また境の自相を緣して境相に契つてある。次に説明する獨影境に攝すべき、夢中所緣の總ての境界の如きは、性境に反して火を見、水を見ると雖も、其の火は能く燒くものにもあらず、水は能く濕すものにもあらず、方丈の室内に山海を變現するも、山海決して室内に障礙せらるゝことも無く、總て所變の相分に實の體用有ることなし。或は又疾病によりて、能く座側に利及を見て驚くことなどがある、異様の疫鬼を見て悸るものもある、然れどもこの利及は之に觸るゝも斫斬の用ある無く、疫鬼もまた別に何等の實體はない。今此性境は斯る幻覺に成れる如き相分の、實の體用無きものとは全く異なり、性境に攝する五

八識所縁の五境等は、固より心外に實存するものには非すと雖も、能縁の心の作用に外ならざるまゝで、而かもそれ〴〵の體用がある。火は能く焼き、水は能く潤し、眼前の山河草木日月星辰の大より、家宅器具食物藥餌等の小に至るまで、五境各五境の體用を呈して、故意に吾人の自由に之を轉改し得る點は少しもない。小は大に容らず、長は短に攝せず、山は山たり、河は河たり、火は火たり、水は水たり、夢中の境界の體用なく相障礙せざるものは全く別である。是等の境は能縁の見分に獨立して、夫々の實種子を第八識中に藏し、能縁の見分の現行と共に、同時に現行して所縁の相分となるものである。種子現行共に能縁の外に獨立するが故に、其の三性を具するともまた獨立である。例せば五塵は自性無覆無記なり、能縁の見分が若し善性なりとも不善性なりとも、之が所縁たる相分は善性ともならず不善性ともならず、自性のまゝに無記性である。若し無記性の前六識と第八識との所縁となるときは、能縁所縁共に無記性なれども、これ相從して無記性となりしものならずして、各自性のまゝの無記性を持つのである。また界繫分別に於ても獨立である。たとへば能縁は欲界の八識にして、所縁は色界の眼耳根なるときは、共に自界

繫を守りて能縁の見分に從はない。若し同界繫の前五識が五境を縁するときは、能縁と同界繫なりと雖も、これ能縁に從つて同界繫なるに非ずして、各自に界繫を守れるなり。此の種子の別有なるを種不隨と名け、三性の隨て轉せざるを性不隨と名け、界繫の隨て轉せざるを繫不隨と名く。以上三種の不隨心を總概して加陀に性境不隨心と言つたのである。

二獨影境

獨影境とは前の性境の如く因縁變の法に非ずして、獨頭意識の分別より變せられたる、無本質無體用の相分等がこれに屬する。或は本質に杖託して、爾かも獨影境なるものもある。無爲法を縁するの相分、即ち識變の無爲の如きである〔六無爲の説明参照〕これ無爲を以て本質を爲すと雖も、無爲は無作用にして、この相分の生起に對して何等勢力を與へざるを以て、相分は單に見分の勢用のみによりて生ずる、故に獨影境とする。獨頭意識所變の獨影境とは、前記の夢中の境相、及び醒時病氣等に誑はされたる幻覺の相分、過去未來等不現前の境を縁する相分等である、これ等の心縁は、凡て因縁變の法と異なりて、何等の實質あるものに非ず、本質あること無くして分別變の影像のみ存在する、故に獨影境と名くる。第八

相應の心所の相分も亦た同様に無本質にして實の體なし、心所は相應の心王所變を以て所緣と爲すことが出来ないから無本質である、この心所は第八心王と同じく種子五根器界を相分とすれども、この相分は獨影境に攝する。斯く獨影境は全く性境に反するものなれば、性境の三不隨心に反して、三隨心の義を有するなり。種子は能緣見分と同一種なれば、これを種隨心と名け、三性は能緣見分の三性に隨て轉ずれば、これを性隨心と名け、界繫も亦能緣見分の界繫に隨て轉ずればこれを繫隨心と名くる、伽陀に獨影唯從見と言へるものこの謂である。

三、帶質境 帶質境とは現前の本質を有すれども、能緣の心その自相を得ずして、これに異なれる相分を生ずることあり、この相分を帶質境と名くる。例へば第七識が第八見分を本質として、我法の相分を起すが如きもので、所緣の本質は我法ではない、併し轉易なく間斷無く一類相續するを以て、無明相應の第七識これに對して、誤りて我法の相分を生起する。この相分は獨影境の如く、全く能緣の心の分別によりてのみ生じたるものではない、また性境の如く、全く本質の儘に生じたるものでもない、本質を帶して本質に契はざるものである、故に名けて帶質境といふ。

三隨心

帶質境

三通情本

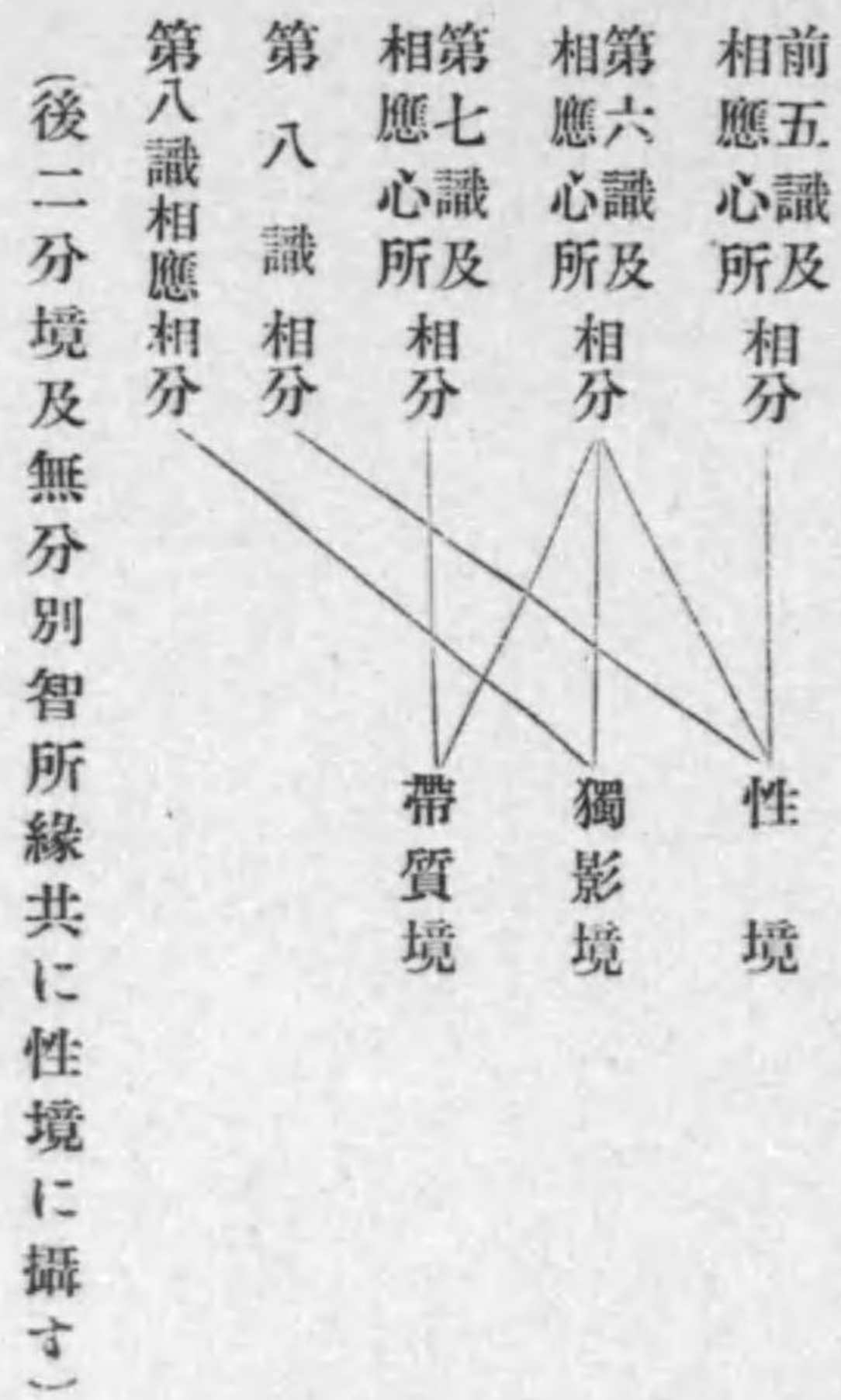
この外第六識が所緣の本質に對して、非量の相分を浮べたるもの亦た皆な同じく帶質境と名くる。斯く此の種の相分は、本質と能緣との兩者の中間に生じたるものにして、恰かも國籍を異にしたる男女の混血兒に譬ふべく、種子三性界繫共に本質と能緣との兩者に隨へて判せざるを得ない、故にこれを三通情本と名くる、伽陀に所謂帶質通情本とはこの謂である。

日常吾人の經驗する幾多の錯覺は皆これ帶質境の相分を緣するものである。巧なる繪畫は容易に帶質の相分を誘起す、パノラマを見て動もすれば、實物と繪畫とを混同することがある。斯る場合に於て眼識の相分には、實物と繪畫との別なく、色彩のみ有りの儘に浮び來る、眼識の相分は唯色彩のみなれば性境なり、然るを同緣の意識は他時の經驗より成れる分別を加へて、實物と繪畫との區別を了別するものなるに巧みに應用されたる色彩によりて誑かれ、繪畫の一部分を近接の實物と別つこと能はずして、また以て實物と爲すものにして、誤謬は第六識上の帶質境に在り。凡て前五識及び第八識は現量緣にして、境の儘に見照する故に、帶質境の相分なし、帶質の相分は第六識及び第七識に止まること思ふて知るべし。

三類境の法相を立つるに南北兩寺の異説がある、南寺の傳によれば三類境は唯見分の境の分別なりとし、北寺の傳によれば後二分の境にも通じて分別するものなりとする。兩傳各樞要等の文證に據りて其の説を爲すものなるが、單に三境分別の寛狹に止まりて、法相に至りては別に取り立て、論すべき程の異説無ければ、今此にはその争點を顧るを略する。若し北寺の傳によりて後二分の境を攝すとせば、後二分は現量縁にしてその所縁は勿論性境である。然るに後三分は同種子なるが故に、この能所縁の對望に於ては、三不隨心の義は全く缺けてある。相分の性境とは其の定義を異にするが故に、同じく性境と名くべからざるが如きも、性境は實體あることを以てその資格となす、三不隨心はその從屬の義である。たとひ南寺の説によりて唯見分の境に局るとするも、無分別智眞如を縁する場合の如きは、相分を變爲すること無く、直ちに理體を所縁とする、然るに無爲は不生の法なれば、固より性種等の隨不隨を判すべきにあらず、三不隨心の義が凡ての性境に具足せざること亦同じい。されば性境、必ずしも三不隨心の義を具足する者には非るを以て、後二分の境を三類境に攝して、判じて性境とするも亦妨なしと言ひ得る。

三藏の伽陀にも性境不隨心と言へども、唯不隨心と言はざれば、不隨心の義なき性境あるを遮したる文字は無い、これ後二分の境を攝するの餘裕を存せるなりと、これ北寺の辨明である。何れとするも法相に支障なければ、取捨意に任せて可なるべし。

三類境の分別左圖の如し



第四節 空 有 論

萬有の實相は空か將た有か、印度大乘の二系統か、この見解の如何によりて分立されたるまでに重要な思索である。併かし動もすれば説明の形式を争ふに止まりて、その空と言ひ有と言ふ意義に至りては、何等相違を見ないやうな趣がある。法相宗は所謂大乘有宗なるものである、然れども、勿論偏有の宗義ではない、三時教判の下参照、中道の妙有を立つるものである、故にまた中道の妙空である。三性三無性説及び人法二空説に就て空有論を叙すべし

第一項 三性三無性

諸法の體性を論ずるに三性三無性の説あり。三性とは遍計所執性、依地起性、圓成實性これなり。三無性とは相無性、生無性、勝義無性これなり。舊譯にては三性を分別性、依他性、眞實性、三無性を相無性、生無性、眞實無性と譯してある。三性は非空にして三無性は非有なり、三性の説に止まれば有に偏し、三無性の説に止まれば空に偏す、三性三無性の兩側面の義意を全ふして、中道の有空此に成す。この兩者を完全に説破せること、これ『解深密經』の特に重要な所以の一である。

三性三無性

一 三種自性

一 遍計所執性

遍計所執性とは因縁生の諸法に於て、虚妄分別の識、我法の妄執を加ふ、其の妄執に成れる蘊處界等の法、若くは我の自性差別を曰ふのである。自性差別とはその體性と體上の差別の義を曰ふ、例せば色は質礙ありと言はん、色は自性で質礙は差別である。即ち妄分別所執の實我實法の體と義とを概して遍計所執性と名くる。遍計の名は周遍して計度するを言ふ、妄分別遍ねく諸法を計度するに名くる。されば所遍計は因縁生の法即ち次の依他起性、能遍計は虚妄分別、所執性は我法の妄境である。而してこの妄境は妄分別の前に現したるものにして、その取著する所なるを以て所執と名くる。依他法を心中現相と名けて所執性を當情現相 呼ぶ、當情現とは妄分別の妄情に當りて現はれたるものにして、實體あるものならざるを意味するのである。この妄分別に認められたる實我實法を遍計所執性と爲すと共に、偏空の執も亦當情現相にして遍計所執とする。心中現の依他性は有に非ず無に非ず、因縁假有の法なり、これを増減して實有とする

三種自性

遍計所執

當情現相

も實無とするも共に妄情分別たること一なれば共に當情現相とする。

然るに能遍計の識に就て異説がある、依つて所執性の範圍に不同を見る。安慧論師等の説にては諸八識心所の總て有漏なるものは皆盡く能遍計である、有漏識は凡て虚妄分別を以て自性と爲すが故に、是等の能縁所縁は遍計所執の範圍を免れない、有漏の識にして執を離れたるものあるべき理はない、執を離るれば則ち無漏である。楞伽等に八識、是妄分別と説き、攝論等に皆似、所取能取、現と説けり、此師は能縁所縁皆な遍計所執と見るの意である。即ち五八識には法執、七識には人執、六識には人法二執あり。若し執は六七二識にのみ存して五八識に無いとするならば、五八識は虚妄分別と名くべからず、執無くして虚妄分別と名けば、無漏識も亦虚妄分別と名くべきことになる。安慧の諸法を觀る。とは、根本的に護法に異なり、有漏の境界は盡く妄情所現と認むる、護法の四分説に當つれば、諸八識心所の自體分のみ依他法にして、見相二分は遍計所執なりとするものである。舊譯家の所傳は此師の説に似てある、眞諦譯の『三無性論』は玄奘譯の『顯揚聖教論成無性品』の異譯である、『三無性論』には分別性を以て似塵識分とし、依他性を以て亂識分と

する。舊譯にて塵識と指すは六塵を指し、亂識とは本識を指す、即ち六塵の境を總じて分別性即ち遍計所執と定むるものである。安慧の説と全く同にはあらざるべしと雖も、護法の説とは大に異なつてある。

護法の説にては能遍計の識を六七二識に局りて、五八識に通せずとする。五八識等の相見二分は因縁生依他法である、この依他法の上に妄遍計を加ふるものは六七二識の計度分別による、計度分別は五八識の如き唯現量の識には通せぬ、必ず比量非量に依るものである。また我法二執は必ず惠の心所に由る、五八識は恒に惠と相應しない。且つ二執は必ず無明と相應する、無明は前六識中の善性と相應するものではない、癡と無癡とは相違するものである、されば有漏の識が恒に執と相應すとは言へないことになる。又有漏の諸識恒に必ず法執と相應するものならんには、加行智となりて無漏の空智を導くものは無かるべし。又、若し執あらば第八識も亦た能く種子を熏する勢用ありとすべし。若し五八識を能遍計識に加ふるときには種々の矛盾を來たすこと凡そ此の如きものがある、能遍計識は六七二識の無明と相應する妄計度にして、我法二執は五八識には存在するものでない

ど。護法の意にては有漏有爲の中にも、因縁生法を直に當情現相なりとは認めない、假有實無の依他法として、この依他法の上に加へられたる妄執の相を遍計所執と認むるのである。凡そ有漏識を虛妄分別と名くるとあるは、無漏眞如を證せざるが故である、能取所取の相に似て現するも、能取所取皆な遍計所執なるものは非ず、若し能取所取の相を以て悉く遍計とせば、無漏識も亦た後得智に在りては見相二分を具するが故に、遍計の性なりと言はざるべからず、能取所取には妄分別と妄分別に非るとがある、妄分別のものは遍計に攝する、妄分別に非るものは遍計に非ると知るべし。然らば五八識は、全く我法の執着に關係無きやと言ふに、六七の横計、無始以來熏習して種子を成するが故に、五八生するとき我法の相を帶する。第六識の善心も亦此の如く、第七の内我恒に我法と執して之を染す、七識の染を被りて自種を熏するが故に、現行の時尙ほ我法の相を帶するのである。之を要するに我法の執若し第六識に間斷あるときも、第七識に恒時に相續して、他を染するが故に、諸八識を擧げて有漏たらしむるものである。以上の二說法相教義にては護法の説 正義として之を依用す、以下の説明すべて此説に據るものである。

依他起性

二、依他起性

依他起性とは衆縁所生の心心所の體及び相見分の、有漏なるも無漏なるも、皆な依他起性と名くる、依他起とは他の衆縁に依りて生起すとの謂である。心心所の相見分と言へば、山川草木日月星辰等の器世界、及び有情の身内の五根等の總てを含む、これは上に數次記述せしが如し。凡て因縁生有爲法の全部を該攝して依他起性と名くるのである。因縁生とは心心所法は必ず四縁を異して生起し、色法は必ず因縁増上二縁を具して生起す(四縁五果の説明参照)、一法として自然生の法なること無きを以て因縁生といふ。無漏の有爲は依他起性に攝し、また圓成實性に攝することもある、次の如し、依他起性に攝するはその因縁生法なる義邊に就くものである。

圓成實性

三、圓成實性

圓成實性とは二空所顯の眞如を曰ふ。圓とは遍なり、眞如の體諸法に遍して、至らざる處無きを曰ふ、成とは常なり、體不生不滅にして變易無きを曰ふ、實とは體虛謬に非るを曰ふ、諸法の眞理、諸法の實性として其の體虛ならず、虚空の如きに非ず、また我等の如き虚謬にして無體なるに非ざるを顯はして圓成實性と名くる。圓成實の三字、以て虚空、神我、大有等を以て諸法の實性なりと説ける

小乗及外道の學說に簡異して、眞如法性に名くるのである。有爲無漏も亦た圓成實性に攝することあり、顛倒を離れたるを實と曰ふ、究竟の法なるを常と曰ふ、成就の義なり、勝用周遍するを圓と曰ふ、圓成實の名ある所以にして、無爲眞如を圓成實と名くるものとはその名義は一様でない。

以上三性の關係を顯はすに『攝大乘論』所知相分第四に暗中繩を見て蛇と爲すの譬喩がある曰く如暗中繩、顯現似蛇、譬如繩上蛇非眞實、以無有、故若已了知、彼義無者、蛇覺雖滅、繩覺猶在、若以微細品類分拆、此又虛妄色香味觸爲其相、故此覺爲依繩覺當滅と。色香味觸を圓成實性に喩へ、繩を依他起性に喩へ、蛇を遍計所執性に喩ふ。夜中繩を見て蛇と爲し、爲めに種々の恐怖を爲すも繩と知れば蛇覺は忽ち滅す、然かも繩覺尙ほ存する、更に之を分拆すれば色香味觸の四塵のみ知る、之を知れば繩覺もまた忽ち滅する。遍計所執は蠅の上の蛇の如く、依他起性に對する謬見の上のみ存在して實の體無し、依他起性も亦た、四塵に由りて成れる繩の如く、圓成實性の上に顯はれたる假相のみである、その性に觀達すれば、無自性に達するのである、譬意知るべし。古師譬喩の了解し易からしめんが爲めに、四塵に代ふるに麻を

以てせり、所謂蛇繩麻の譬喩なるものこれなり。

然るに圓成實性の無爲眞如と依他起性の有爲諸法との關係如何。前の譬喩に於ける蠅と四塵との關係即ち理事の關係は、蓋し頗る必要の問題にしてまた決して容易に解釋すべきものでない。この理事關係論の差別によりて、大乘各宗の門戸自から分かる、眞如緣起説と賴耶緣起説との區別此によりて生じ、二性皆成説と種性各別説との區別も此によりて起る。この論點に於ける一乘三乘兩宗の論

争は、永き歴史を有する、佛教教義史上の一大偉觀である。今略して法相家の所談を叙すれば、有爲無爲は永く別にして、無爲轉じて有爲と爲るに非ず、有爲轉じて無爲と爲るに非ず。若し眞如隨緣して諸法と作らば、これ眞如に轉變を見るのである、轉變あらば則ち有爲である、無爲は不生不滅常住不變なるを義とする、三世に亘らず四相に移されず、凝然として作用無く、諸法の因縁とも爲らず、又諸法を因縁ともせず、凡て生滅變化の事相を帯びざるを以て無爲と名くるのである。此の如き凝然の一理は、諸法と爲らずと雖も、これ諸法の體性である、生滅變化の諸法に即する不生不滅常住不變の眞理である。遍計所執は理無情有の法にして、依他起性

は假有實無の法である、この遍計依他の我法を離れたる、非有非空中道の妙空によりて顯はれたる、言亡慮絶の體性即是れ無爲眞如である。相と性と永く別なれば有爲無爲一にあらず、相と性と別體なければ有爲無爲異にあらず、不一不異にして不即不離なるを有爲無爲の關係とする。されば有爲法は種子を親因縁とし、他の衆縁を疎縁として無始時來相續生滅する、昏に迷界に於て然るのみにはあらず、佛界に在りても種子生現行の無漏有爲の果報未來際を盡して斷ること無し、無爲の隨縁によりて有爲を生せしものにあらず、有爲を泯亡して無爲に歸すべきものにもあらず。有爲差別の事相と無爲無差別の體性とは永久に存在して、この間に因果の關係を有するとは無い。差別智より照せば有爲の事相宛然たり、無差別智より照せば體性平等にして不變の一理である。不變の一理諸法の體性たりと雖も、これ萬差諸法の各々に於ける二空所顯の眞理なれば、彼此相通するものではない、而かもまた各々の理性は、共に空無我にして差別あるに非ず、有爲自性の彼此別なるに同じからず、所謂共相に非ず自相に非ざるを眞如の體性と爲すものである。之を要するに一切有爲法に具へたる空無我の理これを眞如と名くる。

此に於て眞如縁起論者の認むる所の眞如の内容と甚しき相違を見る。縁起論者は眞如を以て善淨の本性と定め大智慧光明の靈體と爲し、客塵煩惱之を覆ふが故に、隨縁して有漏雜染の因果を現起するものとする。その縁起の根本を尋ねれば無始無明である、而して無明は眞如の性徳ではない、故に龜細に惑を斷除して終に根本無明を拂ひ去るときは、眞如の全徳此に顯現して佛果無盡の徳相と爲る。故に佛果無盡の徳相は本來眞如法性の具備する所、即ちこれ本覺の顯現である。故に雜染の因果は眞如を體とすること波の水を體とするが如しと雖も、波相は水體自爾の用に非ずして、風の之を動かしたるに由るものなる如く、これ客塵煩惱龜細の風に隨つて起動したるものなれば、眞如の性徳には非ずとなす。縁起論者の眞如觀は頗る價值付けられたる理體を認むるものにして、凝然無作用の法性に非ずして靈活なる如來藏自性清淨心である。淨影の如きはこれを以て淨識無垢識等と呼び、識知の作用を認めてある。蓋し無爲と言ふもの、護法一家の所謂無爲の意義には非ず、隨縁起滅の當處尙ほこの眞如靈妙の徳用を失はず、無始際未來際を通貫するの謂なるべし。如來藏經等の舊譯の經論に明す所の眞如は、確かに如來藏自

性清淨心過恒沙の萬徳を具備したる靈體を指すものである、少くも玄奘一家の譯出に縁る『唯識論』一系の所明とは、明に論調を異にしてある。

假令『起信論』の成立が疑問の裡に葬り去らるべしとするも、印度に於て斯かる眞如論者の存在したりしことは、『唯識論』に於ても之を見るを得る、『論』の二に無漏種子の本有を明す下に分別論者の説として之を破して曰く分別論者雖作是説、心性本淨、客塵煩惱所染、汚故名爲雜染、離煩惱時轉成無漏、故無漏法非無因生、而心性言彼説何義、若説空理、空非心因、常法定非諸法種子、以體前後無轉變、故若即説心應同數論、相雖轉變、而體常一等と。これ無漏本有の種子を第八識中に立てざるも、心性本より淨なれば、煩惱の除滅と共に無漏と爲るが故に、無漏無因生の失あること無しとの説を評破するものである。論文に在りては具さに其の説の首尾を知り難きも、眞如縁起論者の説なることは明である。評破の意は、心性の言、若し空理を指すとせば、空理はこれ因果に關するものに非るが故に、無漏の種子は他に求めざるべからず、若しまた心識に名くるものとせば、無漏清淨の心が何ぞ有漏雜染の法と爲らん、有漏雜染の法また何ぞ無漏清淨の因と爲らん、若しこれありとせば數論の

轉變説に同するものである、經に心性淨と説くは空所顯の眞如の眞實性なるを言ふので、有漏の心性、無漏清淨なるが故に本淨と説く者ではないといふのである。然るに有漏の心性、無漏なるべからざるが故に、無漏の本有種子が別に第八識中に存在せざるべからざるの護法の論辯には困難なる矛盾を含み、隨つて無爲無作用説に多少の影響を見る。何となれば、種子は第八識生果の功能なりとせる定義の下に、有漏第八識に無漏生果の功能を具すと云ひ得るか否か、第八に無漏種子を藏すと云へることは、有漏識に無漏を生ずる功能ありと言ふものである、吾人の第八識には無始時來嘗て一刹那の無漏の現行も無い、無漏の現行なき純有漏相續の阿頼耶識中に無漏を生起する能力ありとせば、所謂分別論者に對する評破は却りて自説に加ふべき評破となる恐がある。若し本有無漏種子有漏の第八識中に存在すと云へる立論にして困難に陥るとせば、佛果の開覺は果して何者に由るとしてよいか、眞如は無作用にして因果に關係せずとするが故に、無漏の因縁は終に求むべからず、寧ろ無漏無因生の過失を避けんが爲めには、無爲論に一分の更改を加ふるの止むを得ざるものありと言ふも強ち誣言ではない。但し種子の説明に方り

て此疑難を會通せんが爲めに『論』の二に無漏法、種雖依附此識而非此性攝故非所緣、雖非所緣、如眞如性、不違唯識と曰へり。無漏種子は有漏識の性に非ず、故に有漏識の相分たるべからず、他の種子の如く相分には非れども第八識に依附する、眞如の性が識の相分に非れども唯識に違せざるが如しとの意である。この會通は護法の他の論辯の如くに明確でない、眞如は有漏無漏に通ずる實性なりと言ふが故に、唯識に攝すべきも、有漏無漏其の性を異にする無漏種子が、有漏第八識に依附して唯識と稱することが出来やうか。よし唯識とは稱すべきも、有漏識に本來無漏種の依附せるありとすること、如何にも疑難を免れ難きものゝやうである。

されど種子説の困難なるが爲めに、本性清淨説の困難を忘るべきではない、護法の評破は確かに敵論者に對して有力である。本性清淨の眞如、如何にして有漏雜染と爲るが、抑亦客塵煩惱は眞如を體とせずして何れより來るか。緣起論者は無明は眞如の性に非れども眞如に對して起る故に眞如を離れて存在せず、本覺あるが故に、不覺がある、眞如あるが故に無明がある、無明眞如に合するが故に、愈細に雜染法と緣起すと言ふ。然れども本性清淨を無漏清淨の意義と認むる以上は、無漏

清淨の心性に、如何にして有漏無明を現し來るべきや、恰かも有漏識に無漏種を藏すと言ふの困難と同一である。法爾本來眞如と無明とが然かく相應せりと言は、勿論議論無しと雖も、本有種子説も亦法爾本來の存在として同情に肯定せらる。無明は眞如の用に非ず、眞如は自性清淨にして雜染に非ずと前定して而して一切有漏無漏皆これ眞如隨緣の現象なりと論ずるには、蓋し幾多の難關を踏破して、賴耶緣起論者の首肯を求めなくてはならぬ。

諸法の體性たる眞如は、一切有情の如來藏自性清淨心にして、客塵煩惱を斷除すれば、佛果の萬德此に顯現すといへる眞如隨緣説は必然の論理として、一切衆生悉有佛性説と爲り。眞如は有漏無漏の體性なれども、眞如は空理にして因果に關せず、佛果の萬德は有爲無漏の種子より開發すと言へる、眞如凝然説は、一切有情に種性各別を認むるの餘裕を有し、有爲は差別あるものなりとの論證の下に、一性皆成説を非認するに至るのである。有爲無爲關係の義相如何は容易に決すべからざる問題である、學者須らく古師に參して其の詳細を討究すべし。

三 無自性

三無性

三種自性に對して三無性の法相あり。遍計所執性に相無性を立て、依他起性に生無性を立て、圓成實性に勝義無性を立つる。『論』の九に曰く、若有三性如何世尊。說一切法皆無自性頌曰、即依此三性、立彼三無性、故佛密意說一切法無性等。諸法の法體遍計依他圓成の三性ありとせば、佛何故に般若等に一切法皆無自性と説ける諸法皆空の説ありやと問ひ、この三性に依りて三無性の義あり、故に佛、諸法實有の執着を除かんが爲めに、密意を以て一切法皆無自性と説き給へるもので、これ未だ顯了の説に非すと答ふるのである、これ解深密經の文意に依るもの、經文を披いて詳にすべし。即ち三性は有にして三無性は空である、有に空を捨てず、空に有を離れず、三性三無性相離れざる所中道の空有である、是を有空觀の終歸とする。

相無性

一、相無性 遍計所執性の體相都無なるに相無性を立つる。遍計所執の當情現相は、繩を謬り認めたる蛇覺の如きもので、蛇の體相は畢竟して有に非ず、實有實無の執は全く妄分別の前に現したる相なれば、これを情有理無と名けて、體相は

生無性

竟するに都無である、これ相無性を立つる所以である。

二、生無性 依他起性の、因縁生にして自然性無きに生無性を立つる。依他の諸法は衆縁の所成である、縁合せれば則ち有り、縁合せざれば則ち無し、是を幻事に喩ふる。依他起性は不變の自然性無しと雖も、因縁の所成である、遍計所執の當情現相の體相都無なるものとは同じくない、是を無性と言ふと雖も、體性全く無なるの謂ではない、論に假說無性、非性全無と曰へり。因縁生の義邊に依他起性を立て、無自然性の義邊に生無性を立つる。

勝義無性

三、勝義無性 圓成實性の、衆相を遠離し不可得なるに勝義無性を立つる。眞如の體性は自相に非ず、共相に非ず、有爲萬法の所依性なりと雖も、萬法に隨て差別を成するものではない、色に非ず、心に非ず、我に非ず、法に非ず、一に非ず、異に非ず、有に非ず、空に非ず、凡て無相不可得なるを勝義無性とする。斯くの如く無相不可得なりと雖も、諸法の眞性として圓なり成なり實なり、性全無に非ず、論に假說無性、非性全無と曰ふ。無性と説くは情想の上に認むべきもの無きを言ふのである。

三無性の中、相無性の空する所は遍計所執性なること勿論である、然るに生無性

勝義無性の指す所、依他圓成の體に就くや、若くは依他圓成の上に加ふる所の遍計の妄執に就くやと言ふに、日本の古説に二あり。南寺の傳は所執を空すと爲し、南寺の護命僧正及び北寺の傳は、依他圓成の體に就くと爲す。前者の意は依他法の上に自然性を認むるは遍計の妄執である、圓成の上に有無一異の相を認むるもまた遍計の妄執である、されば生無性と言ふも勝義無性と言ふも空する所は遍計の妄執のみで、依他圓成の法體を空するものではないと言ふのである。後者の意は、無自然性は依他法の體に有する義である、無相不可得は圓成實性の體に有する義である、論に三無性を喩ふるに序の如く空華と幻事と大虚空とを以てしてある、これ三性の一々に所有の義で、依他起性に如幻の義あり圓成實性に如虚空の義あり、この義を説て相無性と名け勝義無性と名くるものであるといふ。兩説の龜細は別に考ふべし。

此の如く、三無性は空門の説にして、諸法皆空の教門は此の義邊に就く、而かも三性を離れたる三無性に非るを以て、諸法皆空と説くも單空にはあらず、有に即したるの空である、此に於て中道の義を成する。遍計は理無情有依他は假有實無圓成機の順序によりて、各一邊の説明を與へ給ふものである。

第二項 空有中道

空有論の一面は中道觀である、中道を離れたる空有は、空有共にその意義を失する、偏有偏空は所執の謬見である、法界の實相は中道に即したる空有である、所謂中道實相なるものこれ法相教義の骨子である。中道とは何ぞや、『論』の七に曰く、遠離増減二邊唯識義成契會中道と、『述記』の釋に曰く、言中道者正智也、理順正智故名契會中道と、中とは眞如なり、道とは智なり、眞如に冥合するの智を中道と言ふのである。又、中道とは眞理を曰ふ、中は二邊を離るゝを言ひ、道とは道理を曰ふ、故に眞理を名けて中道とする。中道の目は之を智に名くるも、また理に名くるも、蓋し同

二重中道

一の意義を成すもので、要するに有無増減を離れたるの謂である。この中道は總ての諸法、萬有事理の上に之を認め得べきものにして、如何なる微塵の末に至るまでも中道の發現ならざる者は無いのである。廣く中道を説くに二あり、一には言詮の中道、二には離言の中道である。

言詮中道

一に言^〇。詮^〇の中道^〇とは、凡そ有爲因縁生の諸法の上に於ける、遍計所執の我法は體性都無なりと雖も、因縁生の法體は決して都無では無い、また此の諸法の體性たる眞如は、所執を離れたる實有である。されば一切法は、所執の空と依他圓成の有と相即して、空に非ずまた不空にも非ずと言はざるべからず、即ちこれ中道の義を見るところを得る。かく三性相對して中道を詮するを言詮の中道といふ。二に離^〇。言^〇の中道^〇とは眞勝義諦に約して諸法の體相有無共に心言を絶し、廢詮一實の境、以て名くべき無きを離言中道と言ふのである。根本無分別智の内證に住して、思議を絶すれば、これ離言中道なるもので、これを他に詮さんとすれば、遍計の空と依圓の有とに由らざるべからず、これを言詮の中道とす、『論』に曰く我法非有遍計の空空、識非無空とは圓成、識とは依他、離有離無故名中道と。斯く二重中道は別の法體に約

離言中道

するに非ず、三性不即不離の諸法に於ける一中道の依言と離言とである。

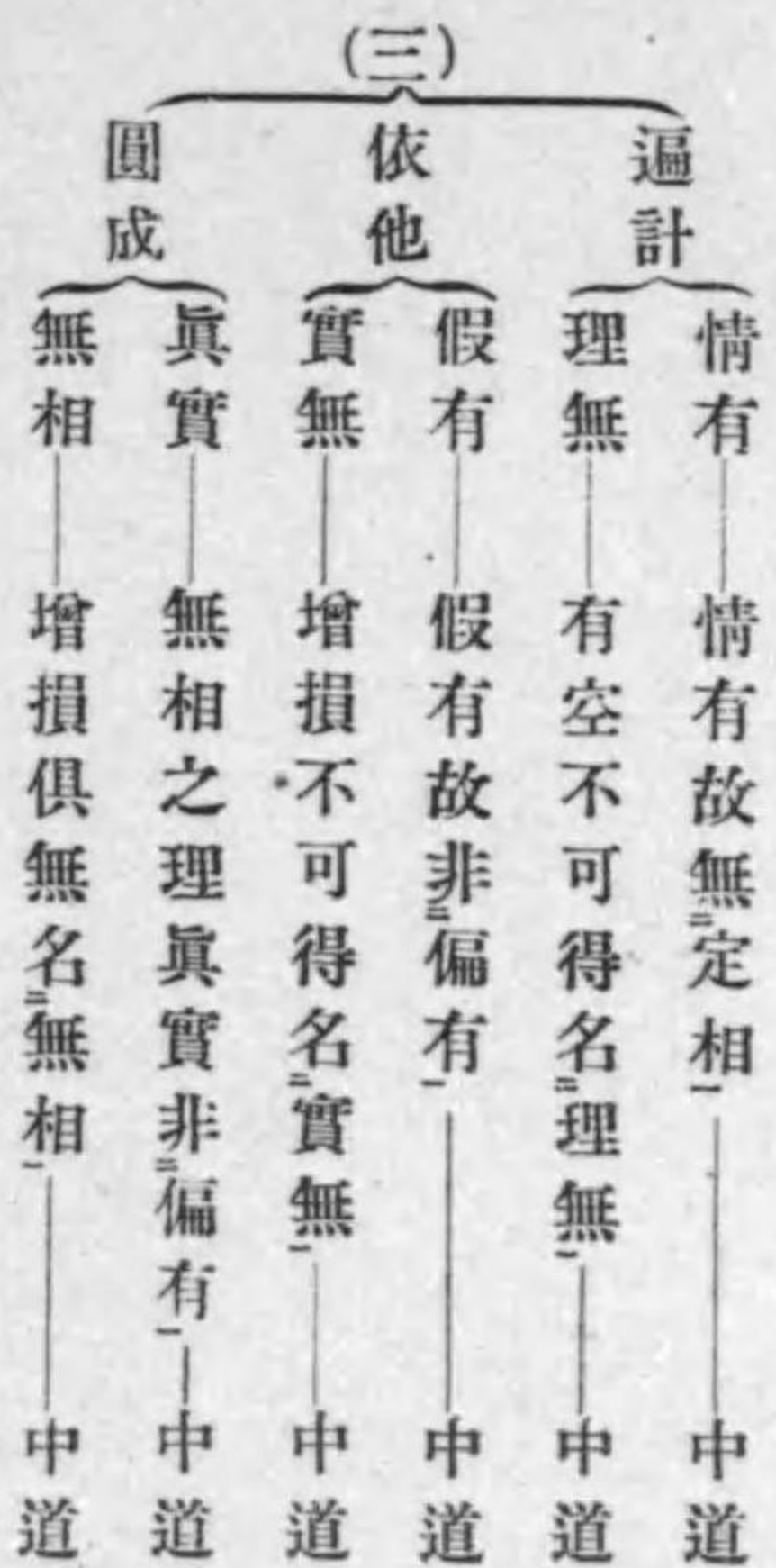
然るに遍計所執の當情現の我法の相は體性都て空、依他起性の因縁生法と、圓成實性の眞如實性とは體性全無に非ず、故に中道なりといふ三性を對望したる立論は尙未だ細論を要する。何となれば當情現の我法の相は、法體に存在する義相に非ずして、妄情の附け加へたる謬りたる認識に過ぎ無い、されば法體としては依他圓成の事相と理體とあるのみなれば、法體の自性は有にして空に非ず、中道とは言はれないと謂ふ疑難が起る。但し此の疑難は少し偏したる思索である、三性は爾かく別々のもので無く、一法の上に於ける不即不離不一不異の關係である、一法の上に妄執と縁起と眞性との三義が立つので、其上に中道を談するものなるが故に、之を各別に離して考ふることは至當で無い。元來妄執が無かつたら、偏有偏空といふことは無いので、依他圓成の有といふことも、妄執の所謂有ではない、妄執の有でなければ中道の有である。また遍計の妄執當情現の我法の相も之を妄執を離れたる者よりして見るときは、同じく中道と言はざるべからざるものである。三性對望して中道を談するは、要するに三性各個に中道を談すべきものなるが故に

して、その何れの有空も中を離れないからである。

如何んか三性各個に中道を離れざるやといふに、遍計所執の當情現の我法の相は所謂情有理無の法にして、理よりして言はゞ體性都無なりと雖も、當情の相は我法と現して有る。當情現相まで撥無して空と言はゞ、偏空にして所謂損減の執に陥り、體性都無を忘れて當情の相にのみ着眼すれば、偏有にして、所謂増益の執に陥る。當情現相を捨てずして體性都無情有理無これを空といふは中道の空である。次に依他起性は假有實無である、因縁生の法體は全無に非すと雖も、因縁生の故に假有なり、假有なるが故に實無なり、實無なりと雖も、萬有諸法の差別は歴然として生滅相續す、空無には非ず。されば因縁生の故に有なりと言ふまゝが、中道の有である、空を離れざる者である。次に圓成實性は無相にして如常である、如常の故に有、無相の故に空、常住湛然不生不滅にしてその體有なりと雖も、その有なる法體は一切の妄想に離れて無相不可得である、無相不可得之を空と言はんも、この空は如常の有に即したる空である。斯く相即するときには圓成の有と云ふも、亦た中道の有にして、偏有の有ではない。

此の如く三性の各個が中道の空なり有なりと論すべきものなるが故に、更に論歩を細かくすれば、遍計の情有と言ふまゝが中道の有で、理無と言ふまゝが中道の空である、依他の假有も中道の有で、實無も中道の空である、圓成の無相も中道の空で、眞實如常も中道の有であると言ふことになる、三性に於ける有空兩門は各有空に留らずして中道である。斯く思索の進程を何處迄進めても、中道義を失はざるが故に、その過程の何處に於てやも皆中道を談し得るのである、若し何處邊にか偏有偏空の義理が横はつて居るとすれば、當初より中道論は成立しないのである。法相家の古師は種々に細論して中道義の説明に努めたものであるが、勿論四句百非何處迄も論じ得らるゝのである。





之を要するに法相教義の法界觀は、非有非空の中道である。妄情の推度は、その宇宙萬有を觀するに方りて、非有の邊を認むるや直ちに空なりと斷じ、非空の邊を認むるや直ちに有なりと斷ずる。その右に非るを見て直に左とし、その左に非るを見て直に右とすると同じく、常に一端に走りて思索の中を得ないのである。右に非るものが直ちに左ならざると同じく、有に非るものが直ちに空でなく、左に非るものが直ちに右ならざると同じく、空に非るものが直ちに有では無い。有空は兩邊

である、兩邊には中が有る、法界の實相は、有空の中間に在るもので何れにも偏しないものである。

此の兩邊に偏せざる中を、言詮に表はさんとするには、非有非空或は有空の文字を用ゆる、文字のみならず、思想の上に之を持ち來たすにも、亦この形式を取る外は無い。離言廢詮の中道は、無分別智の自證にして、想像を容れない、これが中を直ちに中と證見するので、蓋し中とは如何なるものかといふ説明を許さないのであるが、これを如何なるものかと説明し思想するに方りては、非有とか非空とか有とか空とかいふ形を取らざるを得ない。非有といふも邊執の有を去る意義、非空といふも邊執の空を去る意義で、何れも中を指すのである、之と同じく有といふも邊執の空を遮し、空といふも邊執の有を遮するので、何れも中を指すに外ならぬ。故に言詮門に用ゆる是等の文字は、苟くもその一邊に着すれば盡く意義を誤ることになる、所謂百非の句を成する所以である。是等は皆遮顯の文字で、執着、拂ひ去られたる處に義理を詮顯しようといふので、若し表顯の文字を用ゆれば中としか言へないのである。故に次の如き關係が成り立つ。

非有_二中 非空_二中 故に 非有_二非有_二中
 非有_二空 非空_二有 故に 有_二空_二中

妄想の上では非有非空と云ひ空有と云ふ皆な謬見に陥り、意を得て用ゆれば皆同一の中を顯はすことになるのである。

第三項 人法二空

抑も諸法の真相を論ずれば三性三無論の示す如く中道である、この中道に達するには遍計の妄執を破せざるべからず、この妄執を破するには人法二空の理によらざるを得ない、二空は中道の空である。この二空に體達せんことは唯識教義終極の目的にして、識變論の到達點は即ち三空論である。二空は即ち二執を破する、人執を破して煩惱障を除き、法執を破して所知障を除く、人法二執は迷界の根本にして人法二空は證果の門戸である。『論』に造論の由致を述べて曰く今造此論爲於_二二空有_二迷謬_二者_二生_二正解_二。生_レ解爲_レ斷_二二重障_二故若_レ證_二二空_二彼障隨斷_二。斷_レ障爲_レ得_二二勝果_二故、由斷_レ續_レ生煩惱障故證_レ眞解脫_二。由斷_レ礙_レ解所知障故得_レ大菩提_二。唯識教義

二空

上に於ける二空論の位置以て知るべきである。

一、人空

人空とは人執を去るのである、人執また我執と名くる、自己存在の確執である。我等有情はすべて生れながらにしてこの確執を有し、また學理的の說明によりてこの確執を増長することがある。これ一切有情が根本の癡無明に盲ひられたる無始時來の執着にして、これあるが爲めに我他彼此の區別に囚はれて、愛憎違順を生じ貪あり瞋あり痴あり、貪瞋痴の増長によりて一切の煩惱あり、煩惱あれば種々の造業あり、造業あれば則ち五道の生死あり、五道生死の根源は一に此人我の執着によるのである。『本行集經』『普曜經』等の記載によれば、佛出世の當時種々の異學者ありて、各涅槃寂靜の域を求めて種々の苦行を勵みたりしも、皆これ人我見の生死の根本たるを知らなかつた。故に所謂涅槃なるものも、三界迷妄の一部を指すに過ぎずして、眞の涅槃を認むるものでなかつた、これ釋尊苦行六年の中、數次外道の師を抛棄し給ひし所以である。故に小乘經の所説は努めて人我執を摧破して正因縁の理を闡明するを主とした。然るに人我見を破するに方りて、直ちに大乘の至理を以てするときは、却りて斷空の見に陥るの虞がある、若し斷

人我

空の見に陥るときは弊害更に甚しき者がある。乃ち機根調熟の順序として、先づ人空法有の説を以てしたのである。蓋し人我見増長の有情をして速かに煩惱を断せしめんには、先づ人空觀を修せしめ、而して後幽遠なる法空觀を修せしむべき順序である。小乗經の唯人空を説き、大乘經の人法二空を説く所以此に在るのである。されば、人空の説に於ては、大體に於て小大乘其の揆を一にする。『唯識論』に在りては、卷首先づ外道の我執を破して、以て一論の發端としてある。當時の外道の學說今にして之を委ふすることは甚だ困難なりと雖も、概して我論の主張に非るものなし、或は五蘊の一を以て我とし、或は五蘊の總體を以て我とし、或は五蘊を離れたる我を立て、或は五蘊と非即非離蘊なる我を説き、或は身外の自在天を我とし、或は虚空遍滿の我を説き、或は細微にして極微の如しと説き、或は大小不定と説く等、種々雜多の立論を有せしもの、如く見ゆる。所謂我とは常一主宰を意義とする。有情の主體として常住にして變らず自在主宰の用を爲す一法ありと認めて、此を五蘊及び五蘊以外に求めんと企てたのである。勿論是等の學說は、一切の有情が生れながらにして有する我執を學說として之を辨明せんとせしもので

我の意義

ある。故に我執を破せんとするには、先づ是等の學說より破斥せざるべからず、論の起筆、論歩を此に起すもの誠に所以ありと思はる。我執何を以て非理なりや。曰く、五蘊の法體何者か常住不變なるものありや、自在主宰のものありや、總てこれ因縁生滅の法ならざるものは無い、因縁生滅の法此に和合して一有情の相續を形成する、因縁に左右せられ生滅に動かさるゝ法を除きて、有情の色心何の處にか常一主宰の我體なるもの存在するや、到底これあるべき筈はない、況んや五蘊を離れて之を求むるに於て尙ほ困難である。但し五蘊和合して一有情身を成すに方りて、常一主宰自在の相有るに似たり、屈伸坐臥意思の儘に働作し作業するが如き、泛爾の諸法の用に非ずして、一の我體ありて主宰し指揮するもの、如く見ゆる。然れどもこれ五蘊一一の作用の和合せる者に過ぎないのである、屈伸坐臥は、これ色蘊の用である、屈伸坐臥せんと欲する加行は、欲思等の心所の用である、何等五蘊和合の作用を出でない。即ち有に非ずして有に似て居る、我空と言ふと雖も有情の相續を空するのではない、若し有情の相續を空すれば、斷見に墮し、若し實我的存在を認めむば有見に墮する、この空有を離れたるを中道の空となす、これ人空である。

佛教の聖教中、數次我の名稱を用ひ、また預流果一來果等の名稱、凡聖迷悟等の區別を以て、有情を呼ぶは實我の主體ありとして之に名けたるにはあらず、因縁相續の有情に就て施設する名稱である。我執論者の用ふる所と其の意義大に同じからず。我空說の主旨粗此の如し。

法空

二、法空

法空とは五蘊の法體を空なりと論するのである。人我を破するに方りて五蘊の外に何等の實體なしと説きて、五蘊の法體を空せざるは小乘經の所談である。従て小乘の聖者及び凡夫は未だ諸法實有の偏執を離るゝこと能はず、これを法執と名くる。法執は發業潤生等の作用を爲すものに非ず、生死相續の直接の原因を爲さゝるが故に、之を存するも三界を離るゝには支障なし、小乘の聖者法執を存しながら、能く無餘涅槃に至るを得る所以である。然れども法執の見は如實の知解に非ず、能く無漏聖智を妨礙するが故に、之を斷せざれば大菩提を開覺することは望まれない、これ大乘に於て更に法空を説く所以である。人法二空を全ふして、此に大涅槃大菩提がある、智斷相待ちて佛果乃ち成ずる。如何か法空なるや。曰く五蘊の法體は人我の體性の求めて得べからざるが如きに非ずして、

各其の體用がある。色は見るべし、聲は聞くべし、五境各五境の體用がある、五根は亦た識を發し境を取るの體用がある、心心所亦た識知の體用がある。この有様は恰かも實有の法體存在するに似たりと雖も、概するに因縁所生の法たるを出でない、自然性に非ず、無因性に非ず、これ他の衆縁の所成にして堅實の自性なものである、故に説て空と爲す。無爲の理も亦た縁生の理の不生不滅なるを指すものなれば、これまた堅實の別體あるに非ず、故に無爲も亦た空である。凡そ法體を空と説くは、因縁所成の體用を空するのではない、宛然たる諸法は各自の體用がある、之をして空と説かば、真相を謬斷せる空無の見にして、貶して斷見と稱すべきものとなる。有爲の諸法が因縁生として有なるは現前の事實である、これ非空なり、然れども既にこれ因縁生の事相なれば、假有の體用である、如幻虛假と稱すべし、これ非有なり。この如幻不可得の空、因縁生無自性の有、非有非空四句百非を離れたるもの、これ諸法の真相である。法空と言ふはこの非有非空中道實相の空を指すものにして、空無に偏したる單空を以て意義とするものではない。(前項の三性三無性の説明参照)

然るに因縁生を談ずることは小乗有部も亦然かり、因縁生を以て法空説の基礎とせば、小乗有部も亦法空説なりと言ふを得べきやと言ふに、然うではない。小乗有部に在りては六因四縁五果等の因果を説くと雖も、三世實有法體恒有の主張範圍を出でない。恒有の法體は三世に實有である、その未だ作用を呈せざる位を未來法とし、正しく作用を呈せる位を現在法とし、既に作用し終れる位を過去法と名くる、其の作用の生滅を現す爲めに因果の關係ありと言ふに止まるのである。薩婆多の諸師其の説一ならずと雖も、概するに此の類のみ。されば因縁生と談ずれども、法體の存在に對しては因果關係を認めず、親因縁の種子を認めず、唯識所變を認めず、因縁生と談しながら無自然生を説くを得ず、法空論の外廓にも達せざること甚だ遠しと謂ふべきである。

印度に於ける護法當代よりして盛に論議せられたる有力の討究は、清辨論師の法空論に對する相互の立破である。但し護法の空論は、因縁生の故に有なり、無自然生の故に空なり、この相即の非有非空を以て中道の妙有妙空と爲すのである。然るに清辨はこれを以て空論に非ずして有論なりと認むる、清辨の立義に曰く、眞

性には有爲は空なるべし縁生の故に」と、これ因縁生の故に空なりと説くものである。この論戰は延て支那日本の學者に永く討究せられたる興味ある問題と爲つて居る。されどこれ龍樹系統の學説と、無着世親系統の學説との言はゞ文字上の爭議にして、何れか言ひ顯はし方に巧なるかを争ふに過ぎざるが如く見ゆる。氷は水に或る因縁を加へたる結果なり、故に氷の堅きは因縁生幻假の事實なり、幻假の事實なればこれ畢竟不可得の空に非ずやと云ふは清辨の所論にして、幻假の事實なりと雖も因縁生なるが故に、その堅きといふ體用は現實にして空無に非ず、これをもしも空なりと言はゞ偏空なりと言ふは護法の論法である。さはあれ、清辨の空は空無の單空に非ずして、不可得を空とするものなれば、所謂偏空の見には非ず、有もまた空空もまた空、有と名くるを得ず空と名くるを得ず、強て之を呼んで不可得の空と爲すものである。故に因縁生の故に空なりと言ふ清辨の意も、因縁生の故に有なりと言ふ護法の意も、其の義理に於ては終に區別の見るべき無きが如し。蓋し二大論師の當時に在りては、さまでの論争ならざりしやも知るべからず、印度佛教の二大系統を繼承せる二大學派の間には、何彼につけて論議の戰はさ

れしことは有り勝の事なるべく、少くも二大論師の門下には相互の誤解よりして必要な文字上の争を繰返したることもあるべしと思はるゝ。何れにせよ此の有名なる空有の論争は、相互の論歩に多大の研磨を與へたるものにして、所謂相破相成の結果を得たること疑なし。

人法二空説の骨子は、大概此の如し。識變説、三性三無性説等と連系してその論旨の詳細を知るべきものである。

第五節 二諦論

凡そ宇宙現前の諸法は種々麤細に觀察することを得る。此に家屋あり、之を家屋と見るも一の觀察なり、柱、梁、壁、床等と見るも、一の觀察なり、土石瓦鐵等と見るも一の觀察なり、更に進んで色香味觸の四塵と見るも一の觀察なり、識變の影像と見るも一の觀察なり、生死の苦果と見るも一の觀察なり、而して又人法二空と見るも一の觀察なり。一眞法界と見るも一の觀察なり。此の如く總ての境は種々に觀察せらるゝものである。この種々に觀察せらるゝといふことは種々の相狀を有

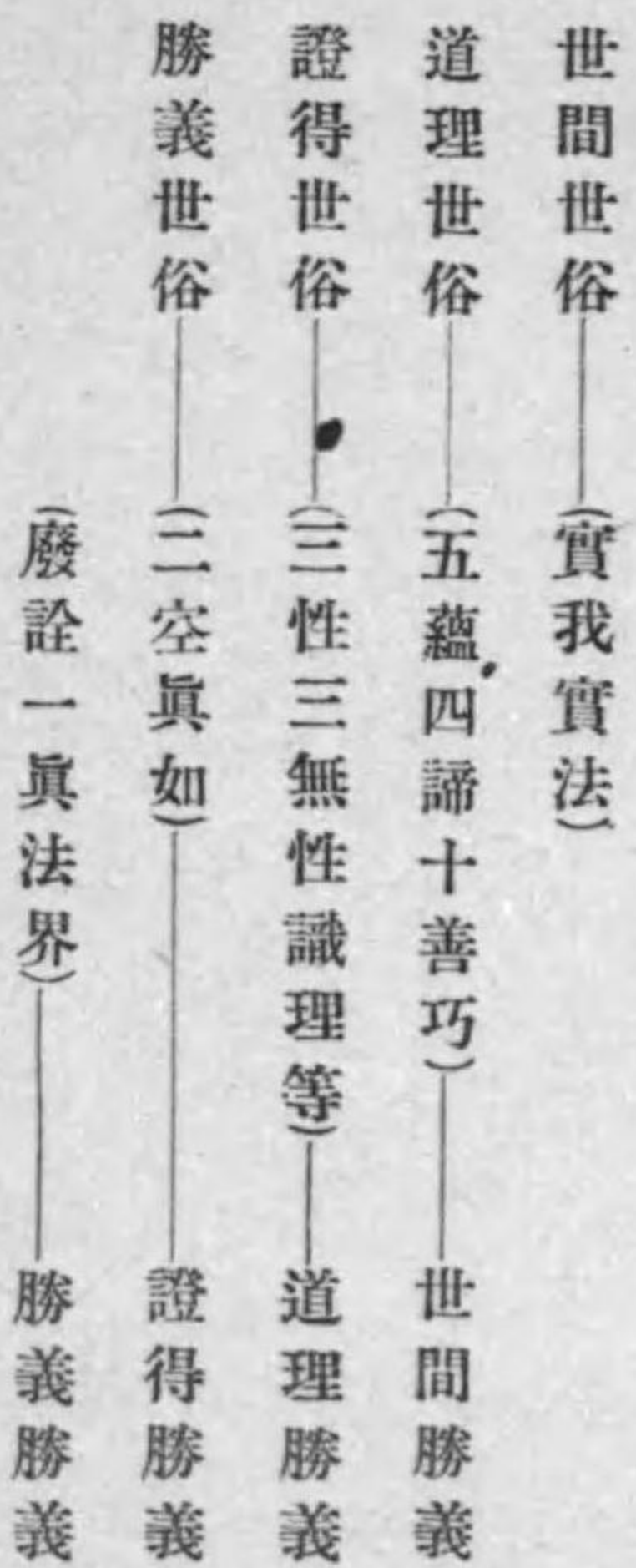
するによれるもので、所謂自相共相に亘りて、その相狀は重々麤細を爲す。然れば即ちその種々の境相は、果して何れか眞にして他は假なるか、若くは何れが眞にして他は虚偽なるか、虚偽なりとせば其の虚偽なるもの如何、若し假なりとせばその假なるもの如何。此に於て二諦論の必要を見る、二諦論はまたこれ一種の諸法體性論である。

二諦とは世俗諦・勝義諦又は俗諦・眞諦といふ、二諦の名稱を用ふことは、成實毘曇三論等を始として、各宗の法門多く之れならざるは無く、殆んど佛教通用の判目である。法相教義に在りても、『瑜伽論』『唯識論』等によりて二諦の判目を用ひ、以て法門を判する、慈恩の『義林章』に二諦章あり、四俗四眞の次第を立てたり、これ瑜伽論六十四の四俗一眞の説と唯識論九の四眞の説とを合したる釋である。『義林章』の二に世俗諦の名目を釋して曰く世謂、隱覆可毀壞義、俗謂、顯現隨世流義、此諦應名隱顯諦、隱覆空理有相顯現、如結手巾爲兔等、物隱本手巾兔相顯現と、手巾を用ひて兔等を作るに手巾の相隠れて兔の相顯るゝ如く、空理を隠して有相の事の顯はれたるを世俗諦といふ、故に世俗諦の法は眞諦の上に顯はれたる假相にして、尅實の體

證得勝義
勝義勝義

斷證修因果差別の故に、道理と名け、無漏智の境前の二俗に過ぐるが故に勝義といふ。三に證得勝義、詮門の二空眞如を言ふ、聖智詮空門に依りて理を顯はす、名けて證得と爲し、凡愚測ること能はず、前の三俗に過るを以て勝義といふ。四に勝義勝義とは廢詮一實の眞如を言ふ、其の體妙絶にして言詮を離れ、迥かに衆法に超ね、唯根本智の照らす所なるが故に勝義と名く、是れ前の四俗に超ゆるを以てまた勝義といふ、これ即ち勝義諦の究竟である。

以上、四眞四俗に、指す所の法は、三乗合明の廢立である、偏に菩薩の二諦を明かせば左圖の如くなるのである。



此の義意は前に準して知り易ければ説明を略する。

眞俗相望

偕、此の如く眞俗相望して、重重を爲す、第一俗に對すれば四重の眞諦あり、第二俗に對すれば三重の眞諦あり、第三俗に對すれば二重の眞諦あり、第四俗に對すれば一重の眞諦あり、かく眞俗相形して、愈より細に入り、世間妄情所執の實我實法の相より、根本智所照の廢詮談旨一眞法界非安立諦の眞如に至るのである。之に四對あり、一に有無體、第一俗は所執にして體性都無なり、後の四重は所執に非れば體性都無に非ず、二に事理對、第二俗は五蘊等の法淺近の相なるが故に、之を名けて事と爲し、復の三重、三性等の法は深遠の性なるが故に、之を名けて理とする、三に淺深對、第三俗は三性等の法尙ほ差別門なるが故に淺とし、後の二重は一味の理なるが故に深とする、四に詮旨對、第四俗の二空眞如は尙ほ詮門の施設なり、第五の一眞法界は廢詮談旨の勝義である。以上四對知るべし。

此く眞俗二諦の判別を用ひて諸法の體性を明かすは、要するに眞俗相形である。諸法の實相は唯眞に非ず、唯俗に非ず、俗無くんば眞無く、眞無ければ俗成せず。事理相待ちて、宛然たる法界の萬像あり、而してまた一眞法界の眞性あり、單眞單俗を認むるものではない。法相教義の眞俗觀は相形相待の上に立つのである。廢詮

一。實の眞如を縁するも、萬有一切の差別を泯絶するに非ず、無量の事相は歴然として眼前に在り、而かも一如法界の勝義諦之に即して無差平等である。俗を泯せざるが故に差別は常に差別なり、眞を動せざるが故に平等は永く平等なり、眞俗は相と性とである、俗中眞あり、眞中俗あり、事は理を離れず、理は事を捨てず、若しその一を闕けば、眞俗共に之を失する。若し夫れ眞を見て俗を見ざれば、偏空なり、俗を見て眞を見ざれば、遍有なり、眞俗共に之を失すれば、撥無の大邪見なり、法界の實相は總て此の如きものではない。眞俗は常に相即す、然れども俗は事相にして差別あり、眞は理性にして平等なり、一に非ず、異に非ず、即ち非ず、離に非ず、而して常に表裏をなすものである。二諦の相形して論すべきもの、これ即ち諸法體性論一面の説明を成すものである、三性論に關聯して教義の妙趣を知るべきなり。

第二章 流轉相續論

轉生相續の意義

流轉とは轉生相續の謂である。轉生相續とは常住の我若くは神魂と名くべき有情の主體たる一法ありて、生滅を離れて存在し、各趣の生を經歷するの謂に非ずして、因縁によりて生起する五蘊假和合の果體が若干の期間或る相續を持ちて、更にまた他の或る相續を生起し行くを言ふのである。この果報の一相續期間の始を生と名けその終を死と名くる。故に生は有情の最初の事實にも非ず、死は最後の結末にもあらず、一の果報より他の果報に移るを生死と名くるのみである。生の前に死あり、死の前に生あり、生の後に死あり、死の後に生あり、有情の生死相續は無始時來の事實である。有情は如何にして其の最初の發足點を立出でしかを問ふは蓋し卒爾の間なり、無始とは始の知り難きが故に無始と言ふに非ず、眞に始無きが故に無始と曰ふ。若し有情の生死相續に其の最初の發足點ありとせば、無而忽有の始を認めなくてはならぬ、無而忽有は無因生の事實を認めなければ肯定されぬ、凡そ宇宙間の事實にして何れにか、無因生なるものありと考へ得らるべきや、

生死の最初なし

若しまた一の無因生の事實ありと許さんは、凡ての因果相續の現在の事實を指して、これ悉く偶然の事實なりと斷定するの妄斷を下すに同じ。此の如きは到底採用し得べき理論ならざること明である。既に無因生の事實無しとする以上は有情の生死相續も必ず眞の無始なることを肯定せざるを得ない。

有情の相續は無始である、有情は無始時來無量無邊の生死を經過し、其の間苦樂昇沈種々の果報を受けて以て今日に及べり、還滅門の因果を發現せざる限りは、吾人有情は無限に流轉を繼續して止まないものである。この流轉相續の關係を説明するに三道十二因縁等の説あり、以下順次其の大要を記すべし。

第一節 感 業 苦

感業苦是を三道と曰ふ。感業苦の三者は流轉の因果である、關係圖の如し。



第一項 感

感とは煩惱を總稱する、其の根本は無明にあり、無明の愚癡力に由るが故に、三途の苦果も猶ほ厭ふことが出来ない、何ぞ況んや人天の勝果に於てをや、すべて流轉に執着する、これによりて起す所の善惡の二業共に流轉の因縁と爲り、以て三界流轉の生死を相續するのである、而して他の諸惑また無明と相應して、皆流轉の増上縁となる。この中作用に就て分つて二とす、一に發業感、二に潤生感これなり。

一に發業感とはこの感よりして業を發すを云ふ、分別起の煩惱を主とし、俱生起の感にも通ずる、而して無明の力を最も勝れたりと爲す。無明を主とするに就て、疏に『縁起經』を引て十一殊勝事を擧げたり、一に所縁勝、遍く染淨を縁するがゆゑに、二に行相勝、眞を隠し妄を顯はすが故に、三に因縁勝、感業の生ずる根本なるが故に、四に等起勝、等しく能く十二縁起法を發起するが故に、五に轉易勝、隨眠と纏縛と相應と不共との四轉異なるが故に、隨眠とは種子を曰ひ、纏縛とは現行を曰ひ、相應とは本惑隨惑一切を俱起する第六相應を曰ひ、不共とは七識相應の無明及び第六識相應

發業感

無上の十一殊勝

の獨行無明を曰ふ、六に邪行勝、諦理に於て有空の執見を起すが故に、七に相狀勝、微細の自相愛非、愛の共相に遍ねく轉するが故に、八に作業勝、流轉の所依と作り、涅槃の障礙を作すが故に、九に障礙障、圓成の無爲及び依他有爲の廣法を障礙するが故に、十に隨轉勝、下は三途より上有頂まで隨轉するが故に、十一に對治勝、有漏智の對治に非ず、唯無漏二種の妙智の對治する所なるが故に。斯く他惑に比して殊勝の義あるを以て發業の惑は無明を主とする。分別起を主とする所以は行相増勝なるか故である。二に潤生惑とは生死相續に就て潤生の用を爲す惑を云ふ、俱生起の貪煩惱を主とし其他の諸惑に通するのである。潤生とは次生の種子善惡業の資助を受けて將さに現行を生せんとするに、恰かも米麥等の種が雨露の潤を待つて芽を生ずるが如く、貪を主とする惑の生起によりて潤され、以て次生の現行を生ずるに至るのである。固より煩惱には凡てこの潤生の用ありと雖も、命終時に臨みて自體及び境界等に顧戀する貪愛の惑現起して、増上なる潤生の用を作すが故に、潤生には貪を主とするのである。此の如く惑は發業と潤生との兩作用を呈して、流轉の根源と爲る。發業の惑により善惡の業を起すと雖も、若し煩惱斷盡すれば、

潤生惑

乾きたる穀種の芽を生せざるが如く、善惡業もまた生死を引くの用を爲さないこととなる、所謂阿羅漢の枯業と名くるものがこれである。發業の用と潤生の用とを兩立する所以推して知るべし。

第二項 業

業

有部と法相との業體の異見

業とは善惡の業種子を指す。小乘有部にては業體を身口意の三業に立て、また身語二業に各表業無表業を分ち、合して五業を立つるも、身語二業は色法の働作に過ぎず、根も境も共に無記法にして、善惡に關せず、善惡は唯意業に在りて身語の色法に存すべき筈がない、業體を身語の上に認むることは法相教義の與みせざる所である。既に身語表業の別體を認めざるが故に、この表業より造られたる無表色なるものも亦た之を認むるを得ず。されば小乘有部の業體を定むるに五業を立つるとは異にして、法相にては意識相應の善惡の思の種子を業體と爲すのである。此の思、信等の善心所と俱にして三業の中に一切の善法を造作し、若くは貪等の諸煩惱の心所と俱にして三業の中に一切の惡法を造作するとき、善惡三業の思の心

所各種子を熏成する。その現行は刹那に滅すれども、所熏の種子は本識中に藏せられて相續し、而して善惡趣の親因縁の名言種子を資助するのである。然るにこの資助の勢力は同時相應の善惡の心王心所の熏する所の種子にも皆これ有り、これを單に業種子と名くるものは思の心所を主とするに由る。業とは造作に名く、諸の造作は思の發動なり、故に思を主とし他の之と相應する心々所を眷屬と爲す。故に正しく業體を指せば思の種子に在りと雖も、他の善惡の心々所の種子も亦た之に合して業と名く。是等の業種子は常に善惡趣の異熟無記の名言種子を資助して當生に果報を引發せしむるの作用を呈する。

凡そ業の種別につき『瑜伽論』等に多類の分別あり。故思不故思の分別、增長の階次を經る、之を審慮思決定思、動發勝思と名くる、審慮思とは身語の行爲につき、如何にせんかと思量する位にして、決定思とは斯くすべしと決定の位である、而して動發勝思とは正しく身語を動かし行爲を發す位である。この三段の階次を經

故思不故思業
審慮思決定思
動發勝思

故思業の五種

て爲されたる行爲を故思業と名け、然らずして不覺に誤り作すものを不故思業と名くる。故思業は意思が強く働ける故に思の種子の勢力が強い、不故思業は之に反して弱い、業道の上に於て多大の關係が分る、譯である。然るに故思業にまた種別がある、『阿毘達磨集論』に五種を擧ぐる。一に他所教勅故思造業、これは他の強者の命令によりて作したる業作。二に他所勸請故思造業、これは自己に欲せざれども、他に勧められ若くは請ひ求められて爲したる業作。三に無所了知故思造業、これはその事の可否得失を了知せず、他の造業者の所作に隨つて爲したる業作。四に根本執着故思造業、これは貪瞋等の猛烈なる自己の發意により爲したる業作。五に顛倒分別故思造業、これは誤りたる見解によりて爲されたる業作、迷信等の爲めに無益の行爲を爲す如きもの。以上同じく故思には相違無きも、意思の上には大に輕重が分る、前三者は次に記する不增長業に屬するもので、後二者は增長業に屬する。

次に增長業、不增長業の分別は、その業作が益その種子を增長せしむると、然らざるとの區別である、これまた大に業道に關する、增長業は必ず異熟果を引き、不增長

増不增長業

不増上業の十種

業は必ずしも異熟果を引くだけの力が無い。前記の不故思業は皆不増長業で、故思業の中には増長と不増長とがある。『瑜伽論』の九に不増長業の十種を列ぬ。一に夢に作す所の業、二に知る無くして作す所の業、三に故思無くして作す所の業、四に其の心猛利ならずまた數次重ねること無き所作の業、五に狂亂して作す所の業、六に失念して作す所の業、七に自ら樂欲せずして作す所の業、八にその自性が無記なる所作の業、九に追悔の爲めに所作の業の勢力を損せられたるもの、十に對治道の爲めに、或は伏し或は斷せられたる業。この十種を不増長業とし、これに反するものを増長業とする。故思の増長業でも追悔對治を起せば勢力を弱むるを以て、不増長業となる、これ即ち懺悔を勧め、また無漏道を求めしむる所以である。

不定業

右の區別よりしてまた定、不定業の分別を生ずる、定、不定とは必ず異熟果を引くものと、然らざるものとの區別にして、此中また時間に約して順現法受業、順生受業、順後受業、順不定受業の分別あり。順現法受業とは、極めて猛利なる業作によりて、現生に異熟果を引くもの、順生受業とは、必ず次生に異熟果を引くもの、順後受業とは、第三生以後に異熟果を引くもの、順不定受業とは、前の三に定まらざるものである。

順現業順生業
順後業順不定業

る。但し業の勢力は必ずしも一生に限つたもので無く、強弱に従つて數生乃至數百生にも亘り得るが故に、この三者の區分は、其の初めて果を引く時に約して立つたものである。さればこの異熟果を引く時分にもまた定不定がある、例へば五無間業の如き必ず次生に異熟果を引くものと、他の業の關係によりて早晚を定めざる不定受業との種別がある。故にこの區別を以て異熟の定不定に合すれば報定時不定時定報不定時報俱定時報俱不定の四句分別を生ずる。

善業不善業無記業

また業體はその性質によりて區分さるゝ。『瑜伽論』の九に善業、不善業、無記業、又は律儀所攝業、不律儀所攝業、非律儀、非不律儀所攝業、又は施性業、戒性業、修性業、又は福業、非福業、不動業、又は順樂受業、順苦受業、順不苦不樂受業、其他種々の區分を設けてある。善、不善、無記の差別は相應心々所の三性によりて分別するもの。律儀、不律儀、非律儀、非不律儀の差別は、戒律によるものと、惡戒によるものと、戒律にも惡戒にあらざる普通の業作との區別を分つもの。施性、戒性、修性の區別は、善業の中で、布施と持戒と其他の修善とに區別するもの。福業、非福業、不動業の區別は、欲界善趣の果を引くものを福業とし、欲界惡趣の果を引くものを非福業とし、色無色界の

靜慮地の果を引くものを不動業とする。順樂受業等の區別は樂受相應の果を引くものと、苦受相應の果を引くものと、捨受相應の果を引くものととの差別である。此他詳細に『瑜伽』に釋するが如し。

凡て業は思の種子の勢力によるもの、即ち意思の強弱によりて結果を異にするものなるが故に、善惡の區別、若くは定不定等の差異皆な其の意思によりて異なるものである。而してこの業が異熟果を引くといふことは、善惡業の責任として、若くは報償として、他より結果を與へらるゝのではない、業種子自然の力として、それ／＼の果を引き起す作用を呈するのである。粃に水を灌いて稻苗が出来たといふは、粃の力と水の力との作用の結果で、何等報償でも責任でも無い。若し報償とか責任とかの意味で因果連續するものならば、一旦作した業作は假令懺悔を加へやうと、對治道が起らうと、決して結果を見ずに濟む譯には行かぬ。苦樂の果報は善惡業種の勢力より生起するものであるから、善惡業種を或は伏し或は斷じ、若くは懺悔により、結果を生起する力が弱くなり若くは無くなりて、結果を引かなくなつたり、又弱く引くといふこととなる。唯識の因果關係は此邊に誤解するときには

分らなくなる。

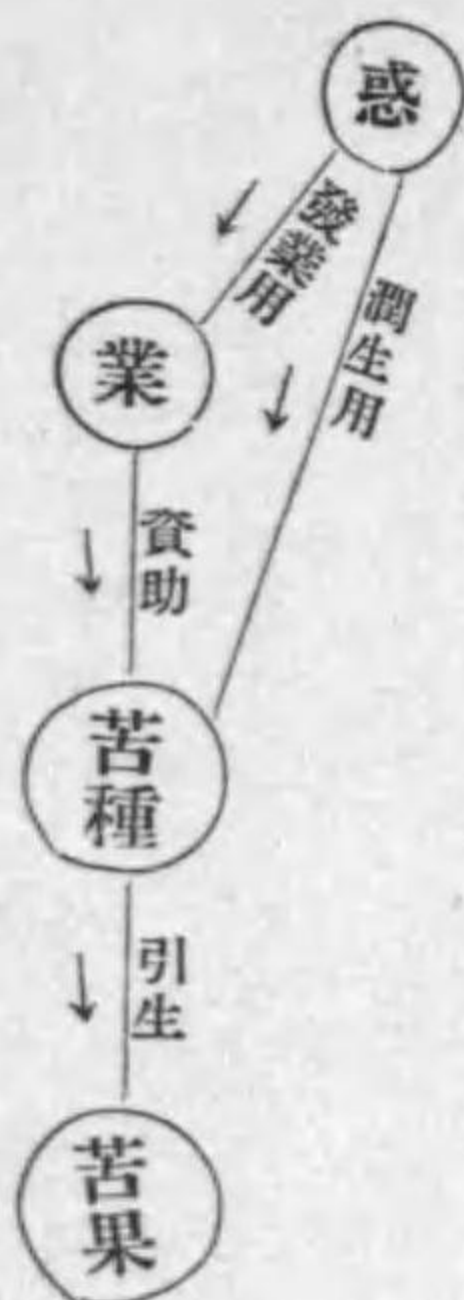
第三項 苦

三苦

苦とは生死の果報をいふ。苦と名くるに三意あり、苦々、壞苦、行苦と名く、苦々とは逼迫の苦に名け、壞苦とは壞滅あるに名け、行苦とは生滅相續に名く、この廣き意味に於て生死の果報を苦と名くる。苦に因果あり、苦果の親因縁の名言種子を因とし、此の名言種子、前記の業種子に資助せられ、趣生の果報を現行するを果とす、因果論異熟因果の説明参照。凡て趣生の果報は必ず善惡業の資助を待つて現行する。例せば人界の果報を引生すべき親因縁の種子は無始時來阿賴耶識中に存續す、此の種子の中には人趣の總報別報共相不共相の種子を含めり、總別報のこと因果論異熟果の説明参照、共相不共相のこと識變論五種唯識色法の説明参照すべし、即ち吾人が現前に受用しつゝある萬有諸法の種子は、常に阿賴耶識中に成就すれども、人趣を引發するに相當する善の業種子之を資助するに非れば、現行を見る能はず。若し之に相當したる善業の來り會するとき、前生の果報終止すると共に、人

趣の第八阿頼耶識現行し、同時に人趣の宇宙萬有を展開するのである。五趣の果報皆これに同じく、何れの果報の名言種子も、常に阿頼耶識中に成就せられざる無く、それ〴〵に相當する業種子の來り資くるとき、強きもの先づ引きて次生の果報を現行せしむる。斯くて漸次に生死相續して趣生更代し、善樂昇沈して止む時なく、無始無終の時間を通貫する。故に第八識中の有漏の種子、無漏道の對治に會して、斷滅せらるゝときは勿論苦果は生起しない。

以上惑業苦の三道、之を約言すれば、惑によりて業を起し、業によりて苦の種子を資助し、惑の潤生を受けて苦果を引生ずる。



この關係を細説したる法義を十二因縁とする、次に説くが如し。

第二節 十二因縁

十二因縁の法門は生死相續の説明である。十二因縁の説は、小乘經中には『增一阿含放牛品』、中阿含の『涅槃經』、同じく中阿含の『大因經』、中阿含の『喙帝經』等に詳細の説あり、『放牛品』の別譯に『縁起經』あり、『大因經』の異譯に長阿含の『大縁方便經』あり、同様の説である。大乘經中には『華嚴經十地品』を始として、諸部の經中に散説せられてある、『縁起聖道經』、『舍黎婆擔摩經』、『持世經』、『瓔珞經』等には殊に明了に説いてある。(固より偽經には相違ないが、『十二縁生祥瑞經』といへる、十二因縁をト占に應用した經などもある)。經に在りて既に小大乘に亘つてある、故に論に在りても小大乘論に通じて十二因縁の法門が用ゐられてある。然るに、小乘大乘を問はず、舊譯の經論に於ては、何れも三世兩重の十二因縁説になつてある、その法義は多少同じからねど、大體は『俱舍論』の説に同じき組織である、而して新譯の玄奘一家に至りて始めて二世一重の十二因縁説あるに至つたのである。『成唯識論』の十二因縁説は純然たる唯識宗義によりて組織せられたる法義にして、確かに一旗幟を擁するものである。『俱舍論』の説など、混同して考ふるときは兩者共に分らなくなる。

十二支

今『成唯識論』によりて、十二因縁を解説するに、『論』に曰く

此惑業苦應知總攝十二有支謂從無明乃至老死。然十二支略攝爲四等

と。前節に明せる惑業苦の三道即ち廣説して十二因縁となるものにして、十二因

縁とは無明行識名色六處觸受愛取有生老死である。三道に配すれば左の如し。

惑——無明・愛・取、

業——行・有

苦——識名色六處觸受有生老死

而して、また四支に攝する、四支とは能引支所引支能生支所生支である。

能引支——無明・行

所引支——識名色六處觸受

能生支——愛取有

所生支——生老死

一に無明とは發業の惑を指す、行蘊の中の無明を體とす(上の惑の説明参照)出離の道を了せず、流轉の果報に執着するが故に、善惡の業共に流轉の因を成す、流轉生

無明

行

識六處觸受

死の根本は一に此の無明に存するのである。若し無明を離るれば惡業の起るものも無く、善業は乃ち無漏と成りて、流轉の業因とはならぬ。發業の惑を取りて無明支を立つる、故に分別起の無明を主とし兼ては俱生起を攝す。發業の惑の中に通じて總別報の業を發すあり、但總報業のみを發すあり、但別報業のみを發すあり、今は生死相續を説明するものなる故に、唯別報業のみを發すものはこれを取らぬ。二に行とは無明に由りて發されたる善惡の行業を指す、これまた唯別報業を取らぬ。この善惡の行業は異熟因となりて、次生の果報を引くべき名言種子を資助する、名言種子はこの資助を待ちて始めて果報の現行を見るのである。業體は第六識相應の思の種子である、此の思善惡の心心所と相應して、三業を造作するとき各種子を熏成して本識に落在する、この種子に勢力ありて、名言種子を資助する、之を業と名くる(次上業の説明参照)。以上無明、行の二支を能引支といふは、次の識以下の名言五支の種子を引きて、果報を現行せしむるに名けたのである。

三に識、四に名色、五に六處、六に觸、七に受、この五支は次生の果報を生ずる名言異熟無記の種子を擧げたものである。識とは本識の種子、六處とは六根の種子、觸受

とは觸受の種子を指し、其他の果報の種子を概して名色と名くる。名色とは五蘊の總名である。此の五支の名言異熟無記の種子は、前節に明したる、苦果親因縁の種子にして、獨力を以て次生苦樂の依正二報を現行することは出來ない、必ず善惡業即ち行支の資助を受けて生果の作用を呈するのである。故に無明、行二支に對して所引支と名くる。

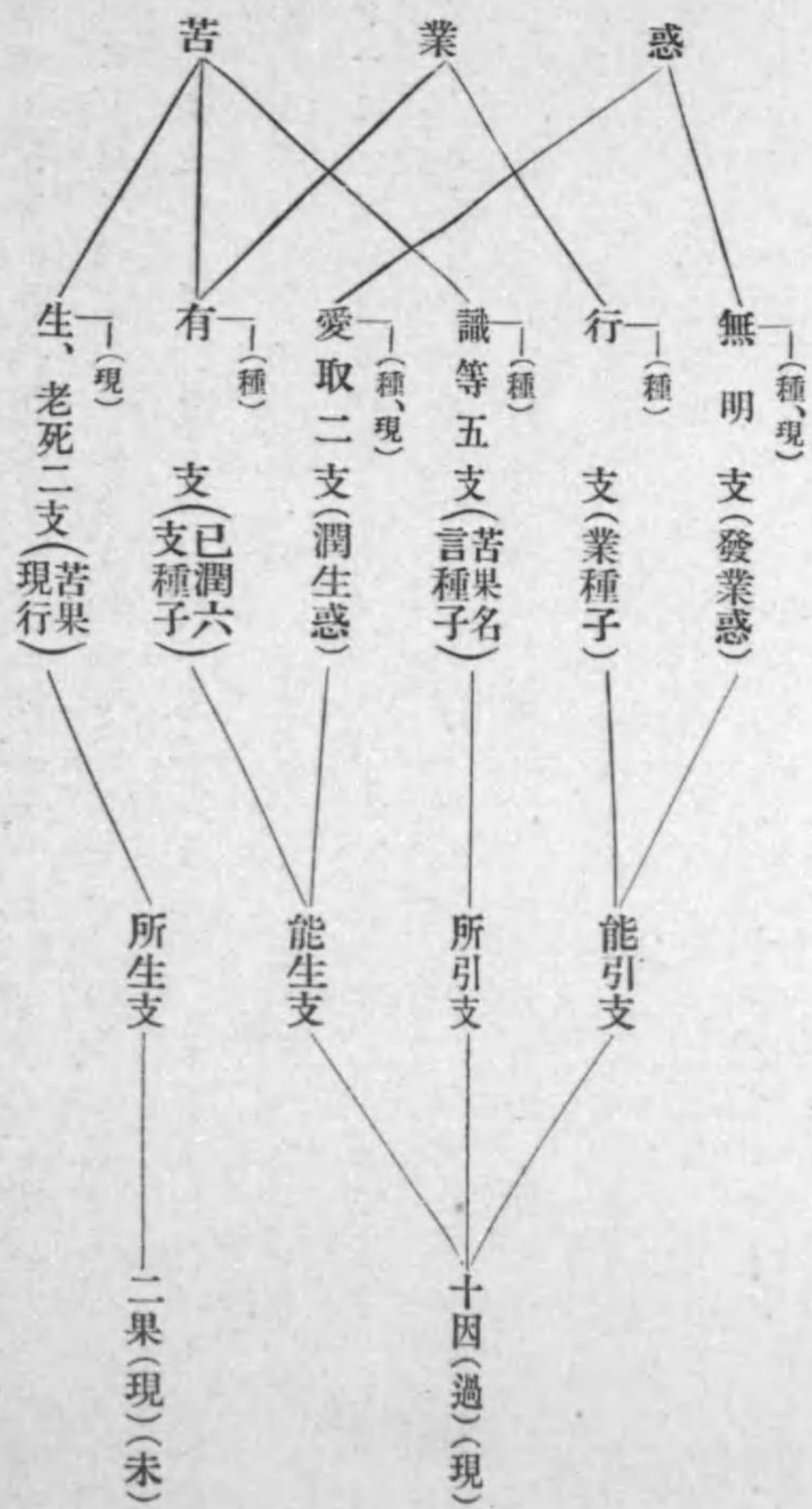
八に愛、九に取、この二支は潤生の惑を指す。行支の業種子と、識等五支の名言種子と相合するも潤縁を蒙らざれば現行を生ずるに至らぬ。譬へば穀種正さに地中に在るも、雨露の潤縁を待ちて始めて發芽する如く。名言種子業種子の作用も亦此の如く、以後に潤生の惑全く起らざれば生果の勢力無し、惑を離れたる業は所謂枯業なるもので、單に枯死に終るのである。然るに引續き煩惱を起すときは、漸次に之を潤ほして生果の勢力を増長し、臨終に至りて潤生の作用益強盛となる。潤生の惑は諸惑に通ずれども貪愛を以て本とし、俱生起の惑を主とする、貪愛は水の如く執着を逞ふする、流轉相續を潤はす所以である。此の潤生の惑の中、下品の貪愛を立て、愛支とし、上品の貪愛を立て、取支とする。二支を立つる所以は、潤

生の作用は數々相續するものなるが故に、初後に約して二支に分つのである。十に有支とは、愛取によりて潤はされたる行等の六支、正さに生果決定の位に至りたるに名くる。以上愛取有の三支は能く次生の果報を生ずるを以て、之を能生支と名くるのである。

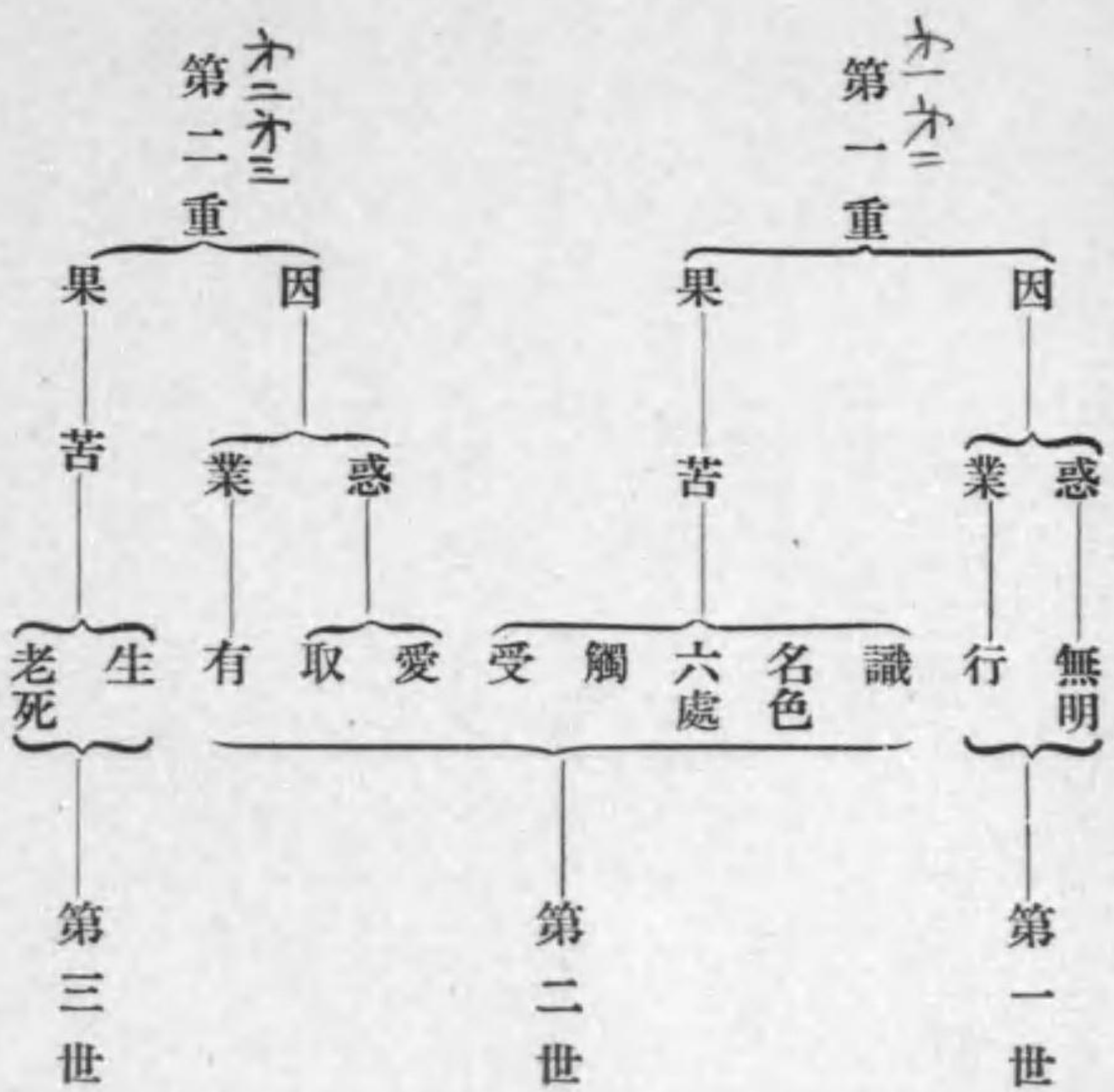
十一に生とは、上の識名色等の五支の種子現行したる果報を指す、即ち趣生の依正二報である、この果報の未だ衰變せざる位を生支とする、四有に約すれば中有より本有に亘る。十二に老死支とは、果報の衰變以後命終の最後刹那に至るまでに名けたもので、本有より死有に亘る。此の生老死の二支は、所生の果報なるが故に之を所生支と名くる。

以上十二支を因果に約すれば、十支を因とし、二支を果とする、十因二果二世一重の因果を成ずる。而して二果の生老死の果報の期間に在りて、更に十因を具して次生の二果を引き、展轉相次ぎで、以て流轉相續の無窮に至る。蓋し無始際より此の如くして以て今日に至つたので、之を前に戻せば無明、行もまたその前々の種子より起りたるものにして、その當初を認め得るものでは無い。十因を過去世とす

れば二果は現在世にして、十因を現在世とすれば二果は未來世となる、十因二果は過現相對とするも、現未相對とするも同じ意味である。
 以上略して十二因縁を解釋す、大要左圖の如し。



因みに舊譯家の三世兩重の十二因縁説を略叙すれば、無明・行の二支は過去世の惑と業を指し、識名色六處觸受の五支は、過去世の惑業の因によりて生したる現在世の異熟果の五蘊を指す、これ第一重の因果なり。次に愛取の二支は現在世の惑を指し、有支は現在世の業を指し、生老死の二支は、現在世の惑業の因によりて生ずる未來世の異熟果の五蘊を指す、これ第二重の因果なり。斯く十二有支の中に兩重の因果ありて、第一重に在りては因を略説して果を詳説し、第二重に在りては因を詳説して果を略説す。第一重の無明・行は即ち第二重の愛取・有にして、第一重の識名色六處觸受は、即ち第二重の生老死である。此の如く兩重の因果を立つるは、第一重の果の相續期間に第二重の因を成就し、次生に第二重の果を成ずるを明し、第二重の果の相續期間に更に亦た因を起すことを知らしめ、また逆に第二重の因は第一重の果の相續期間に成ずることを明して、第一重の因も亦た、その前の果の相續中に成じたるを知らしめ、生死相續の無始無終を示す組織である。



舊譯の諸經論其の説必ずしも一ならずと雖も、大途右の如くである。『俱舍論』の説などは、分位の五蘊に約する組織で、また一寸違つた説き方である、故に現在の五果・識・名色・六處・觸・受の五支も入胎の刹那より出胎後まで、時節に約して順序を立て

ゝある、愛・取・有の三因でも同じく順序に約して分つてある。

此の三世兩重説では、法相家の如く、名言種子業種子の親因縁増上縁の關係などを細分するが如き、緻密の法義を用ゐてない。隨て十二支の法體を指すこと同じからず。兩重説と一重説との大體の差別知るべし。

第三節 二執二障

廣く有情の惑障を論すれば二執あり二障あり、二執とは我執法執、二障とは煩惱障所知障である。我執と煩惱障とは直接に流轉の因となるもので、涅槃の反對である、法執と所知障とは直接に流轉の因とはならぬが、法界の實相に惑へるものにして、菩提の反對である、直接間接の差ありと雖も流轉の原因である。先づ二執より説明すべし。

一 我法二執

一に我執とは、有情の主體として常一主宰の或る者を認むる執見にして、所謂薩

俱生起の我執

無間斷の我執

有間斷の我執

分別起の我執

法執

伽耶見の實我の妄想である。此の妄想は總ての煩惱を引き起すもので流轉の根本となる故にこの我執を斷滅すれば生死を離れて涅槃に歸することを得る。二乗は法執を斷せざる故に菩提の智徳を成就せざれども我執を斷ずるを以て三界生死を超脱する所以である。この我執にも危猛なるもの微細なるもの等の種々がある先づ之を俱生起分別起の二に分つべし。俱生起の我執とは無始時來虛妄の分別に熏習せられし内因力に由りて生れながらにして六七二識の上に存するもので任運に起る妄執である。その第七識に在るものは常に第八識見分の上に實我の影像を浮べ無間斷に執着を相續する第一章末那識の説明參照、見道以後無漏識に轉するまでは暫くも間斷がない。その第六識に在るものは五蘊の相を緣じて或は五蘊の各個或は五蘊の隨一に實我の影像を浮べて執着する此識は無心の位あるを以て我執もまた間斷がある。次に分別起の我執とは非理の學説及び非理の見解によりて我執を起すものにして此の執着は第六識の妄分別に存するなり印度當代の外道學派に在りては即蘊離蘊非即非離蘊等の種々の異説を有して實我の存在を認めたりと見ゆ是等すべて分別起の我執に攝する。二に法執

俱生起の法執

無間斷有間斷の法執
分別起の法執

とは諸法の體性に就て妄計に執着するものにして正理の見解を妨ぐるものである。是にも亦た俱生起分別起あり。俱生起の法執とは無始時來六七二識の虛妄分別に熏習せられし内因力に由りて生れながらにして存するもの任運に起るものである。その第七識に在るものは無間斷にして第六識に在るものは有間斷なること俱生の我執に同じ。分別起の法執とは非理の學説及び非理の見解よりして起されたる法執でこれは第六識のみ存在すること分別起の我執に同じ。以上我執法執は我空法空の實相に迷ひて妄りに執見に着するもので之を離るれば二空に達し眞如法性を顯彰する第一章二空論の下に委細なれば彼に對照して二執の義相を知るべし。

二 煩惱所知二障

一に煩惱障とは心所法中の諸煩惱を總攝すこの諸煩惱は涅槃を障礙するを以て煩惱障と名くる。煩惱障の體を擧ぐれば遍計所執の實我を執する薩我耶見を上首として百二十八の根本煩惱及び等流の諸隨惑である。百二十八とは分別起

煩惱障

の惑に、貪・瞋・癡・慢・疑・身見・邊見・邪見・見取見・戒禁取見の十根本煩惱ありて、各欲界四諦の理を障る、之を四十とす、上二界には瞋を起さざるを以て、九の根本煩惱ありて、各四諦の理を障るが故に各三十六を數ふ、以上三界の分別起百十二を成する、次に俱生起の根本煩惱は欲界に六、上二界に各五ありて十六となる、之を合して百二十八となる。俱生起の欲界の六とは十煩惱の中、分別起のみに局る疑と、五見中の後三見とを除きたるものなり、上二界の五とは更に瞋を除きたる數なり。この百二十八の根本煩惱と隨惑の二十を煩惱障の自性とし、之と相應する總ての心心所等の五蘊を其の眷屬と爲す、要するに一切の煩惱及之に屬する五蘊が皆な煩惱障を離れざるものである。二に所知障とは、遍計所執の實法を執する薩伽耶見を上首として、根本煩惱及隨煩惱の、能く所知の境の無顛倒の實相を覆蔽して菩提の智を障ゆる作用あるを言ふ。その障體の數を數ふことは煩惱障に同じく、俱生起分別起を合して百二十八と爲る。されば煩惱障と言ふも所知障と言ふも、其體を擧ぐれば根本煩惱及等流煩惱にして別體あるではない、同一の煩惱に人執の側と法執の側とありて、二障の名を立つる。即ち諸法の用に迷ふと體に迷ふとの區別であ

所知障

二障の區別

る。例へば、五蘊の法體が聚集和合して一有情を成せるに對して、貪煩惱愛着を起すとせんに、この愛着には二種の迷想を含んで居る。五蘊の如幻虛假なるを解せざるが一つで、その如幻虛假を解せざるが故に、五蘊假和合の作用たる有情の上に貪愛を起すが一つである。この二者の中前者が法執、即ち法體に迷ふ所知障の側で、後者が人執、即ち法の作用に迷ふ煩惱の側である。五蘊の法體を如幻虛假なりと悟れば、その和合の作用たる有情の上に愛着は起らぬ。繩の自體が分らぬから、その蛇に似たる作用を、蛇と誤認する、繩の自體が麻によりて成れる如幻虛假の相なりと知つて見れば、如何にしても蛇とは見われない。人執は法執に依りて起り、煩惱障は所知障に依りて起る。諸煩惱の二障の用、皆之に例して知るべし。法體に迷ふと言ふのみでは分別起にせよ俱生起にせよ、發業潤生の用を呈するまでの作用は無い、法體の用に迷ふたる惑に至りては、發業潤生の作用を爲して流轉の原因を成する、繩の自體が明了しないのみでは、別に怪我は無いが、蛇と誤認するに至りて、怖畏を生じ溝塗に顛倒するやうなものである。涅槃を障ると菩提を障るとの別、此に存するのである。併しこの別は勝用に約するもので、煩惱障が菩提を障へ

ないといふ譯でなく、所知障も煩惱障の體である以上、全く涅槃を障へないといふのではない、理實には通じて菩提涅槃の二果を障ふると言はざるを得ざるは勿論である。

以上二執二障の大要を説明したり、如何に生死相續に關係するかは、前節と對照して知るべし。

第四節 生死相續

生死相續の相狀は前節の説明、及び因果論に於ける異熟因果の説明等に於て既に明了であるが、此に一應生死の概念を明にする必要がある。總て佛教の生死相續説は無我の生死相續である。印度外道派の説には多くは一の神我なる常一不變の主體ありて、或は人身に宿り或は天身に宿り、地獄、餓鬼、畜生身に宿りて五道を經廻すと説いた。恰かも俗習に考へらるゝ靈魂なるものが、是に類した思想である。大乘でも小乗でも佛教では此の如きものは認めない、經文などには魂神精識などの文字を使用せる個所もあれど、これ神我や、俗に所謂靈魂などの如きものを

指したのではない。斯る常一不變の主體ありと認むることは、因縁説の到底許容し能はざる所である。因縁説の歸結によれば、生滅變化は必ず無常法に局るものにして。若し常一不變の神我とか靈魂とかいふものありとするも、既に不變であり常一である以上は、識知とか思想とか、さては苦樂を感ずるとかいふことの出來る筈が無い。有情の主體に變化無き或る者を假定することは、一應尤もらしき考で、その實は不合理の甚しきものである。

有情の主體に或る固然たる一法の存する無しとせば、生死相續は何に依りて成り立つかといふに、即ちこれ五蘊の相續である。惑業苦三者の因果關聯によりて、若干の期間或る趣の五蘊、例へば人趣の五蘊を相續し、其の期間終了する時、更に第二の人趣若くは天趣若くは畜生趣等の何れかの五蘊、その次刹那に現行を開始す。この前者の終了を死と名け、後者の開始を生と名くるのである。斯くて惑業苦の關聯にして斷盡せられざる間、即ち涅槃の現前せざる間は、生死相次ぎて五蘊の相續斷ゆることなきを、有情の相續と名くる。

法相の教義によりて之を詳説すれば、個々有情の第八阿賴耶識無始以來相續し

て此の識中に五趣の果報を生起すべき親因縁の勢力即ち種子を有する。是れを苦果の種子とす。此の苦果の種子が惑によりて起されたる善惡の業種子に資助せられ、其の資助の勢力に隨て、その所應の如く、五趣の果報を現行する。例へば、人趣の果報を引生せしむる業種子の資助ありとすれば、人趣總別報の名言種子現行する。此の現行を開始するに當りて、業種子勢力の強弱に由りて、阿頼耶識親因縁の種子に若干の期間、現行を繼續生起する勢力を有する。この勢力の上に假りに命根の名を立つる。この命根の期限經過するときは、人趣の阿頼耶識忽ち現行の相續を休止する。阿頼耶識の相續を休止するときは、總て總別報の果體現行を休止する、これを死といふ。此の一期相續休止するときは、更に他の善惡の業種子によりて資けられたる、他の趣生の名言種子直に現行を開始し、此に總別報の果報を見る、これが生である。此の生も亦若干の期間にして休止し、更に他の趣生の總別報の果報を現行する。この關聯は即ち十二因縁の因果である。斯く相續する果報の更代に於て、阿頼耶識は常に間斷無く相續する、然し、常一不變ではない、生滅相續である、且つ又或は人趣の阿頼耶現行し、或は天趣の阿頼耶現行し、五趣の阿頼耶のそ

の隨一が現行する、所謂神我の如き謂ではない。前に言へる如く阿頼耶を以て總報の果體とする、現行阿頼耶の更代と共に別報の果體たる諸識も器界五根も同じく更代するので、境界が全く一變する、これを此に死して彼に生ると言ふも、其實は旅客の逆旅を改むる如きものでなく、阿頼耶識の異りたる展開である。五趣なるものが存在して、阿頼耶識が移住的に流轉するのではなく、一期一期に阿頼耶識より展開したる果報である。吾人の總別の果報、即ち色心五蘊は刹那刹那に生滅しつゝある、然れども一類の五蘊相續する間は生死とは名けぬ、これが異類の五蘊に移つた時に、死と言ひ生と言ふ。この死と生との相續は、刹那の相續にして、現在吾人の刹那相續と同じく間斷は無いのである。要するに死生の相續は、異熟總別報の交代である。

死生といふことは動もすれば肉體の上にも考へらるゝ、隨て色法の上にも成壞がありて、心法には變化なかるべきように考へらるゝ、こんな考からして色身なき無色界を想像するとき生死といふことが、一種異様に感ぜらるゝ。佛教の生死と名くる事實は肉體の成壞のみではない、總ての果報色身五蘊の相續が更代する意

義である、趣生の果體が變ることである。斯く考ふれば生死相續といふことは、現在の色身の刹那に生滅相續すると同じ連鎖で、別に怪しい事柄では無い。

法相教義にありては、有情に無漏種子無き一種ありと爲す。無漏種子を有するものは、有漏五趣の種子を斷滅して、終極なき涅槃を證得し、盡未來際佛果に安住するに至れども、有漏種子のみの有情は、永劫五趣生死を相續することになる。趣生は阿頼耶識の展開なれば、五趣の種子のみを有して、之を斷滅する他の勢力を有せざる有情は、何時まで趣生を更代しても生死流轉を免れない、悲しむべきことである。

以上生死相續なる概念を明にしたり、總ての教義によりて参照せば、生死流轉の意義自から了解せらるべし。

第五節 二種生死

上來惑業苦の三道に就て、生死流轉の相續を明すは二種生死の中分段生死の説明である。分段生死と名くる所以は業種子の資助の勢力に隨て、若干の期間苦樂

分段生死

の果報を相續して、而して更に他生を受け、生死に分段を見るが故である、この分段生死は三界有漏の果體にして、必らず煩惱障の資助に由るものである。

然るに不定性の獨覺聲聞及八地以上の大菩薩等の如き、既に永く煩惱障を斷じ若くは伏し畢れる有情は、三界分段の生死を受くる必要も無く、また受くべき譯も無い、然しながら尙ほ未だ無漏善淨の佛果には、無數劫の修行を経ざれば到達しないのである、是等の有情の受用せる異熟果を名けて不思議變易生死と稱する。此の生死の果體は、無漏の定願力に資感せられたる微妙なる異熟果にして、其の妙用測り難きものあるを以て不思議と名け、鄙惡の身命を改轉して殊勝の身命を成し、定まれる齊限無きが故に變易生死と名くる。抑も第八識は佛果に至りて、方めて無漏の現行に轉し、金剛喻定無間道までは全く有漏識にて相續する、假令六七二識に無漏相續するも、總報別報の果體は有漏を改めない。故に變易生死の親因縁の種子は有漏の識等の五支の種子である、此の五支種子の現行の増上縁は、所知障に助けられたる無漏有分別の業が、曾て起したる欲界の福業及色界の不動業、色界の中唯外道の無想天、及無漏の五淨居の業を除く、また無色界は依報なきが故に之を

不思議變易生死

除くを資助し、以て異熟果の増上縁即ち異熟因とする。

有漏識等五支名言種子

親因縁

生變易生死果

由所知障起無漏有分別業能資

増上縁

欲界福業色界不動業 (所資)

所知障に由りて起る無漏有分別業と言ふは、因位にありては未だ無相と大悲とを圓かに證せざるが故に、所知障によりて菩提と有情との實有を執せざれば、猛利の大悲と大願とを發起するに由なし。故にこの實有の執に助けられて、無漏後得縁事の智と俱なる思、上求菩提下化衆生の大悲大願を起す、之を無漏有分別業と名くる、此の智は勝定に相應する、この定願力を以て有漏の故業たる福業不動業を資け、之を増上縁として變易生死の果を受く。この變易生死の相狀は阿羅漢の延壽の如く、現身の因を資けて長時に與果して絶へざらしめ、展轉して増勝ならしめ、以て無上菩提を證得するに至るのである。生死と名くるも分段生死とは意義を異にする、分段なしと雖も、佛果の如く轉變なきものではない、定願力によりて改轉増勝ならしむる有漏の果報なれば、固より生死の外とは言ひ難い、變易生死と名くる

所以である。されば三界外の生死なりと雖も無漏には非ず、諸經に無漏界外の生死と言へるは、無漏業を増上縁とするからである。變易生死をまた意成身とも名く、舊譯には意生身と譯す、悲と願との意に隨て成せらるゝ身なりとの意である。

二種生死の分位を定むれば、先づ菩薩に就て智増の菩薩は初地以上能く俱生の煩惱を伏するが故に、初地より變易身を得、悲増の菩薩は二地及至八地までに俱生の煩惱を伏して變易身を得る。悲智平等の菩薩は生死を怖るゝと否とによりて煩惱を伏するに遲速あり、隨て變易に遲速がある。二乘に就て、定性の二乘は變易身を受けず、不定性の無學は既に三界の煩惱を斷せるが故に、廻心すれば則ち變易身を受け、前三果廻心のものは或は分段を受け、或は變易を受く。凡夫は總て分段生死なりとす。

以上二種生死を説くに、變易生死は有漏の流轉相續に關せず、斷惑證理の徑路に屬すれども、生死の名を以てすれば攝せらるべき有漏の果報である。菩薩の位次等は下章に就て知るべし。

第三章 斷惑證理論

凡そ釋尊一代の説教其の法門無量なりと雖も、その期する所は、流轉生死の因果を終止して、佛果自在の妙境界に到らしむる外はない。佛教は徒らに智識慾を充さんが爲の學問でも無く、文學でも無く、迷悟の徑路を指示する宗教である、哲理を説くも哲理の討究が目的ではない、これによりて、斷證の規律を求むるのである。流轉生死の原因が惑障であり、その惑よりして種々の有漏生死の行業を起し、惑業の資助によりて苦果を相續するものとすれば、この流轉を熄めて二轉依の妙果に至らんとするには、全く其の反對の徑路を取れば善いのである。人法二空智を修熟して煩惱障所知障を斷除し、十波羅密等の善行を積集して、有漏生死の惡業を對治すれば、則ち四智心品圓明無礙にして、盡未來際福智無盡の妙果に到達するのである。斷惑證理は生死相續を逆轉し、有漏の因果を滅除して、無漏界を展開する方法である。

然らば則ち如何なる種類の有情が、能く斷惑證理に堪得るか、如何なる行位を

經て果を刻成するか、極果の徳相は如何なるものなるか、以下法相宗の所談を記述すべし。

第一節 修道の機類

一切の有情は、相當の教導を被り漸次に修行すれば、皆必ず佛果に到達し得るか、少くも一切有情は成佛し得べき素質を有するか否か。此の問題は佛教に於いては非常な大問題である、若し成佛の素質無きものありとせば、假令幾何の難行苦行を積むも皆これ徒然に過ぎぬ、迷界を轉じて悟界に證入する能はざる有情には、佛教の教義は殆んど畫餅に等しい。然らずして一切有情悉く成佛の素質を有とせば、各その行功の堪ゆる所に従つて、成佛の門戸を叩けば、何時かは無上妙果の極位に至る。佛教を實際に修行せんとする者に對しては、これ程の大問題は別にないのである。

此の問題に就て大乘諸宗は多く、一姓皆成を唱へて一切衆生悉く佛性を有すれば、如何なる蜻飛蠕動の類までも成佛すべからざるものはないと論じ、殊に理事無

五種性の各別

礙の極端なる發揮に伴ひ、草木國土悉皆成佛とまで唱破するに至つた。然るに、法相宗獨り五性各別の旗幟を擁して一性皆成の説に反對する。一切の有情には、無始時來法爾自然に五種類がある、五種類とは定性聲聞、定性緣覺、定性菩薩、不定種性、無性有情の五つで、定性聲聞の有情は、修道の結果必ず阿羅漢を證し、定性緣覺の有情は必ず辟支佛を證し、定性菩薩の有情は、必ず佛果に至り、不定種性の有情は必ず二乗を迂廻して終に佛乘に歸し、無性有情は盡未來際三乘無漏の智を起すこと能はず、何時までも三界流轉の域を脱却することを得ぬ。以上五性の中、前の二者、定性聲聞、定性緣覺は灰身滅智の小涅槃に趣向して、此に有情の相續を滅する、全く消えて無くなつて仕舞ふので、これを一向趣寂の二乗と名くる。不定種性の有情は、一旦は二乗道を修すれども、終に大乘に廻して菩薩行を修する、これ回向善提の聲聞と名くる。されば五性の中、佛果に至るべきものは、定性菩薩と不定種性の二で、其他の三は佛果を期することは出来ない。斯く分別を加ふる五性各別説は、誰れでも成佛出來ると談する一性皆成説と相合せざること甚だ遠い。

法相教義が他の大乘諸宗に對抗して五性各別の旗幟を立つる所以は、一に『解

五性各別説の
所依

深密經』の説に據る、而してまた眞如凝然無爲無作用説や有爲種子差別説などの哲理的の説明が、一性皆成説を破斥して五性各別説を成立するに適して居る譯である。『解深密經無自性相品』に曰く。

一切聲聞獨覺菩薩、皆共此一妙清淨道皆同此一究竟清淨更無第二。我依此故密意説言、唯有一乘。非於一切有情中、無有種種有情種性、乃至善男子、若一向趣寂聲聞種性、補特伽羅、雖蒙諸佛施設種種勇猛加行方便化導、終不能令當坐道場證得阿耨多羅三藐三菩提。何以故、由彼本來唯有下劣種性、故乃至是故説彼名爲一向趣寂聲聞、若廻向善提聲聞種性、補特伽羅、我亦異門説爲菩薩等。

此の文に二の説明がある。種性各別を認め、聲聞緣覺菩薩の三乘、各その涅槃の完極を異にするとするれば、その斷證の道行きが、判然として、三乗の別なかるべからず、三乗教は當初より終極に至るまで別ならざるべからず。然るに經説には數々一乗と説きて、三乗の門戸且く異なれども、その終極は一佛乘に歸すべきものであると説けるを以て、種性各別を唱ふると共に、一乗説を會釋しなければならぬ。此の文始に一乗を會し次に二乗定性を明してある。文の一妙清淨道と指すは三無

自性の説を承け來つた文勢で。三乗共にこの妙道に依るが故に唯一乗と説いたので、有情の種性に種種不同なしと言ふのでは無いと、これ一乗を會したる文段である。而して次に一向趣寂聲聞種性の有情は、如何に諸佛の方便化導を蒙るも、到底無上菩提に至ることは出來ぬ、何故かといへば本來唯下劣の種性のみを有するからであると、これ定性二乗の有情は菩薩種子を有せざるが故に畢竟して成佛は出來ぬとの説相である。之を此經の一乘方便三乘眞實會一立五の明證とする。舊譯の『深密解脫經』も、此の章段は矢張り種性永別の説になつてある。

さて右の『解深密經』の文には一向趣寂の定性二乗と、廻向菩提の不定性とがあり、定性菩薩も勿論説かれてある譯になつてあるが、明かに五性の名目は列ねて無い。五性の目は『楞伽經』に出でたり、文に曰く

有五種種性何等爲五謂聲聞乘種性緣覺乘種性如來乘種性不定種性無種性等と『勝鬘經』の説も亦之に類する。法相家にては此等の經を種性各別説の所依とすれども、五種性の目を取るのみで『楞伽經』等の教義を依用するものではない。教義から言へば『楞伽』『勝鬘』等は如來藏緣起説で、五種性の永別を説くものではない。

五性名稱の出
據

い、『解深密經』の文意とは相反したる説である、五性各別説は『解深密經』に準據して他經を會するのである。

五種性の別は何に由りて生ずるか、これ無漏種子の具不到るに由るのである。故に經に唯下有劣種性故といふ、聲聞の無漏種子のみを有するものを聲聞種性とし、緣覺の無漏種子のみを有するものを緣覺種性とし、この兩者を定性二乗とも一向趣寂の二乗とも名くる。而して佛乘の無漏種子のみを有するものを菩薩種性とし、佛乘の種子と二乗の種子の兩者か、若くは其の一かを有するものを不定種性とす、これを廻向菩提の聲聞種性とも名くる。次に全く無漏種子を有せざるものを無種性の有情と名く。委く論すれば聲聞と緣覺との無漏種子を有する、二乗中の不定種性あれども、何れにせよ二乗の範圍を出でざるが故に、定性二乗に攝して別開しないのである。

以上五種性の別は、本有無漏種子の有無及優劣に由るものなれば、到底一に歸することは出來ぬ、本有無漏種子の無いものに、無漏の現行あるべき理なく、また新熏無漏種子の生ずべき時なし、優劣もまた同じく、二乗下劣の種子のみ有するものは、

五性各別の理
由

畢竟して最勝の佛果の種子を成就すること無きが故に、種性の別は永遠の差別である。所被の根機既に永別なるが故に、能被の三乗教も永遠に歸一しない、一乘といふは方便で三乗別立が眞實となる。

然るに前に記する如く、法相以外の大乗諸宗は皆な有情の種性に永不成佛の根機あるを許さず、如來藏緣起及び眞如緣起の教義よりして、一切衆生悉く成佛の素質を有すと談じ。五性の差別は『楞伽』等に之を説くも、これ衆生當機の暫有の差別にして永遠の區別に非ず、二乗の如きも終に大涅槃の佛果に到達するものと談する。但し無餘涅槃より還生して大乘に廻向するや否やに就き、三論の古師には之を許さなかつた人も有る、即ち永滅の二乗を認めたまやうに見ゆるが、種性の別を立つるには非ず。是に就ては『涅槃經』等には明かに一切衆生悉く佛性とも、また無一不成佛とも説き、『法華經』には於一佛乘分別説三と説き、一性皆成三乗方便一乘眞實の明證少からず、其他『楞伽』『勝鬘』『密嚴』等にも明かに種性永別に非ることを説かれてある、文證も理證も頗る多い。法相家としては先づ經文より之を會釋するを要するが、皆これ『解深密經』の所謂密意一乘なるもので、佛顯了の説では無

いと遮し。一切衆生悉く成佛するといふは、不定種性の廻向菩提を獎勵する説相であると見る。『解深密經』は至極深意の居士を對機として、十八圓滿の報土に在りて説かれたるもので、正宗七品の文文句々盡く性相の奥底を開示したものである。到底この經説を以て未了義方便の説と見ることは、何れの點より論ずるも出来べきことで無い。若し觀音彌勒等の居士に對して方便教を説くと言はば、何れの對機を得て眞實了義の經を説くとせん、深密の説は究竟の實義であると論ずるのである。併し、『法華』等の諸大乘經の説相對機と言ひ化儀と言ひ、深密の會坐に比して劣等なりとは言へないで、これは互に勝手に主張するに過ぎないことになる。尙は經文に就ても種々の會釋を設けて、法華の三乗開會は一類の不定性に約するもので、五性を會したものでないなど、立義するも、要するに文句の會釋は各己の立義で雙方の共許は期し難いのである。

五性各別を立つる法相家の論理としては、『樞要』に立量を設けて曰く

所説無姓決定、應有宗有無二姓、隨一故因如有姓者、喻

所説無姓決定、應有宗聖所説、故因如有姓者、喻

種性各別の立量

二乗之果、應有定姓、宗乘所被、故因如大乘者、喻

と、前の二は無性有情の立量で、後の一は定性二乗の立量である。第一の立量の意は經に説ける無性有情は決定して有るものである、有種性の有情の存在を許す限りは、有無二性の一たる無性有情なしとは言ふべからずと。第二の立量の意は、有姓と説くも無性と説くも同じく佛の所説なり、有性の有情ありと許しながら無性有情の存在を許さざる理なしと。第三の立量の意は、菩薩聲聞緣覺共に乘所被の機である、大乘所被の機に定性菩薩ありと許しながら、二乗所被の機に定性二乗なしとは言ふべからずと言ふのである。法相家は能く因明を應用する、此立量なども餘り三支の形式に當て符め過ぎで、論理が却て分り悪いやうの感もある。併し法相家に於ては此の慈恩の立量を以て確乎不拔の論法として一乗家に對する。よりて一乗家よりも此の立量に就て種々の非難を加ふる、『三論大義鈔』四の難破の如きがこれである、源信和尚の遠決の量と言へるものも其の一である。之に對して法相家の答辨は『同學鈔』二に論ずる如きもので、因明の規則に準して隨分辨難往復したものであるがつまり、これだけの論法によりて一乗家を屈服せしめん

とするは、蓋し容易に過ぎた譯である。有無二性の隨一なるが故に、同じく聖所説なるが故に、同じく乗教の所被なるが故に、との立論で、無性有情定性二乗を成立せんとするも、他の經説に之に反したる説相無くんばともかく、一性皆成の經文や、三乘方便の經文が多々存在する以上は、夫々反對の立論も成立する。何分教證によりて相對するときは相互に明了なる所據を有するので、結局が文句の會釋を相互に主張するに終る。有名なる村上帝應和三年の清涼殿に於ける南北高僧の大論争の如きも、文句の會釋を上下するに止まつたやうな次第である。

之を要するに五性各別説に對する反對の原理は、印度佛教に於ける如來藏緣起論即ち一切有情の自性清淨心佛果の萬德を具するといふ立論である、これが支那に入りては理事無礙事々無礙等の教義となり、一切諸法皆眞如の萬德を具して、悉く成佛の素質を有するといふ哲理となり、有情中に有性無性定性等の差別永存すべきに非ずと論ずる。これが賴耶緣起説の有爲差別永存の説と並び立たざる教義である。故に法相教義にては、努めて自性清淨心の緣起を論難する。經に自性清淨心と説き、或は心性清淨と説くは、二空所顯の眞如に約するもので、識心の上に

談すべきことに非ず。若し有情識心の本性が清淨ならんには、惡心無記心は何に由りてか起る。若し清淨心が惡心無記心となると言はば、無漏心も有漏心となり、善心惡心も互に因縁と作ると言ふべし。此の如きは矛盾の甚しきものであると。又眞如は無爲である、無爲とは無變化の意味である、無變化は無作用である、眞如若し縁起せば變化である有作用である、眞如無爲は斷して縁起すべからずと。法相家は、大要此の如き論法を以て一乘家の縁起說を根本より破壊せんとするのである。然るに前に圓成實性の下に述べし如く、一乘家の所謂無爲は法相家の所謂無爲とは意義が同一でない、また自性清淨心が惡無記を起すを矛盾なりと難する論法は、有漏の本識に無漏種子を具するといふ法相教義の本有無漏種子說に衝突する。種子は本識體上の用である、有漏の本識に無漏を生ずる用ありとすることが容易に言ひ得べくんば、自性清淨心客塵煩惱に覆はるゝといふことも、左まで困難の立論とは言へない。無漏種子が有漏本識に依附すといふに就ては『唯識論』の二に無漏種子雖依附此識而非此性攝故非所緣雖非所緣而不相離如眞如性不違唯識と會釋せるも、ともあれ熏習に由らざる本有無漏種子が有漏本識に依附し、この無

漏種子の發展によりて、終に有漏の全部を斷盡し得と談するときは、自性清淨心無始無明と共に俱存して、終に無明を斷盡して無漏清淨の本覺を開顯すと説く如來藏緣起說と、客の差こそあれ、反對の法が無始時來並び存すといふ根本思想は殆んど同一である。法相家の難破も、如來藏緣起說を顛覆する程の有力なる論證とは見難い。

縁起論の發足點に於て、無始本有を認むることは兩者共に一である、説明の容易ならざることまた一である、容易に其の優劣を判すべきものではない。法相教義を以て一概に權教なりと速斷するは、尙舊譯を擧げて誤謬視するの大膽なると一對で慎重なる研究の態度でない、公平なる學者の討究を要する。五性各別說に對する立破は、尙叙すべきもの多しと雖も、小冊子の盡すべきに非れば今は之を略する。

さて有情の種性五種を存するが故に、三乘の根機各三乘法修行の人で、この區別は人法共に永く存する。されは法相大乘の教義を實修して佛果に至るべき有情、即ち大乘教修行の根機は定性菩薩と不定性との二者に局る。定性菩薩は直ちに

佛果に向ふ故に之を頓機とし、不定性の有情は一度二乗を迂回して菩提道に向ふが故に之を漸機と名く。この漸悟の人は廻心以後劫數を経て資糧位に入る、その劫數の間を相似の十信と名けまた假名の菩薩といふ、初果廻心の者は八萬劫、二果廻心の者は六萬劫、三果廻心の者は四萬劫、四果廻心の者は二萬劫、獨覺廻心の者は十千劫を経る、所謂八六四二萬十千劫の説である。斯く時劫を経過するも、その大乘に廻入するには必定である。この頓漸二機を大乘修行の根機とし、其他には成佛の根機は無いとすが五性各別論の結歸である。

第二節 修道の行位

斷惑證理は一朝にして成すべきにあらず、無量の福智は短時日に積集せらるべきものではない、能く三阿僧祇の長時を貫きて、而して後二轉依の妙果に到達する。菩提薩多 Bodhisattva 秦に大心の衆生といふ、能くこの長時の修行を成す、その行位大に分ちて五位と爲す、五位とは一には資糧位、二には加行位、三には通達位、四には修習位、五には究竟位である。

第一項 資糧位

資糧法

資糧位とは『論』に曰く爲趣無上正等菩提修集種種勝資糧故と。又曰く此位菩薩依因善友作意資糧四勝力故と。無上菩提に趣向せんが爲に、大乘教多聞熏習の因力と、無量諸佛に奉事するを得たる善友力と、決定勝解の作意力と、諸善根を積集せる資糧力とによりて、上地に入る、この修行の行位を資糧位と名くる。この位では唯識義に深く信解を起すも、多く事相散心の外門に位して菩薩行を修するので、未だ二取習氣即ち二障の種を伏滅して起らざらしむることは出来ない。資糧位また順解脱分と名くる、『論』に曰く爲有情故勤求解脫由此亦名順解脱分と、解脱を勤求して之に順する修行を積むの謂である。此位中に十住十行十廻向の三十位あり。

順解脱分

十住

一、十住 十住とは菩薩此の位の中に在りて心を佛法に安住す、六度等の行あれども未だ殊勝ならざるが故に、但だ住と名くる。一に發心住、二に治地住、三に修行住、四に生貴住、五に方便住、六に正心住、七に不退住、八に童眞住、九に法王子住、十に

灌頂住これを十住とす。第一の發心住に十信を修す、信心精進心念心惠心定心施心戒心護心願心廻向心なり、信心とは四諦三寶を信する、精進心とは善心の勇悍、念心とは憶念不忘、惠心とは邪正簡擇、定心とは禪定、施心とは布施、戒心とは三聚淨戒、護心とは護持正法、願心とは四弘誓願、廻向心とは上求菩提下化有情の心である、この十信は佛道修行の第一歩で、流石に廣大なる發心である。第二の治地住には三業を淨治する。第三に修行住とは勝理觀を修し上妙行を起す。第四に生貴住とは此位の菩薩諸の聖法正教中より生ずるに名く。第五に方便住とは所修の善根皆有情救濟の爲にす。第六に正心住とは他の讚毀を聞て心動かす。第七に不退住とは三寶三際の有無を聞て心轉せず。第八に童眞住とは三業清潔、有情世間器世間を悟る。第九に法王子住とは眞俗諦を解し、法王の法を悟りて、佛位を襲くあらんとす。第十に灌頂住とは行漸く勝れて、太子の王位を受くるに堪ゆるが如きを云ふ。

十行

二十行 十行とは一に歡喜行、二に饒益行、三に無恚行、四に無盡行、五に離癡亂行、六に善現行、七に無著行、八に尊重行、九に善法行、十に眞實行なり。此位に至れば

十廻向

六度等の諸行を行すること勝れたるが故に、名くるに、行の目を以てする。第一に歡喜行とは、大施主と爲りて一切を能く捨つるに悔なし、生を感み法を慕ふ、見るもの歡喜す。第二に饒益行とは常に淨戒を持ち、一切衆生に無上戒を立て、不退地を得しむる。第三に無恚行とは常に忍辱を修して、和顏愛語自他を害せず、能く怨對に忍ぶ。第四に無盡行とは、多劫に劇苦を受くるも、上求下化念念に息まず。第五に離癡亂行とは、常に正念に住して、一切法に於て癡亂あること無し。第六に善現行とは、三業寂滅にして無縛無着、能く隨類現生衆生を救ふ。第七に無着行とは、求法度生、心に厭足無く、寂滅を以て諸法を觀し、一切に於て心に所着なし。第八に尊重行とは、善根智慧等の法を尊重して悉く成就し、二利の行更に増々修習す。第九に善法行とは、四無礙陀羅尼門諸善惠法を得て、能く衆生の爲めに正法を守護し、佛種を絶わざらしむる。第十に眞實門とは、第一義諦の悟を成就し、三世諸佛の眞實語無二語を學し、説の如く能く行し、語行相應色心皆順する。以上を十行とする。

三十廻向

十廻向とは、一に救護衆生、離衆生相廻向、六度四攝等を行じて、衆生を救護するに平等觀に入りて、怨親衆生等の相を見ざるをいふ。二に不壞廻向、三

寶の所に於て、不壞の信を得、諸善を持し、衆生に廻向して善利を獲しむるをいふ。
 三には等諸佛、廻向三世佛の生死に著せず、菩提を離れざるを學んで廻向の事を修するをいふ。四には至一切處、廻向一切の諸善根を修習し、此善根を以て一切三寶の所、一切衆生の所に供養利益の事を作さしめんと廻向するをいふ。五には無盡功德藏、廻向悔過の善根を修し一切業障を離れ、諸如來と一切衆生との所有の善根に隨喜し、此の隨喜の善根を廻向して諸佛刹を莊嚴し、諸の功德を修す、諸の虛妄を離れて所著無く、廻向し已るに由りて無盡の善根を得るをいふ。六には隨順一切堅固善根、廻向内外の財を以て衆生の意に隨て之を惠施し、諸の苦者を見ては、哀愍して身を以て代り、堅固にして自性の功德に安住す、是等の諸功德を廻向して、一切衆生をして大智慧を得て大苦を除滅せしむるをいふ。七には等心隨順、一切衆生廻向能く一切の善根を増長し、永く顛倒を離れて諸行に著せず、一切の善根皆悉く廻向して、一切衆生の功德藏と爲り、普く一切を覆ふて生死を拔出し、衆善を得しむることを等しくして差異なきをいふ。八には如相廻向、念と智とを成就し、不動に安住して、心に所依無く、寂然として亂るゝ無く、一切平等正法に違せず、刹を嚴り衆

生を度するに、皆眞如平等の相に順して廻向を爲すをいふ。九には無着無縛解脫、廻向所攝の善根、憍慢等の諸有の縛着を離れ、解脫心を得て普賢行を行す、所修の諸善、執して己れ及び他人の爲にせず、無縛着解脫の心を以て一切に廻向し、饒益するをいふ。十には法界無量、廻向離垢の繒を以て頂に繫け、大法師の記を受けて、他の生類に法施し、世間を嚴淨し、智等を生ずること悉く虚空に同じく眼量なく、諸有る善根を以て廻向を修すること法界に等しきをいふ。この十位を廻向と名くるものは、斯の位に在りては、所修の行皆廻向を爲すを以て名づけたのである。

第二項 加行位

加行位とは第十廻向の滿心に四加行を修するをいふ。『論』に曰く、菩薩先於初無數劫、善備福德智慧資糧、順解脫分、既圓滿已、爲入見道、往唯識性、復修加行、伏除二取、謂煖頂忍、世第一法、此四總名、順決擇分、順趣眞實、決擇分故、近見道、故立加行名。資糧位三十心の間に第一の阿僧祇劫を経て、備さに福慧の資糧を積集し、終り將さに見道に入りて無漏智現前せんとするに方り、此に四加行位に於て能取所取を伏除す

四加行後、
煖、頂、忍、
世第一法

順決擇分

る。此位は見道の決擇分に順するを以て順決擇分と名け、また見道に近き故に加行位と名くる。二取とは能取所取に取執するので、所取とは所取の境能取とは能取の識、所取の境を略標すれば一切法の名義自性差別である、名は能詮の名句文を指し義は所詮の體と義とを指す、この名義に各自性と差別とがある、即ちこれ一切法を該攝する。この所取の四境は假有實無の法にして、所取の取著すべきなしと觀達するを所取空とし、所取既に空なれば能取の識も亦た有に非すと觀達するを能取空とする。而してこの觀に四尋思觀四如實觀の順序がある。四尋思觀とは名義自性差別の四は皆な自心變なりと尋思する。これに下と上とあり、下の尋思觀は明得定に依り、上の尋思觀は明増定に依る、下を煖位とし、上を頂位とす、この煖頂の二位は共に所取空を觀する。初の位に在りては、無漏智を火に譬ふれば、その前相を得る故に、明得定と名け、また煖と云ふ、次の位に在りては、明相增長する故に明増定と名け、尋思位の極なるが故に頂と名くる。次に四如實觀に亦上下あり、下の如實觀は印順定に依り、所取空を決定印持し、能取空に順樂し、印可す、是を忍位とする。忍に上中下あり、下忍は所取空を印持し、中忍は能取空を順樂し、上忍は能取

二取空

空を印持す。上の如實觀は無間定に依り、能取所取を雙へて二取空を印持す、之を世第一法とする。異生法中の最勝なるが故に世第一法と名け、この無間刹那に見道に入るが故に無間定と名くる。

以上四加行位に在りて二取空を觀すと雖も、觀心未だ相を除かず、心に所得あり、實に眞の唯識性に安住したのではない。この位を未だ相縛、龜重縛を遣らすといふ、相縛とは相分なり、龜重縛とは一切有漏法なり。故に未だ二取習氣の種子を斷除することは出来ないのである。

第三項 通達位

通達位

通達位とは『論』に曰く加行、無間此智生時體會眞如名通達位、初照理故亦名見道と。十廻向滿位四加行位に至るまでは、無漏智未だ現前せず、眞如に體會せず、世第一法の刹那、二取空を印持するも亦た有相を脱せず、その無間刹那に無漏智始めて現行して眞如に體會す、之を通達位と名け、また見道といふ。見道とは次の修道に對する名目にして、無漏の正智始めて理を照らすを見と名け、行人由りて以て極果

見道

正體智後得智

眞見道

正智緣如

見道斷惑

に趣くべきが故に道といふ。

見道の智に正體智後得智あり、正體智は無差別を照らす實智にして、後得智は差別を照らす權智である。實智先づ理を照らして權智之に次ぐ、前を眞見道とし後を相見道となす。初に眞見道。また一心眞見道といふ、無分別の正體智、二空眞如の理を所縁となし、都て種々戲論の相を取らず、唯識の眞勝義性に契會し、所縁の理と能縁の智と、平等平等にして、俱に能取所取の相を離るゝ、理を所縁とすと雖も相分を帶して縁するに非ずして、直ちに眞如の體相を挾帶して縁する、理體を離れざるが故に所縁に相なく、能縁の見分また分別なし、理智全く契會して平等である。而して此智現前するとき分別起の二障の種子及び習氣を斷除す、此に所謂習氣とは、種子の氣分を指す、譬へば香體と餘香との如く、種子の更に微細なる餘力を習氣といふ。即ち分別起の二障は全部斷盡せらるゝのである。元來二障は二執より起る、二執は即ち能取所取の執である、故に二空即ち二取空の唯識觀成するとき、二障は對治を被ること、恰かも闇室に光明を入るゝ如くなるべき道理である。資糧位よりして唯識觀を修すれども、有漏智の有相觀に過ぎざるが故に、二障の現行を漸

凡夫と聖者の區別

見道の無間道解脱道

相見道

伏するに過ぎず、加行位に至りて全く分別起二障の現行を伏すと雖も、種子を斷除するに至らず、見道に至れば無漏の正智親しく理體を緣するが故に、此に始めて種子を斷除するに至る。而して分別起の惑は愈強なるが故に、一たび眞理見照の智起れば、則ち一時に頓斷して餘す無し、俱生起の惑の微細にして斷ち難きが故に、修道の所斷となるに同じからず。此の見道初無漏の現行、分別起二障の斷除を以て、凡聖の境界とし、世第一法迄を凡夫とし、見道以後を聖者と名くる、これ不相應行の異生性を分別起二障の種子の上に立つる所以である。されば見道無漏智の作用は二空所顯の眞理を證すると、二障分別起の隨眠、即ち種子習氣を斷するとの二つの仕事がある、故に無間道解脱道の二に亘りて一刹那では無いが、その相等しきを以て一心眞見道と名くる、無間道には、三界分別起の煩惱障を一品とし、三界分別起の所知障を一品とし、此の二障を合して一念に斷する、解脱道には二空所顯の理を證し、また兼て二障種子の習氣を斷する、これまた一念である。

次に相見道とは、前の眞見道の後に分別智を以て唯識の相を緣する、見相二分ありて、無分別智の直ちに唯識性を緣するには同じからず。是にはまた二あり先づ

非安立諦の三品
 内遣有情假緣智
 内遣諸法假緣智
 遍遣一切有情諸法假緣智

安心諸二種の十六心

二空眞如を緣し、次に四諦を緣する、初を非安立諦の觀と名け、次を安立諦の觀と名くる。初に非安立諦を觀するに三品の心あり、我空を觀すると、法空を觀すると、併て二空を觀するとである。一に我空を觀するの智、これを内遣有情假緣智と名くる、内身を緣して有情は假なりと遣る、即ち生空なり。二に法空を觀するの智、これを内遣諸法假緣智と名くる、内身を緣して諸法は假なりと遣る、即ち法空なり。三に二空を觀するの智、これを遍遣一切有情諸法假緣智と名くる、遍ねく内外一切の有情諸法を緣して假なりと遣る、即ち二空を觀するなり。この三智は順次に下中上品の分別の隨眠を除く、智次第に強きを以てなり。次に安立諦を觀するに二種の十六心あり、所取能取を觀するによりて四諦に法と類とを分ち、更に忍と智とを分つもの、と、上下諦を觀するによりて四諦に法と類とを分ち、更に忍と智とを分つもの、二である。十六心の立名は二種共に同じで、苦諦に苦法智忍、苦法智忍、苦法智忍、苦法智忍、苦法智忍の四心、集諦に集法智忍、集法智忍、集法智忍、集法智忍の四心、滅諦に滅法智忍、滅法智忍、滅法智忍、滅法智忍の四心、道諦に道法智忍、道法智忍、道法智忍、道法智忍の四心で、合して十六心である。初に能取所取を觀するに就て言へば、苦法智忍、三界苦諦の眞如を觀

する智で、眞見道の斷惑に法則し、苦法智は眞見道の證理に法則する、而して苦類智忍、苦類智は更に順次に、苦諦眞如の能緣の智、即ち苦法智忍、苦法智を緣する、斯くて苦諦下に四心を成ずる。集諦滅諦道諦の下各また此の如く四心を成ずるのである。苦諦の眞如を觀するとき、三界苦諦に屬する二十八種の分別の隨眠を除き、集諦の眞如を觀するとき、三界集諦に屬する二十八種の分別の隨眠を除き、滅諦道諦また同じく二十八種の分別の隨眠を除き、合して三界見所斷の惑一百十二の隨眠を除く。次に上下諦を觀するに就て言へば、欲界四諦の眞如を觀するを法忍法智とし、上二界四諦の眞如を觀するを類忍類智とする、忍と智とは、見道の無間道解脫道に法とれる現觀現觀智なり。上下八諦に忍智を分ちて十六心となる。上下に分ては欲界四諦の眞如を觀するに四十種の分別の隨眠を除き、上二界四諦の眞如を觀するに七十二種の分別の隨眠を除き、合して三界分別起の惑百十二の隨眠を除くこととなる。凡てこの相見道に於て斷惑を談するは、實は眞見道の斷惑に法則するに就て斷惑を言ふもので、實の斷證ではない、假相である。

以上一心眞見道、三心相見道及び二種の十六心相見道を見道無漏智の行相とす

る。これ初地入心にありて、住心以後は之を修道とし次の修習位に属するのである。

第四項 修習位

修習位とは見道所断の餘障即ち俱生起の二障を断せん爲めに數々無分別智を修習する、初地住心以後第十地の出心、金剛無間道に至る間に之を修道と名け、また修習位と名くるのである。概して修道の断惑を明せば、分別起の二障は前に記するが如く見道以前に現行を伏し、見道に種子と習氣とを断除するも、俱生起の二障は微細にして断じ難く、分別起と同様には行かないのと、また故らに留め置く理由もある。先づ俱生の所知障に就いては、その種子は十地中漸次に断除し、金剛定現前するに至て永く断盡する、其の現行は地前より地上に及びて漸次に之を伏する、八地以上第六の生空無漏無間に相續するを以て、六識と俱なる所知障の現行は全くこれ無しと雖も、七識と俱なる法執の現行は尙ほ現前することがある。次に煩惱障に就けば、その現行は地前に漸伏し、地上に頓伏す、然れども、故意によりて

前七地中には暫く現起することあり、これを故意方行の煩惱といふ。これは菩薩に智増悲増の二種ありて、悲増の菩薩は有情利益の爲めに煩惱を起すことがある、例へば人ありて千人を殺害せんとするを見て、多人を愍れむ爲めに其一人を殺害する、この殺行を爲す爲めに故らに瞋恚を起す、斯くて地獄中に生じて有情の苦に代るやうな場合があり、また隨類應同の身を受けて有情を利益せんが爲めに、故らに貪愛を起して人天の古業を潤し、人天の身を受くるやうな場合がある、之を故起といふ。八地以上は第六識が純無漏相續の故に煩惱の現行は永く伏せらるゝ、且又八地以上は分段生死を離れて變易身を受くる故に、潤生の煩惱を故起することが無いことになる。次に俱生煩惱の種子は金剛定に頓断する、十地の練根は偏へに菩提を求むる爲である、故に煩惱の種を断するを急ぐことにはない、且つ七地以前には故らに煩惱の現行を起すことがあり、八地以上にはこの種子を留めて、以て變易生死を永くする必要もある、煩惱の種が變易身を助潤する譯ではないが、矢張自から生死を長からしむる餘力は有るのである、斯る理由によりて十地の末心まで断除せずに殘留してある。然し習氣は十地の地々に之を除くのである、種子を存

して習氣を除くといふは解し難きやうなれど、香體を存して香氣から除くといふことで別に怪しむべきことは無い。以上略して修所斷の二障の伏斷の次序に就いて修道斷惑の相を知るべきである。

十地

菩薩の十地とは一には極喜地、二には離垢地、三には發光地、四には焰慧地、五には極難勝地、六には現前地、七には遠行地、八には不動地、九には善慧地、十には法雲地をいふ、以上通じて地と名くるは總て有爲無爲の功德を自性とし所修の行の依持となり生長を得しむる義である。第一に極喜地とは菩薩此位に至りて、無始時來の異生性を捨てて初めて聖性を獲、具さに二空眞如を證し能く自他を益することが出来るで大歡喜を生ずる、故に極喜地といふ、舊譯には歡喜地といへり。前記の如く此位の入心が見道で、住心以後を修道とする。初地の所斷を言へば異生性障である。所證は通行眞如である。第二に離垢地とは、淨戒を具して能く微細の誤犯を起すところの煩惱の垢を遠離するに名く。此地の所斷は邪行障と名けて所知障の俱生の一分と、彼に起されたる誤犯の三業とである。所證は之に反する最勝眞如である。第三に發光地とは、勝定と大法總持とを成就して、能く無邊の妙惠光

遠行地

を發すに名くる。此地の所斷は闇鈍障と名くる、所知障の俱生の一分である、此障は所聞思修の法を忘れしめ、此地の勝定と總持と所發の三惠とを障ふる。所證は之に反する勝流眞如である。第四に焰慧地とは、最勝の菩提分法に安住して、煩惱の薪を焼く智慧の焰増盛なるに名くる。此地の所斷は微細煩惱現行障と名くる、所知障の俱生の一分、第六識と俱なる身見と我所と邊見と我慢我愛の見と俱なるもの、及び定愛、法愛等である。而して所證は之に反する無攝受眞如である。第五に極難勝地とは、眞俗兩智の行相互に違へるを合して相應せしむること、極めて難勝なるに名くる。此地の所斷は、下乘般涅槃障と名くる、所知障の俱生の一分にして、生死を厭ひ涅槃に趣かしむること、二乗の苦を厭ひ滅を欣ぶに同じく、此地の生死涅槃無差別の觀を障ふる惑である。而して所證は之に反する類無別眞如である。第六に現前地とは、緣起に住する智、染淨無分別の最勝般若を引て現前せしむるに名くる。此地の所斷は、麁相現行障と名くる、所知障の俱生の一分、染淨の麁相ありと執して現行ある惑である。而して所證は之に反する無染淨眞如である。第七に遠行地とは、無相行を修し、有功用の究竟にして、世間と二乘道とに出過する

有相と無相行

有用と無功

四無礙解

に名く、前の六地は染淨無二に住し、庵相の染淨分別を斷すれども、尙ほ細相の流轉還滅の相を執するあり、故に無相に非ず、今この第七地は細相現行障を斷じて、全く無相道に入る。所證は法無別真如である。第八に不動地とは無分別智任運の相續して、相と用と煩惱と動かす能はざるに名くる。此地の所斷は無相中作加行障と名くる所知障の俱生の一分にして無相觀を任運に起らざらしむる惑である。前五地は有相觀多く無相觀少く、第六地は有相觀少く無相觀多く、第七地は純ら無相觀なれども、未だ無相中に加行ありて、未だ化他の爲めに任運に相と土とを現する事が出来ぬ、是の如き加行は八地の無功用道を障ふる、故に之を斷ずる。而して所證は之に反する相土自在所依真如である、また不増減真如といふ。第九に善惠地とは微妙の四無礙解を成就して、能く十方に遍して善く法門を説くに名くる。此地の所斷は利他中不欲行障と名くる所知障中の俱生の一分にして有情を利樂する事に於て勤行を欲せず、自利を修せんことを樂はしむる惑である、この惑は四無礙解を障ふる、所證は之に反する智自在所依真如である。四無礙解とは、一に法無礙解、能證の法に於て總持自在なるをいふ、二に義無礙解、所證の義に於て總持自

金剛喻定

十波羅蜜

布施波羅蜜

戒波羅蜜

在なるをいふ、三には詞無礙解、言音展轉訓釋に於て總持自在なるをいふ、四には辨無礙解、善く機の宜しきに達して巧みに爲めに説くをいふのである。第十に法雲地とは大法智の雲衆徳の水を含んで、虚空の如くなる無邊の二障を覆隠し、無量の功徳を法身に充滿せるに名くる。此地の所斷は於諸法中未得自在障と名くる所知障中の俱生の一分にして諸法の上に自在を得ざらしむる惑である。所證は之に反する業自在等所依真如である。この第十地の満心に金剛喻定あり、この定の解脱道は即ち佛果である、この金剛喻定現在前するとき俱生の微なる所知障及び俱生煩惱障の種子を頓斷する。四十一位と數ふるときは別に等覺を開かぬのである、で、金剛喻定までを十地の満心として、直に佛果に接する。

以上十地所修の行は其の實無量なりと雖も之を概すれば十波羅蜜に攝する。一には布施波羅蜜、施に三施あり、財施無畏施法施である、財施は資財を施すをいひ、無畏施は他をして怖畏を免れしむるをいひ、法施は他の爲めに法を説くをいふ。二には戒波羅蜜、戒に三あり、律儀戒攝善法戒饒益有情戒である、律儀は戒法儀式で、轉た善法を生ずるを攝善法戒といひ、轉た有情を利益するを饒益有情戒といふ。

忍辱波羅蜜

三には忍辱波羅蜜にも三種あり、耐怨害忍、安受苦忍、諦察法忍の三である。敵害に遇ふも彼を愍んで捨てざるを耐怨害忍といひ、寒熱等の苦痛に遇ふも更に退轉なきを安受苦忍といひ、真如無生法を證するの智を諦察法忍といひ、また無生法忍ともいふ。四に精進波羅蜜にまた三種あり、被甲精進、攝善精進、利樂精進である。猛利の樂欲を發して懈怠なきこと甲を被りて敵陣に入るが如しとの意にて被甲精進といひ、善法を修するに精進なるを攝善精進といひ、利樂有情に精進なるを利樂精進といふ。五に靜慮波羅蜜にまた三種あり、安住靜慮、引發靜慮、辨事靜慮である。靜慮により現法樂住に安住するを安住靜慮といひ、六神通を引發するを引發靜慮といひ、利益有情の事業を成辨するを辨事靜慮といふ。六に般若波羅蜜にまた三種あり、生空無分別惠法、空無分別惠、俱空無分別惠である。人空法空俱空の三智を指す。七に方便波羅蜜、方便善巧に二種あり、廻向方便善巧と拔濟方便善巧である。般若に由りて諸の善根を以て無上菩提に廻向するを廻向方便善巧といひ、大悲によりて諸の有情の一切の善利を作すを拔濟方便善巧といふ。八に願波羅蜜にまた二種あり、求菩提願と利樂他願である。前は自利にして後は利他なり。九に力波羅蜜に

精進波羅蜜

靜慮波羅蜜

般若波羅蜜

方便波羅蜜

願波羅蜜

力波羅蜜

智波羅蜜

また二種あり、思擇力と修習力とである。諸法を思擇して而して修習する、此の思擇力と修習力とによりて、前の六度を無間に現行せしむるのである。十に智波羅蜜にまた二種あり、受用法樂智と成就有情智である。施等の六によりて後得化他の智を成立し、また此の智によりて六度を成立する、これを受用法樂智と名づけ、此の妙智に由りて能く有情饒益を爲すを成就有情智と名くる。第六の般若波羅蜜は根本智に約し、第十の智波羅蜜は後得智に約するのである。波羅蜜多、Paramitah 譯して到彼岸となす、此に由りて涅槃に到るが故に、此名を立つる。

凡そ修行の時劫に就て三大阿僧祇劫を立つる、阿僧祇此に無數と譯す、三期の無數劫を経るのである。地前に一阿僧祇劫を経、初地より七地に至るまでに一阿僧祇劫を経、八地以後更に一阿僧祇劫を経る。この三祇の時量は必ずしも齊等なる意義では無い、修行の淺深不同に約して三期を建立するのである。而してまた上上精進の菩薩は若干の劫數を超越して佛果に至ることありとする。

第五項 究竟位

究竟位とは究の無漏界を言ふ。菩薩三大阿僧祇劫の難行正に成滿して、金剛喻定の無間道に二障の種子を斷盡し、惑障全く存する所なく、其の解脱道に大菩提大涅槃を證得する、これ即ち二轉依の妙果なるものにして、性淨圓明善常安樂なる佛境界である。

一 二轉依果

二轉依の果とは大涅槃大菩提を曰ふ。轉依の名義を釋するに四義を明むるを要す、一に能轉道、二に所轉依、三に所轉捨、四に所轉得なり。一に能轉道とは、これに能伏道と能斷道あり。能伏道とは、二障の現行を伏する智にして、有漏無漏の加行根本、後得智總てに通ずる。能斷道とは、二障の種子を斷する智にして、無漏の根本智後得智を指す。此の二は資糧位以後二障の現行を伏し、通達位以後其の種子を斷じて、次の所轉依を轉じて、染を捨て淨を取らしむる働を爲すのである。二に所轉依とは、これに持種依と迷悟依との二あり。持種依とは第八本識を指す、本識は染淨法の種子を持して、染淨法のために所依と爲る、然るを無漏智轉して染を捨て

淨を得せしむる。迷悟依とは眞如をいふ、眞如は能く迷悟の根本と作り、諸の染淨法之に依りて生ずることを得る、然るを無漏智轉して染を捨て淨を得せしむる。

この二が所轉の相手である。三に所轉捨とはこれに所斷捨、所棄捨の二あり。所斷捨とは二障の種子をいふ、金剛心の無間道までに斷捨せらるゝものである。所棄捨とは所餘の有漏法と劣無漏との種子をいふ。所餘の有漏とは染汚法の斷捨せらるべき法を除きて、有漏の善と、三無記と、法執の一分を除ける異熟生の少分とを指す、これ等の法は、無漏智の障礙とならざる故に因位に在りては斷捨の必要なく、金剛心解脱道に純淨の本識現前するとき之を棄捨するのである。劣無漏とは見道修道の無漏をいふ、見道無漏を下品とし、修道の無漏を中品とす、この下品中品の無漏は因位に在りては、能く惑障を斷する智慧にして殊勝なるものなれども、究竟無漏界の純淨の本識現行するときは、上品無漏の種子のみとなりて、下中品の無漏種子は棄捨せらるゝ、これ金剛心解脱道の所棄捨である。この上品種子の現行が、佛果の四智心品微妙不可思議の依正二報にして、因位無漏の現行は永く起らないのである。四に所轉得、これが佛果無漏にしてこの所顯得、所生得の二あり、所顯

得とは本來自性清淨の大涅槃、客障に覆はれて顯れざりしもの、聖道生じて彼の障を斷するが故に、其の相顯はるゝ、故に所顯得といふ。所生得とは大菩提で、本來能生の種子ありしかども、所知障に礙へられて現行する能はず、今聖道の力を以て彼の障を斷する故に菩提現行する、故に所生得といふのである。以上四義轉依の意義を明す、大涅槃大菩提は、斯くて轉得せられたる果なるを以て二轉依の妙果と稱せらるゝ。

先づ大涅槃の義を明さば、涅槃具さには涅槃那 *Nirvāṇa* 『涅槃經』迦葉品には涅槃に無生無作無爲解脱光明彼岸無畏無退寂靜無相無二清涼廣大吉祥等の數多の異名を擧げてあるが、要するに涅槃の意義が頗る多含なので、支那の譯家は、圓寂大圓寂入滅寂滅秘藏安樂無累解脱解脱不生無爲滅度などの譯名を用ゐてある。『論』の十に曰く大涅槃此雖本來自性清淨而由客障覆令不顯、眞聖道生斷彼障故令其相顯名得涅槃、此依眞如離障施設故體即是清淨法界と、聖道無漏智によりて惑障を除遣し眞如の體顯現せるを大涅槃を得といふのである。涅槃の義を別てば四あり、一に本來自性清淨涅槃、二に有餘依涅槃、三に無餘依涅槃、四に無住處涅槃である。

涅槃の譯名

本來自性清淨涅槃

有餘依涅槃

無餘依涅槃

一に本來自性清淨涅槃とは一切諸法の體性たる眞如の理に名くる、煩惱惑障の客染ありと雖も本來自性清淨にして無數量の功德を具する、一切有情平等に有するところである、其の性本より圓寂の故に涅槃と名くる。二に有餘依涅槃とは眞如煩惱障を出づるも、異熟の果體尙存して微苦の所依未だ滅せざるを有餘依といひ、障永く寂まりたるを涅槃といふ、阿羅漢の最後身未だ灰滅せざる間の如きを有餘依涅槃といふ。三に無餘依涅槃とは眞如全く生死を出づるときで、煩惱も無く餘依も無く、衆苦永く寂たるをいふのである。四に無住處涅槃とは眞如所知障を出づるときで、大悲と大智とに常に輔翼せらるゝ、斯に由りて生死に住せず涅槃に止まらず、有情を利樂して未來際を窮むる、悲智二用常に起れども體性常に寂なるを以て涅槃と名くる。この四涅槃の中一切有情皆な第一を有し、二乘定性の無學は前の三涅槃を有し、不定性未入地の者は第一第二あり、直往の入地の菩薩は第一と第四と有り、無學廻心入地の菩薩は第一第二第四あり、唯如來のみは四涅槃を具する。如來に有餘依涅槃ありとするは、實には苦依の餘殘あること無けれども、身を現じて有に似たるに約する。而して佛果の涅槃は二乘及び菩薩に勝るゝが故に、大涅槃